

技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日

(改正 令和元年 6 月 26 日)

(改正 令和 3 年 7 月 20 日)

1 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る関東地区地域協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「関東地区」という。）の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2 取組事項等

協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都県、機構との連携の確保及び強化

3 組織

- (1) 協議会は、関東地区を管轄する労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都県、警視庁及び県警察本部、機構及びその地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4 会議の開催等

- (1) 協議会は、毎年6月頃に、東京都で開催する。また、必要に応じて、臨時に協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないとして協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、東京労働局が担当する。
- (2) その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別表 関東地区地域協議会構成員

| 都道府県労働局 | 地方出入国在留管理局 | 地方農政局等 | 地方経済産業局 | 地方整備局等 | 地方運輸局等 | 都道府県及び 都道府県警察本部 | 外国人技能実習 機構 地方事務所 |
|---|--------------------------------|--|-----------------------|---|--|---|--------------------------|
| 茨城労働局労働基準部監督課長 茨城労働局職業安定部訓練室長 栃木労働局労働基準部監督課長 栃木労働局職業安定部訓練室長 群馬労働局労働基準部監督課長 群馬労働局職業安定部訓練室長 埼玉労働局労働基準部監督課長 埼玉労働局職業安定部訓練室長 千葉労働局労働基準部監督課長 千葉労働局職業安定部訓練室長 東京労働局労働基準部監督課長 東京労働局職業安定部訓練課長 東京労働局雇用環境・均等部指導課長 神奈川県労働局労働基準部監督課長 神奈川県労働局職業安定部訓練室長 新潟労働局労働基準部監督課長 新潟労働局職業安定部訓練室長 山梨労働局労働基準部監督課長 山梨労働局職業安定部訓練室長 | 東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門 首席審査官 | 関東農政局経営・事業支援部 経営支援課長 北陸農政局経営・事業支援部 経営支援課長 | 関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課長 | 関東地方整備局建設部建設産業第一課長 北陸地方整備局建設部計画・建設産業課長 | 関東運輸局自動車技術安全部整備課長 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 茨城県警察本部生活環境課長 栃木県警察本部生活環境課長 群馬県警察本部生活環境課長 埼玉県警察本部保安課長 千葉県警察本部風俗保安課長 警視庁保安課長 神奈川県警察本部生活保安課長 新潟県警察本部生活保安課長 山梨県警察本部生活安全捜査課長 長野県警察本部生活環境課長 茨城県産業戦略部労働政策課長 栃木県産業労働観光部労働政策課長 群馬県産業経済部労働政策課長 埼玉県産業労働部産業人材育成課長 千葉県商工労働部産業人材課長 | 東京事務所長 水戸支所長 長野支所長 |

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 長野労働局労働基準部監督課長 長野労働局職業安定部訓練室長 | | | | | | | 東京都産業労働局雇用就業部能力 開発課長 神奈川県産業労働局労働部産業人 材課長 新潟県産業労働部しごと定住促進 課長 山梨県産業労働部産業人材育成課 長 長野県産業労働部労働雇用課長 | |
|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

厚生労働省 労働局(関東地区)

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約172万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。【 】は関東地区

①就労目的で在留が認められる者 約36.0万人【約22.9万人】

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約54.6万人【約28.5万人】

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約40.2万人【約11.8万人】

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約4.6万人【約2.7万人】

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.0万人【約23.2万人】

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

| 「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格 | |
|------------------------|---|
| 在留資格 | 具体例 |
| 教授 | 大学教授等 |
| 高度専門職 | ポイント制による高度人材 |
| 経営・管理 | 企業等の経営者・管理者 |
| 法律 ・会計業務 | 弁護士、公認会計士等 |
| 医療 | 医師、歯科医師、看護師 |
| 研究 | 政府関係機関や私企業等の研究者 |
| 教育 | 中学校・高等学校等の語学教師等 |
| 技術 ・人文知識 ・国際業務 | 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等 |
| 企業内転勤 | 外国の事業所からの転勤者 |
| 介護 | 介護福祉士 |
| 技能 | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等 |

※外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策総合推進法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

日本で就労する外国人のカテゴリー（関東地区都県別状況）

| 都・県 | 外国人労働者数 (構成比) | ①専門的・ 技術的分野 (構成比) | ②身分に基づく 在留資格 (構成比) | ③技能実習 (構成比) | ④特定活動 (構成比) | ⑤資格外活動 (構成比) | ⑥不明 |
|------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------|
| 茨城 | 39,479 (2.3) | 5,178 (1.4) | 14,028 (2.6) | 15,290 (3.8) | 1,430 (3.1) | 3,553 (1.0) | 0 |
| 栃木 | 27,606 (1.6) | 3,229 (0.9) | 12,007 (2.2) | 8,303 (2.1) | 1,820 (4.0) | 2,247 (0.6) | 0 |
| 群馬 | 44,456 (2.6) | 4,569 (1.3) | 19,228 (3.5) | 10,234 (2.5) | 2,444 (5.4) | 7,981 (2.2) | 0 |
| 埼玉 | 81,721 (4.7) | 11,455 (3.2) | 31,411 (5.7) | 18,272 (4.5) | 2,487 (5.5) | 18,095 (4.9) | 1 |
| 千葉 | 67,177 (3.9) | 9,436 (2.6) | 21,769 (4.0) | 15,750 (3.9) | 2,093 (4.6) | 18,119 (4.9) | 10 |
| 東京 | 496,954 (28.8) | 167,805 (46.7) | 130,250 (23.8) | 22,897 (5.7) | 13,072 (28.7) | 162,915 (44.0) | 15 |
| 神奈川 | 94,489 (5.5) | 22,322 (6.2) | 40,440 (7.4) | 14,046 (3.5) | 2,385 (5.2) | 15,289 (4.1) | 7 |
| 新潟 | 10,427 (0.6) | 1,507 (0.4) | 2,747 (0.5) | 4,357 (1.1) | 256 (0.6) | 1,560 (0.4) | 0 |
| 山梨 | 8,360 (0.5) | 1,268 (0.4) | 4,316 (0.8) | 1,991 (0.1) | 107 (0.2) | 678 (0.2) | 0 |
| 長野 | 19,858 (1.2) | 2,304 (0.6) | 8,818 (1.6) | 7,080 (1.8) | 534 (1.2) | 1,122 (0.3) | 0 |
| 関東計 | 890,527 (51.6) | 229,073 (63.7) | 285,014 (52.2) | 118,220 (29.4) | 26,628 (58.4) | 231,559 (62.5) | 33 |
| 全国 | 1,724,328 (100.0) | 359,520 (100.0) | 546,469 (100.0) | 402,356 (100.0) | 45,565 (100.0) | 370,346 (100.0) | 72 |

※外国人雇用状況の届出状況(令和2年10月末現在)による。

技能実習 対前年増減状況

| | 全国 | 関東計 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 山梨 | 長野 |
|-------------|---------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 令和2年10月末現在 | 402,356 | 118,220 | 15,290 | 8,303 | 10,234 | 18,272 | 15,750 | 22,897 | 14,046 | 4,357 | 1,991 | 7,080 |
| 前年同期比(%) | 4.8 | 6.0 | 6.5 | 2.1 | 0.1 | 7.0 | 6.8 | 11.3 | 11.1 | 2.0 | 0.1 | ▲7.3 |
| 令和元年10月末現在 | 383,978 | 111,551 | 14,351 | 8,133 | 10,145 | 17,072 | 14,744 | 20,578 | 12,642 | 4,272 | 1,975 | 7,639 |
| 前年同期比(%) | 24.5 | 25.0 | 8.9 | 21.0 | 23.7 | 29.8 | 23.0 | 35.5 | 29.3 | 30.2 | 37.9 | 20.2 |
| 平成30年10月末現在 | 308,489 | 89,266 | 13,174 | 6,724 | 8,201 | 13,150 | 11,988 | 15,182 | 9,776 | 3,282 | 1,432 | 6,357 |

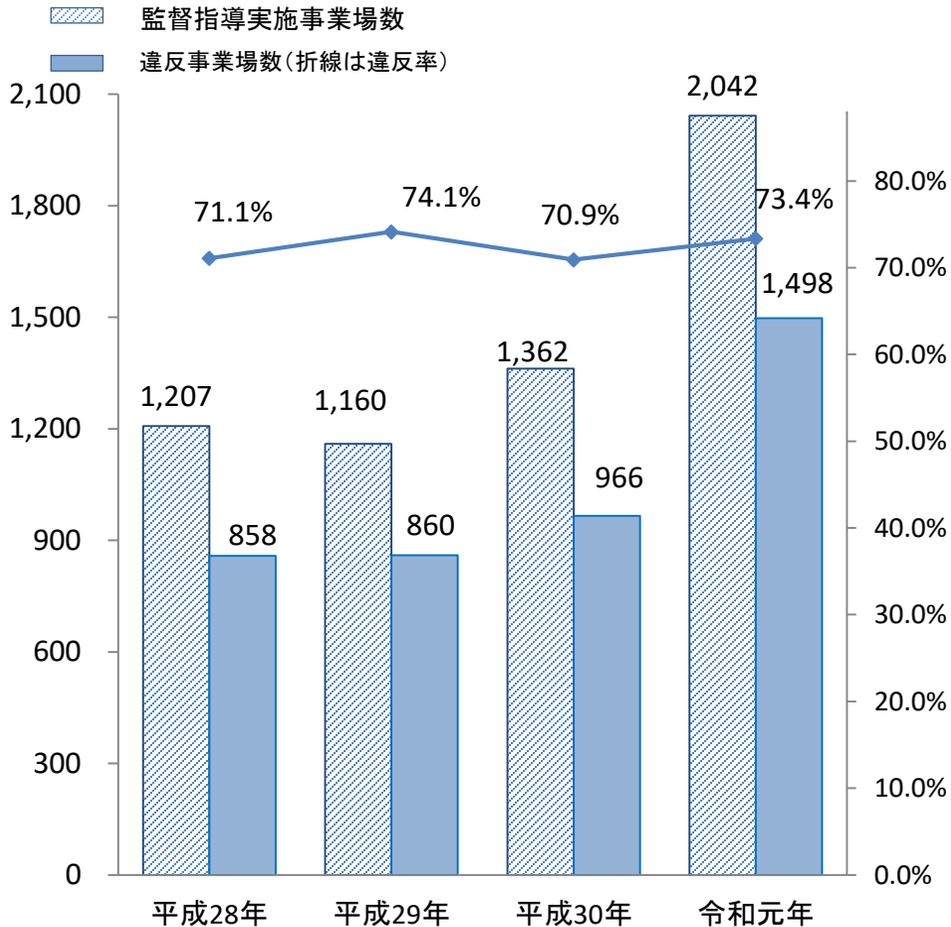
※外国人雇用状況の届出状況による。

2.外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(令和元年)

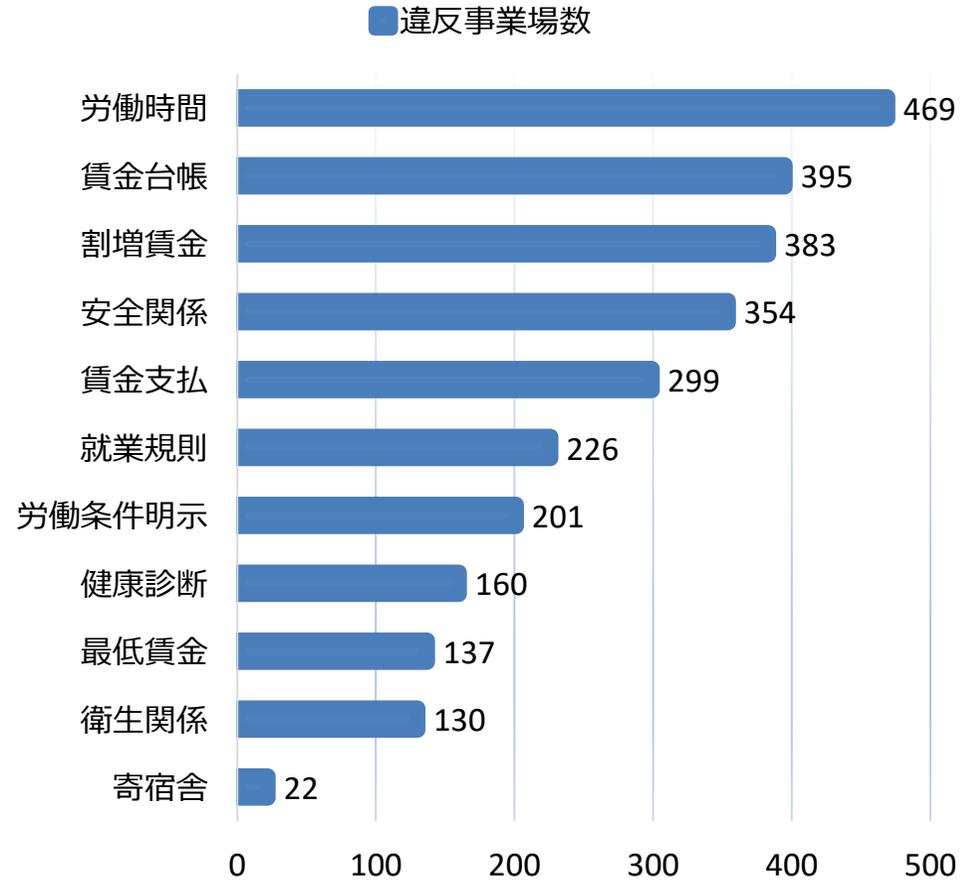
1 監督指導状況

(1) 関東地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して2,042件の監督指導を実施し、その73.4%に当たる1,498件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間 (23.0%)、②賃金台帳 (19.4%)、③割増賃金 (18.8%) の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例

外国人技能実習機構からの通報に基づき監督を実施し、違法な時間外・休日労働の解消等を指導

概要

- 倉庫業を営む事業場について、違法な長時間労働の疑いがあるという通報に基づき監督を実施した。
- 監督の結果、技能実習生に対して、以下の事実が認められた。

① 36協定で定めた上限時間を超えて、月100時間を超える違法な時間外労働（最長者は月113時間）を行わせていた。（※時間外・休日労働に関する協定のこと。以下同じ。）

② 賃金控除協定等の法定の除外事由なく、水道光熱費、食費を賃金から控除していた。

③ 月80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導を実施していなかった。

指導内容

- 1 36協定の上限時間を超えた時間外労働を行わせていたため是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外・休日労働時間の削減を併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）
時間外・休日労働の削減

- 2 法定の除外事由なく、水道光熱費、食費を賃金から控除していたため、是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条（賃金の支払）

- 3 月80時間を超える時間外・休日労働を行わせた場合は、医師による面接指導の速やかな実施に努めるよう指導した。

指導事項

医師による面接指導の実施

指導結果

- 上記各法違反・指導事項については、すべて是正・改善されている。

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成28年1月～12月)

| | | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 山梨 | 長野 | 合計 |
|------------|------------------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|------|
| 監督指導実施事業場数 | | 228 | 102 | 115 | 77 | 143 | 181 | 82 | 74 | 27 | 178 | 1207 |
| 違反事業場数 | | 160 | 65 | 72 | 49 | 125 | 136 | 58 | 47 | 23 | 123 | 858 |
| 主な違反 | 労働基準法第15条 (労働条件の明示) | 21 | 6 | 8 | 6 | 21 | 22 | 6 | 1 | 6 | 23 | 120 |
| | 同法第24条 (賃金の支払) | 64 | 3 | 8 | 5 | 11 | 34 | 5 | 2 | 5 | 28 | 165 |
| | 同法第32,40条 (労働時間) | 36 | 25 | 23 | 26 | 48 | 36 | 22 | 12 | 15 | 44 | 287 |
| | 同法第37条 (割増賃金) | 20 | 13 | 10 | 12 | 24 | 41 | 9 | 9 | 7 | 15 | 160 |
| | 同法第39条 (就業規則) | 12 | 7 | 11 | 6 | 17 | 19 | 5 | 5 | 5 | 19 | 106 |
| | 同法第108条 (賃金台帳) | 50 | 5 | 3 | 5 | 14 | 29 | 5 | 1 | 0 | 8 | 120 |
| | 同法第96条 (寄宿舎関係) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 5 | 10 |
| | 労働安全衛生法 (第20～25条) | 42 | 27 | 25 | 4 | 63 | 37 | 26 | 29 | 9 | 59 | 321 |
| | 安全関係 | 24 | 17 | 14 | 10 | 47 | 30 | 20 | 16 | 4 | 34 | 216 |
| | 衛生関係 | 18 | 10 | 11 | 8 | 16 | 7 | 6 | 8 | 5 | 25 | 114 |
| | 最低賃金法第4条 | 6 | 3 | 0 | 0 | 4 | 7 | 2 | 1 | 0 | 3 | 26 |
| 健康診断 | 30 | 7 | 13 | 3 | 9 | 26 | 4 | 5 | 0 | 10 | 107 | |

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成29年1月～12月)

| | | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 山梨 | 長野 | 合計 |
|------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|------|
| 監督指導実施事業場数 | | 143 | 114 | 114 | 108 | 137 | 172 | 98 | 76 | 36 | 162 | 1160 |
| 違反事業場数 | | 105 | 83 | 83 | 72 | 120 | 133 | 66 | 58 | 29 | 111 | 860 |
| 主な違反 | 労働基準法第15条 (労働条件の明示) | 20 | 6 | 13 | 17 | 12 | 32 | 12 | 6 | 9 | 9 | 136 |
| | 同法第24条 (賃金の支払) | 25 | 30 | 10 | 8 | 8 | 26 | 11 | 9 | 4 | 9 | 140 |
| | 同法第32,40条 (労働時間) | 29 | 25 | 33 | 50 | 47 | 48 | 28 | 17 | 8 | 41 | 326 |
| | 同法第37条 (割増賃金) | 27 | 11 | 17 | 18 | 28 | 53 | 12 | 11 | 8 | 16 | 201 |
| | 同法第39条 (就業規則) | 6 | 9 | 15 | 15 | 10 | 31 | 11 | 5 | 2 | 15 | 119 |
| | 同法第108条 (賃金台帳) | 22 | 3 | 6 | 8 | 11 | 44 | 8 | 9 | 6 | 10 | 127 |
| | 同法第96条 (寄宿舎関係) | 3 | 2 | 3 | 0 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 2 | 18 |
| | 労働安全衛生法 (第20～25条) | 27 | 33 | 34 | 13 | 61 | 6 | 18 | 21 | 12 | 43 | 268 |
| | 安全関係 | 18 | 20 | 23 | 9 | 47 | 4 | 12 | 11 | 8 | 28 | 180 |
| | 衛生関係 | 9 | 13 | 11 | 4 | 14 | 2 | 6 | 10 | 4 | 15 | 88 |
| | 最低賃金法第4条 | 2 | 2 | 1 | 3 | 5 | 6 | 1 | 2 | 1 | 7 | 30 |
| 健康診断 | 19 | 9 | 13 | 7 | 11 | 9 | 4 | 6 | 7 | 10 | 95 | |

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成30年1月～12月)

| | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 山梨 | 長野 | 合計 | |
|------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|------|-----|
| 監督指導実施事業場数 | 163 | 122 | 156 | 120 | 194 | 202 | 131 | 83 | 50 | 141 | 1362 | |
| 違反事業場数 | 103 | 88 | 115 | 79 | 160 | 134 | 97 | 59 | 30 | 101 | 966 | |
| 主な違反 | 労働基準法第15条 (労働条件の明示) | 13 | 6 | 8 | 7 | 13 | 20 | 12 | 3 | 3 | 9 | 94 |
| | 同法第24条 (賃金の支払) | 7 | 4 | 14 | 6 | 7 | 26 | 12 | 6 | 4 | 12 | 98 |
| | 同法第32.40条 (労働時間) | 43 | 39 | 45 | 31 | 62 | 40 | 31 | 16 | 9 | 45 | 361 |
| | 同法第37条 (割増賃金) | 21 | 13 | 23 | 13 | 26 | 45 | 19 | 9 | 9 | 22 | 200 |
| | 同法第89条 (就業規則) | 15 | 14 | 16 | 12 | 23 | 12 | 10 | 6 | 3 | 9 | 120 |
| | 同法第108条 (賃金台帳) | 8 | 8 | 6 | 6 | 12 | 26 | 11 | 3 | 2 | 8 | 90 |
| | 同法第96条 (寄宿舎関係) | 0 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 6 | 5 | 1 | 0 | 20 |
| | 労働安全衛生法 (第20～25条) | 54 | 33 | 57 | 21 | 80 | 40 | 34 | 31 | 11 | 43 | 404 |
| | 安全関係 | 38 | 22 | 39 | 15 | 67 | 36 | 25 | 23 | 7 | 28 | 300 |
| | 衛生関係 | 16 | 11 | 18 | 6 | 13 | 4 | 9 | 8 | 4 | 15 | 104 |
| | 最低賃金法第4条 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 2 | 13 |
| 健康診断 | 8 | 8 | 14 | 6 | 13 | 6 | 6 | 3 | 4 | 8 | 76 | |

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

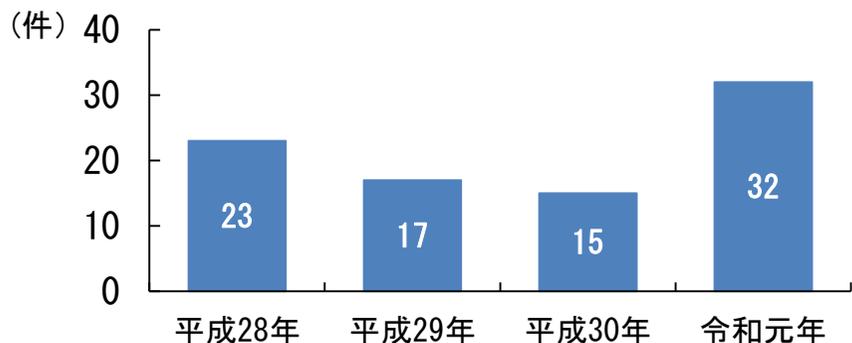
(関東地区)

(令和元年1月～12月)

| | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 山梨 | 長野 | 合計 | |
|------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|------|-----|
| 監督指導実施事業場数 | 244 | 160 | 214 | 270 | 324 | 259 | 212 | 94 | 65 | 200 | 2042 | |
| 違反事業場数 | 174 | 112 | 136 | 211 | 253 | 205 | 161 | 71 | 49 | 126 | 1498 | |
| 主な違反 | 労働基準法第15条 (労働条件の明示) | 20 | 7 | 26 | 37 | 39 | 23 | 23 | 4 | 6 | 16 | 201 |
| | 同法第24条 (賃金の支払) | 33 | 14 | 21 | 69 | 42 | 52 | 35 | 11 | 11 | 11 | 299 |
| | 同法第32.40条 (労働時間) | 50 | 34 | 46 | 72 | 75 | 62 | 58 | 15 | 27 | 30 | 469 |
| | 同法第37条 (割増賃金) | 34 | 20 | 35 | 71 | 53 | 63 | 45 | 13 | 22 | 27 | 383 |
| | 同法第89条 (就業規則) | 17 | 12 | 23 | 33 | 34 | 38 | 30 | 9 | 7 | 23 | 226 |
| | 同法第108条 (賃金台帳) | 46 | 18 | 22 | 98 | 75 | 71 | 32 | 6 | 10 | 17 | 395 |
| | 同法第96条 (寄宿舎関係) | 0 | 1 | 2 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 | 1 | 0 | 22 |
| | 労働安全衛生法 (第20～25条) | 58 | 41 | 43 | 35 | 82 | 61 | 44 | 31 | 19 | 70 | 484 |
| | 安全関係 | 36 | 28 | 23 | 24 | 67 | 51 | 35 | 23 | 14 | 53 | 354 |
| | 衛生関係 | 22 | 13 | 20 | 11 | 15 | 10 | 9 | 8 | 5 | 17 | 130 |
| | 最低賃金法第4条 | 13 | 8 | 12 | 29 | 26 | 20 | 18 | 4 | 1 | 6 | 137 |
| 健康診断 | 21 | 13 | 18 | 17 | 11 | 42 | 19 | 2 | 6 | 11 | 160 | |

2 申告状況

- (1) 技能実習生から関東地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は32件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(29件)、②支払われる賃金額が最低賃金額未満(5件)、③解雇手続の不備(5件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているの
で、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

賃金・割増賃金の不払
(労働基準法第4条、第37条)

29

最低賃金額未満
(最低賃金法第4条)

5

解雇手続の不備
(労働基準法第20条)

5

- (3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

事例

「割増賃金の支払が不足している」等の申告に基づき、監督指導を実施

概要

- 技能実習生から時間外労働の割増賃金の支払が不足しており、また、所定支払日に支払われないとの申告がなされた。
- 調査の結果、時間外労働に対する割増賃金について時間額530円～590円で支払われ、また、技能実習生から買い物に行きたい時等に都度申請して支払われることとなっており、所定支払日に支払われていないことが認められた。

指導内容

- 時間外労働に対して法定の割増率(25%)以上で計算し、不足額を支払うよう是正勧告した。また、所定支払日にその全額を支払うことについて是正勧告した。

違反条文

労働基準法第37条(割増賃金の支払)
労働基準法第24条(賃金の支払)

指導結果

- 技能実習生11名に対して、不払となっていた割増賃金、総額約800万円が支払われた。

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(平成28年1月～12月)

| 局 | 受理件数 | 主要事項別申告事項 | | |
|-------|------|-----------|----|-------|
| | | 労働基準法 | | 最低賃金法 |
| | | 賃金不払 | 解雇 | |
| 茨 城 | 7 | 7 | 0 | 0 |
| 栃 木 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 群 馬 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 埼 玉 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 千 葉 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| 東 京 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| 神 奈 川 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 新 潟 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山 梨 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長 野 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | 23 | 21 | 6 | 2 |

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(平成29年1月～12月)

| 局 | 受理件数 | 主要事項別申告事項 | | |
|-------|------|-----------|----|-------|
| | | 労働基準法 | | 最低賃金法 |
| | | 賃金不払 | 解雇 | |
| 茨 城 | 5 | 4 | 2 | 0 |
| 栃 木 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 群 馬 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 埼 玉 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| 千 葉 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東 京 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| 神 奈 川 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 新 潟 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山 梨 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長 野 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 17 | 12 | 3 | 0 |

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(平成30年1月～12月)

| 局 | 受理件数 | 主要事項別申告事項 | | |
|-----|------|-----------|----|-------|
| | | 労働基準法 | | 最低賃金法 |
| | | 賃金不払 | 解雇 | |
| 茨城 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 栃木 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 群馬 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 千葉 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 東京 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 神奈川 | 3 | 3 | 1 | 0 |
| 新潟 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 山梨 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長野 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 15 | 15 | 2 | 3 |

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

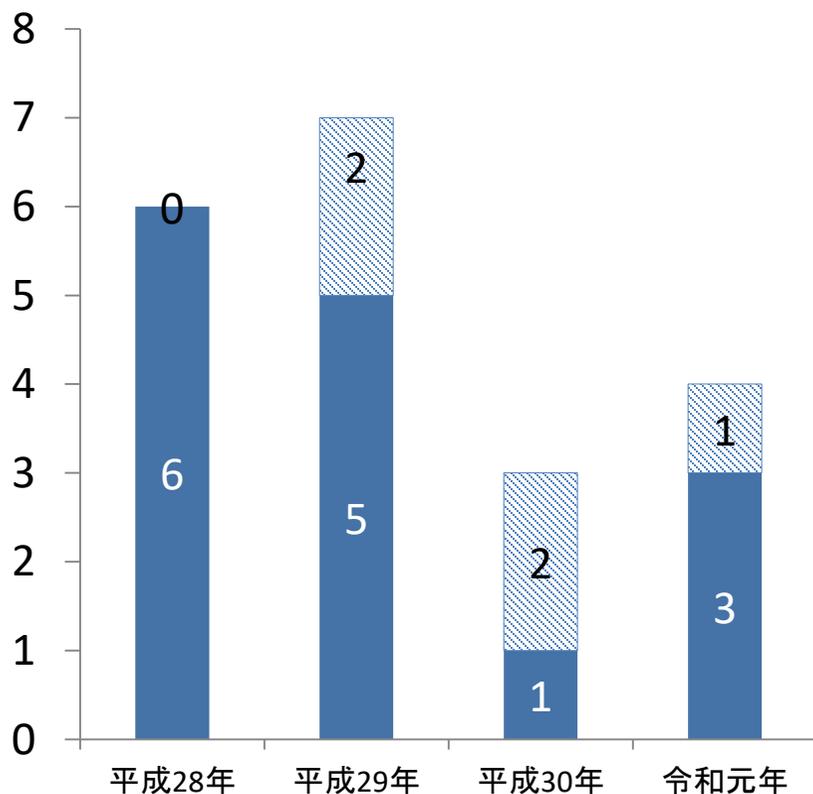
(令和元年1月～12月)

| 局 | 受理件数 | 主要事項別申告事項 | | |
|-----|------|-----------|----|-------|
| | | 労働基準法 | | 最低賃金法 |
| | | 賃金不払 | 解雇 | |
| 茨城 | 5 | 4 | 2 | 1 |
| 栃木 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 群馬 | 10 | 10 | 0 | 3 |
| 埼玉 | 3 | 3 | 0 | 1 |
| 千葉 | 6 | 6 | 1 | 0 |
| 東京 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 神奈川 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 新潟 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山梨 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長野 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 32 | 29 | 5 | 5 |

3 送検状況

(1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、関東地域の労働基準監督機関が送検した件数は4件であった。

■ 労働基準法・最低賃金法違反 ▨ 労働安全衛生法違反



(2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例

足場の組立て等作業主任者を選任せず足場の解体作業を行わせたことにより送検

捜査経過等

- 住宅の外壁改修工事において、高さ3.8メートルの足場上で足場の解体作業を行っていた技能実習生が地面に墜落し、死亡する労働災害が発生した。
- 捜査の結果、足場の解体作業を行うに際し、足場の組立て等作業主任者が選任されておらず、安全に作業が進行しているかの監視がなされていなかったことが明らかとなった。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び事業主について高さ5メートル以上の足場の解体作業を行わせるに当たり、足場の組立て等作業主任者を選任していなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第14条
(作業主任者)

技能実習生に係る送検件数(平成28年～令和元年)

| 局 | 平成28年 | | 平成29年 | | 平成30年 | | 令和元年 | |
|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|
| | 労基法 最賃法 | 安衛法 | 労基法 最賃法 | 安衛法 | 労基法 最賃法 | 安衛法 | 労基法 最賃法 | 安衛法 |
| 茨城 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 栃木 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 群馬 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 千葉 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 東京 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 神奈川 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新潟 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山梨 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長野 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 |
| 合計 | 6 | 0 | 5 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 |

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

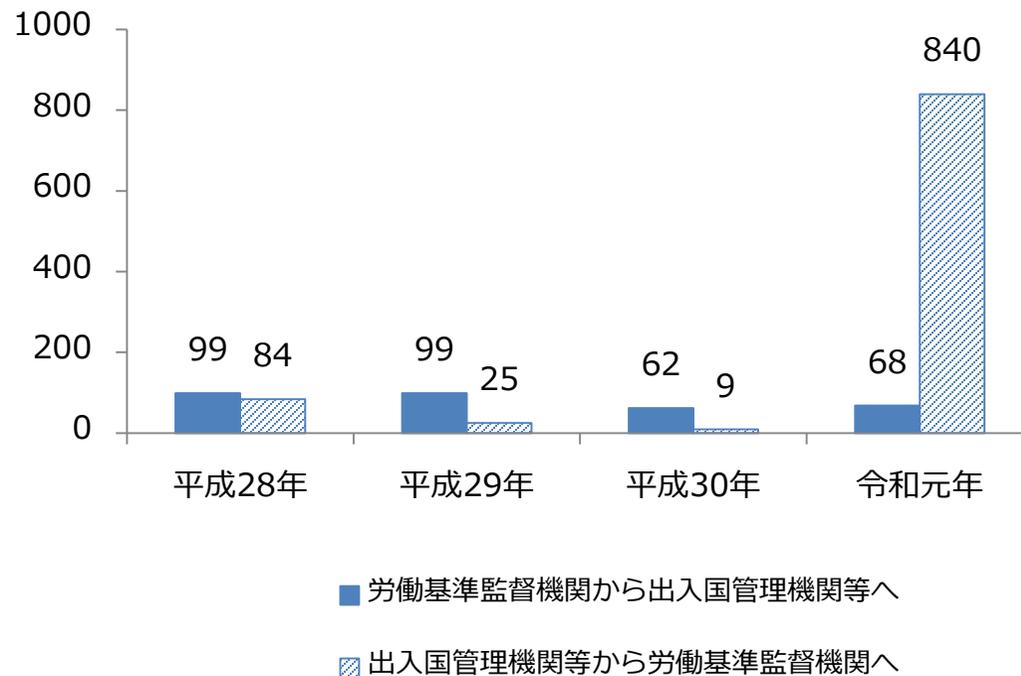
(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。

(2) 関東地区で労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は68件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は840件（※3）である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。



(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

(4) 監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報件数(平成28年～令和元年)

(関東地区)

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報件数

下段が出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報件数

| 局 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-----|-------|-------|-------|------|
| 茨 城 | 15 | 14 | 13 | 7 |
| | 65 | 14 | 0 | 139 |
| 栃 木 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| | 3 | 0 | 0 | 47 |
| 群 馬 | 7 | 8 | 9 | 1 |
| | 1 | 0 | 5 | 54 |
| 埼 玉 | 5 | 8 | 4 | 6 |
| | 4 | 4 | 1 | 147 |
| 千 葉 | 11 | 17 | 12 | 13 |
| | 4 | 1 | 1 | 179 |
| 東 京 | 29 | 35 | 12 | 24 |
| | 2 | 0 | 2 | 110 |
| 神奈川 | 1 | 3 | 3 | 4 |
| | 2 | 5 | 0 | 70 |
| 新 潟 | 5 | 3 | 4 | 2 |
| | 0 | 1 | 0 | 19 |
| 山 梨 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| | 2 | 0 | 0 | 17 |
| 長 野 | 22 | 5 | 2 | 8 |
| | 1 | 0 | 0 | 58 |
| 合 計 | 99 | 99 | 62 | 68 |
| | 84 | 25 | 9 | 840 |

3. 労働局の取組



外国人労働者の皆さまへ

外国人労働者相談コーナーのご案内

東京労働局で7言語、新宿労働基準監督署で6言語、品川労働基準監督署で2言語の外国語による労働条件の相談を以下のとおり窓口・電話で受け付けております。**※窓口相談に来られる際は、事前に相談日時等について予約願います。**

相談内容：賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

相談時間：9：30～16：30（12:00～13:00を除く）

| | | | | | | |
|---|---|---------|--|-------|---|---------|
| 英 | 語 | 月・水・木・金 | 東京労働局 労働基準部 監督課 ☎03-3816-2135 102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階 東西線・半蔵門線・都営新宿線 九段下駅徒歩5分 | | | |
| 中 | 国 | 語 | | 月・火・木 | | |
| タ | ガ | ロ | | グ | 語 | 月・火・水・金 |
| ベ | ト | ナ | | ム | 語 | 火・木・金 |
| ネ | パ | ー | | ル | 語 | 火・水・木 |
| カ | ン | ボ | | ジ | ア | 語 |
| モ | ン | ゴ | ル | 語 | 金 | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 英 | 語 | 月 | ・ | 火 | 新宿労働基準監督署 ☎03-5338-5582 169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4階 J R線 高田馬場駅 戸山口下車徒歩5分 西武線 高田馬場駅 戸山口下車徒歩7分 東西線 高田馬場駅 下車徒歩10分 | | | |
| 中 | 国 | 語 | 火 | ・ | | 木 | ・ | 金 |
| ミ | ャ | ン | マ | ー | | 語 | 月 | |
| 韓 | 国 | 語 | 木 | ・ | | 金 | | |
| タ | イ | 語 | 水 | | | | | |
| イ | ン | ド | ネ | シ | | ア | 語 | 水 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中 | 国 | 語 | 水 | ・ | 金 | 品川労働基準監督署 ☎03-3440-7556 141-0021 品川区上大崎3-13-26 J R線 目黒駅又は五反田駅徒歩7分 | |
| タ | ガ | ロ | グ | 語 | 月 | | ・ |

外国人労働者向け相談ダイヤルのご案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは180秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

| 言語 | 開設曜日 | 開設時間 | 電話番号 |
|-------------------|------|----------------------------|-------------|
| 英語 | 月～金 | 午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く) | 0570-001701 |
| 中国語 | | | 0570-001702 |
| ポルトガル語 | | | 0570-001703 |
| スペイン語 | | | 0570-001704 |
| タガログ語 | | | 0570-001705 |
| ベトナム語 | | | 0570-001706 |
| ミャンマー語 | | | 0570-001707 |
| ネパール語 | | | 0570-001708 |
| 韓国語 | | | 0570-001709 |
| タイ語 | | | 0570-001712 |
| インドネシア語 | | | 0570-001715 |
| カンボジア語 (クメール語) | | | 0570-001716 |
| モンゴル語 | | | 0570-001718 |

労働条件相談ほっとラインのご案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからも御利用いただけます。「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

| 言語 | 開設曜日 | 開設時間 | 電話番号 |
|-------------------|-------------|---|--------------|
| 日本語 | 月～日 (毎日) | ○平日(月～金) 午後5時～午後10時 ○土日・祝日 午前9時～午後9時 | 0120-811-610 |
| 英語 | | | 0120-531-401 |
| 中国語 | | | 0120-531-402 |
| ポルトガル語 | | | 0120-531-403 |
| スペイン語 | | | 0120-531-404 |
| タガログ語 | | | 0120-531-405 |
| ベトナム語 | | | 0120-531-406 |
| ミャンマー語 | | | 0120-531-407 |
| ネパール語 | | | 0120-531-408 |
| 韓国語 | | | 0120-613-801 |
| タイ語 | | | 0120-613-802 |
| インドネシア語 | | | 0120-613-803 |
| カンボジア語 (クメール語) | | | 0120-613-804 |
| モンゴル語 | | | 0120-613-805 |



ご相談ください!

厚生労働省
東京労働局
外国人特別相談・支援室



外国人特別相談・支援室の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します!

外国人労働者の労務管理等に関する

無料 訪問支援の御案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場に、職員が直接お伺いして相談・支援をさせていただいております。

この訪問支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。労務管理の手法の一つとして、ぜひ御活用ください!

◎こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

■外国人労働者の労務管理全般に関すること

- 外国人を雇用したいけど、どんなことに気を付ければいいのか?
- 今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

■労働基準法等に関すること

- 外国人にも労働基準法は適用されるの?
- 労働条件に日本人と差をつけてもいい?
- 外国語で書いた労働条件通知書のモデルがほしい!

■外国人雇用特有の問題に関すること

- 就かせてもいい仕事といけな仕事は何を見れば分かるの?
- 外国人向けの教材や講習機関を紹介してほしい。
- 他社の好事例を紹介してほしい。

■このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- 働き方改革関連法のうち、労働基準法の改正に関すること
- 助成金の御案内



訪問支援の対象となるのは、**外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場**です。対象となるか御不明な場合には外国人特別相談・支援室にお問合せください。

訪問支援を希望される場合は、裏面の申込用紙により、お申し込みください。

申込先 外国人特別相談・支援室 行

FAX 03-3358-6562

(電話 0570-011000 機関の番号2の1)

外国人労働者の労務管理等に関する訪問支援 利用申込書

| | | | |
|-----------------|--|---|-------------------|
| 事業場名 | | | |
| 所在地 | 電話 () () FAX () () | | |
| 事業の種類 (業務内容) | 外国人労働者数 (パート等含む) | | 人 |
| | 外国人労働者の 在留資格※ ※分かる範囲で ご記入ください | | |
| 訪問希望日を御記入ください。 | | | |
| 第一希望 | 令和 | 年 | 月 日 (午前・午後・どちらでも) |
| 第二希望 | 令和 | 年 | 月 日 (午前・午後・どちらでも) |
| 第三希望 | 令和 | 年 | 月 日 (午前・午後・どちらでも) |
| 説明を受けたい・相談したい内容 | | | |
| [] | | | |

※必要事項をご記入の上、郵送またはFAXによりお申し込みください。

※訪問希望日は、業務の都合により御希望に沿えない場合がございます。

その場合は、改めてお電話等で日程調整させていただきますことを御了承ください。



外国人在留支援センター

FRESC

がいこくじんざいりゅうしえんせんたー

Foreign Residents Support Center (FRESC)

フレスク

検索

Phone Number 代表電話番号 (でんわ)

0570-011000

(ナビダイヤル)

一部のIP電話及び海外からはこちら

03-5363-3013

Address 住所 (ばしょ)

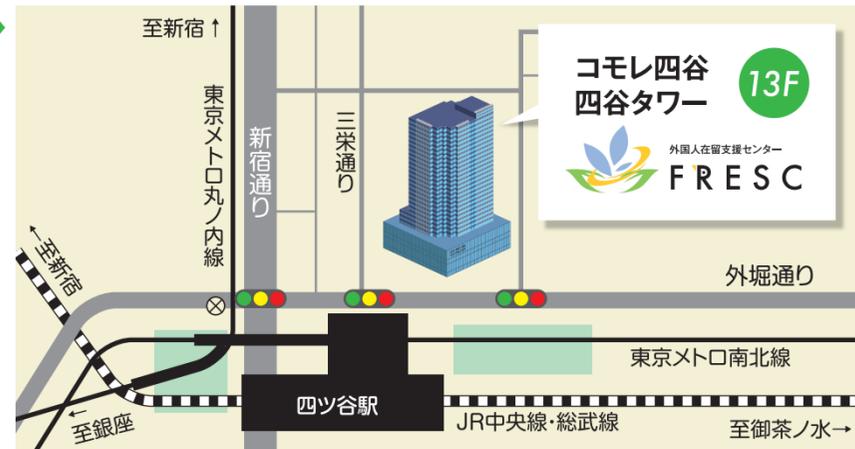
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F

Opening hours 開庁時間 (あいているじかん)

9:00~17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁

Access アクセス (あくせす)

- JR中央線・総武線
四ツ谷駅: 徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線
四ツ谷駅: 徒歩1分
- 東京メトロ南北線
四ツ谷駅: 徒歩3分



出入国在留管理庁 (情報公開窓口)

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう (じょうほうこうかいまどぐち)

Immigration Services Agency of Japan

TEL. 03-5363-3005

http://www.immi-moj.go.jp/news-list/kaiji_release.html



日本貿易振興機構 (ジェトロ) (高度外国人材活用相談)

にほんぼうえきしんこうきこう じえとろ

Japan External Trade Organization (JETRO)

TEL. 03-3582-5203

e-mail. OpenforProfessionals@jetro.go.jp ※相談用メールアドレス
<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>



東京出入国在留管理局 (在留相談)

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく (ざいりゅうそうだん)

Tokyo Regional Immigration Services Bureau

TEL. 03-5363-3025

e-mail. info-fresc@i.moj.go.jp ※予約専用
Reservation only
<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/tokyo.html>



外務省 ビザ・インフォメーション (査証相談)

がいむしょう びざ・いんふおめーしょん (びざのそうだん)

MOFA Visa Information

TEL. 0570-011000

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>



東京法務局人権擁護部 (人権相談)

とうきょうほうむきょくじんけんようごぶ (いじめなどのじんけんのそうだん)

Tokyo Legal Affairs Bureau Human Rights Department

みんなの人権110番. 0570-003-110
外国語人権相談ダイヤル. 0570-090-911

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>



東京労働局外国人特別相談・支援室 (労働問題相談)

とうきょうろうどうきょくがいこくじんとくべつそうだん・しえんしつ (しごとのそうだん)

Tokyo Labour Bureau Consultation and Support Office for Foreigners

TEL. 0570-011000

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/fresc.html>



<https://www.toukiren.or.jp/fresc>



日本司法支援センター (法テラス) (情報提供・法律相談)

にほんしほうしえんせんたー・ほうてらす (ほうりつでこまっていること)

Japan Legal Support Center (Houterasu)

TEL. 0570-011000 (日本語)
0570-078377 (その他の言語)

<https://www.houterasu.or.jp>



東京外国人雇用サービスセンター (就職相談)

とうきょうがいこくじんこようさーびすせんたー (しゅうしょくそうだん)

Tokyo Employment Service Center for Foreigners

TEL. 0570-011000

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>



外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center



FRESC

外国人在留支援センターとは

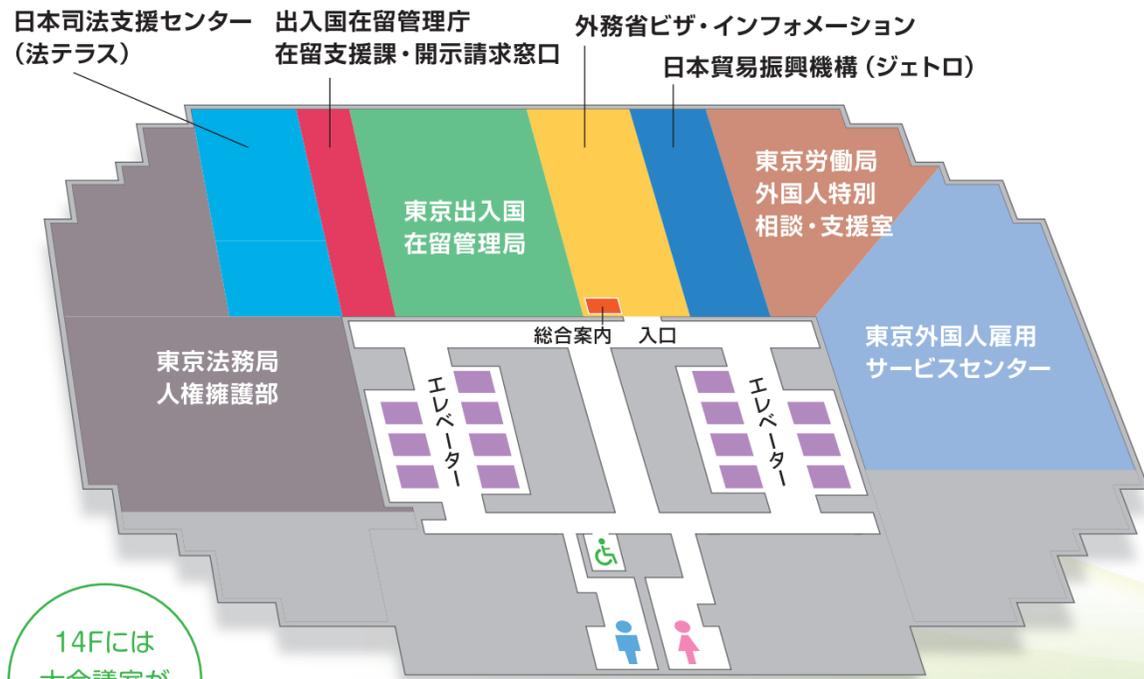
外国人在留支援センター (FRESC/フレスク) は、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が、新宿区のJR四ツ谷駅前にある「コモレ四谷 (CO・MO・RE YOTSUYA)」ビルに集まって、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

外国人在留支援センター (FRESC) では、入居する関係機関が連携して、外国人の在留に関する様々な支援施策を実施することにより、外国人受入れ環境を整備していきます。



外国人在留支援センター フロアガイド

Floor guide



14Fには
大会議室が
あります

センター内の 行政機関案内



出入国在留管理庁在留支援課・開示請求窓口

出入国在留管理庁在留支援課は、地方公共団体が設置する外国人向けの一元的相談窓口の整備・運営の支援や、地方公共団体職員等に対する研修を行っています。また、「生活・就労ガイドブック」や「外国人生活支援ポータルサイト」を通じて、日本に住む外国人への情報提供を行っています。

開示請求窓口は、出入国在留管理庁 (本庁) が保有する行政文書のほか、出入 (帰) 国記録及び外国人登録原票の開示請求を受け付けています。



東京出入国在留管理局

東京出入国在留管理局は、日本に在留する外国人や、外国人を雇用したい企業関係者等へ、予約制による個別相談を行っています。

また、地方公共団体に対し、外国人に関する相談の対応や助言等も行っていきます。



東京法務局人権擁護部

東京法務局人権擁護部は、外国人及び障害のある人に対する差別的な取扱いを始め、いじめ、虐待、各種ハラスメント、インターネットを悪用したプライバシー侵害など、様々な人権問題に関する相談に応じているほか、そのような人権侵害行為に対して、簡易・迅速・柔軟な救済活動を行っています。

また、人権擁護委員や地方自治体等と連携しながら、様々な人権啓発活動を行っています。



日本司法支援センター (法テラス)

日本司法支援センター (法テラス) は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。問合せの内容に応じ、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します。

また、日本に住所を有し経済的に余裕のない外国人 (収入等の条件有) に対し、弁護士等による無料法律相談、弁護士費用などの立替えを実施しています。



東京労働局外国人特別相談・支援室

東京労働局外国人特別相談・支援室は、外国人を雇用する事業主に対し、労働基準法等の労働関係法令や労務管理、安全衛生管理に関する相談対応を行うとともに、セミナーの開催、専門家による訪問支援など外国人労働者の労務管理、安全衛生管理に関する支援を行っています。また、外国人労働者向けに、労働条件に関する相談対応を行っています。



東京外国人雇用サービスセンター

東京外国人雇用サービスセンターは、高度外国人材 (留学生、専門・技術的分野の在留資格) の就職支援を行う厚生労働省の機関です。職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主向け支援も行っていきます。



外務省ビザ・インフォメーション

外務省ビザ・インフォメーションは、日本への入国査証 (ビザ) 申請に必要な書類の案内、申請手続等査証 (ビザ) に関する一般的な各種相談を受け付けています。

「家族が日本観光を希望していますが、どうすればビザを申請できますか？」等のご質問に、わかりやすく説明します。



日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ジェトロは、高度な知識や技能を有する外国人材の活用を促進するため、関係省庁との連携の下、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置し、セミナーやポータルサイトを通じた情報提供や、高度外国人材を活用する中堅・中小企業に対する支援サービス等を提供しています。



外国人技能実習制度の現状

令和3年6月

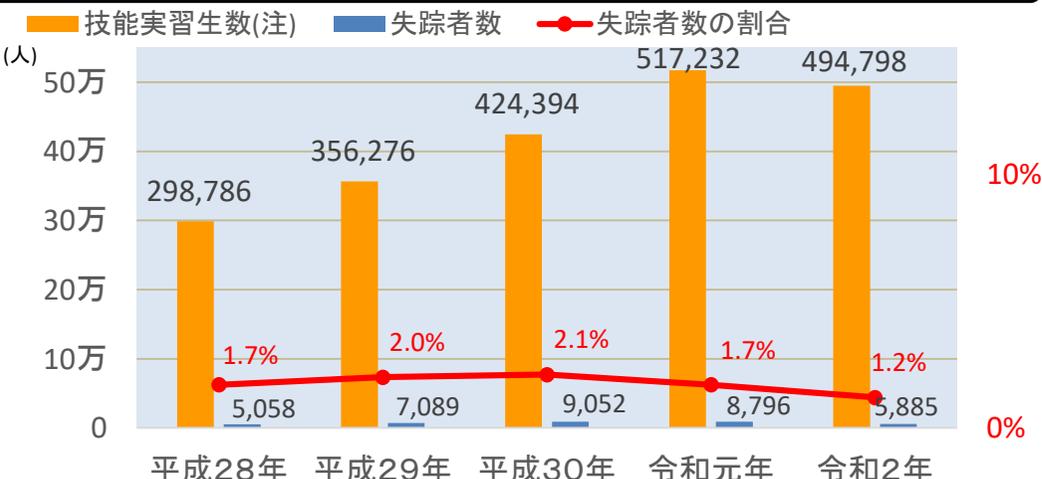
東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門

失踪技能実習生を減少させるための施策



1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 母国語相談体制の充実
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④ その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。



① 本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6か月・就労不可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 「**特定活動（6か月・就労可）**」は、**従前と同一の業務（注）**で就労を希望する方に限ります
 - （注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）
 - ※ 「**特定活動（6か月・就労不可）**」又は「**短期滞在**」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、**資格外活動許可（週28時間以内）**を受けて就労することが可能です（12月1日追加）
 - ※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です**

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

- ⇒ **特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です**（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（9月7日追加）
- ※ **帰国が困難な場合には、6月の範囲で更新を受けることが可能です**

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

④ 「**特定技能1号**」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 「**技能実習3号**」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「**特定技能1号**」への在留資格変更が可能です
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「**技能実習3号**」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への在留資格変更が可能です
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

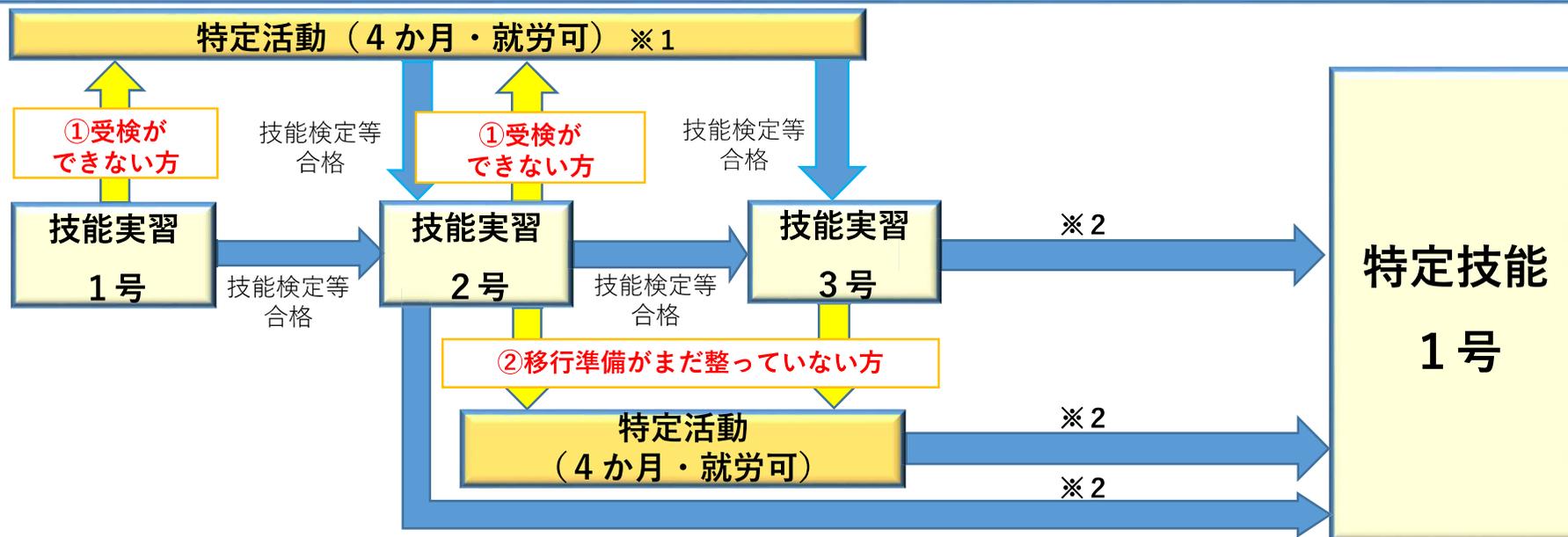
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（※3）（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です（帰国が困難な場合には、6月の範囲で更新を受けることが可能です）。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」（※4）又は「特定活動（6か月・就労不可）」（※5）等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
- ※4 従前と同一又はこれに関係する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。
- ※5 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生等に加え、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において在留資格「特定活動」を付与するとともに、自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対しては、関係省庁と連携し、再就職のためのマッチング支援を行うことにより、本邦での雇用維持をパッケージで支援する。

在留資格上の措置

- 在留資格 「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大 1年(※)
※帰国が困難な場合には6月の範囲で更新が可能
- 要件・就労先が特定技能制度における特定産業分野に該当していること
 ・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けることを希望していること

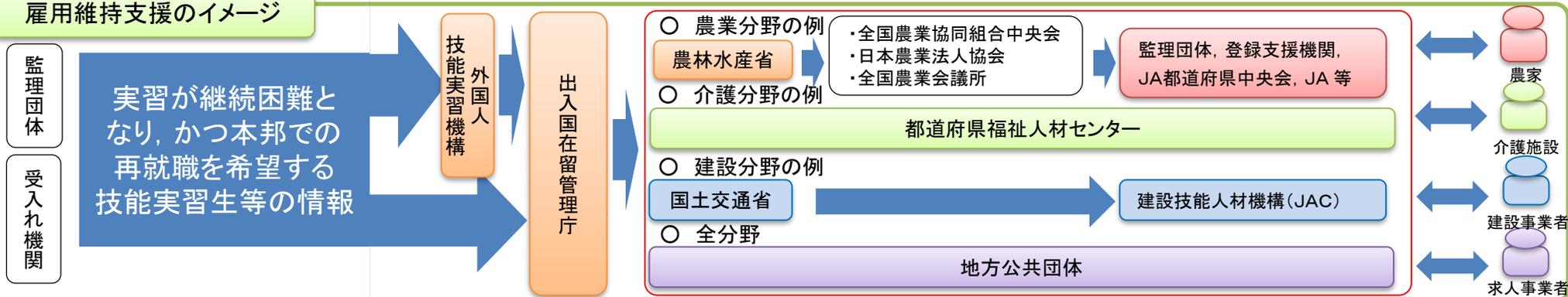
対象者

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
- 採用内定を取り消された留学生
- 技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生 等

支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。
令和2年9月1日からは、外国人在留支援センター(FRESC)において、新型コロナウイルス感染症の影響で問題を抱える外国人からの相談にフリーダイヤルで対応しており、本件マッチングに必要な書類作成に係るサポートも行っている。

雇用維持支援のイメージ





外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

| | |
|---------|--------|
| ベトナム語 | 英語 |
| 中国語 | タイ語 |
| インドネシア語 | カンボジア語 |
| フィリピン語 | ミャンマー語 |

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



外国人技能実習機構の概要と 主な業務について

令和3年6月11日

O T I T 外国人技能実習機構
東京事務所

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為等**について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、**技能実習生の保護**等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請等**を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する**相談・援助**等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

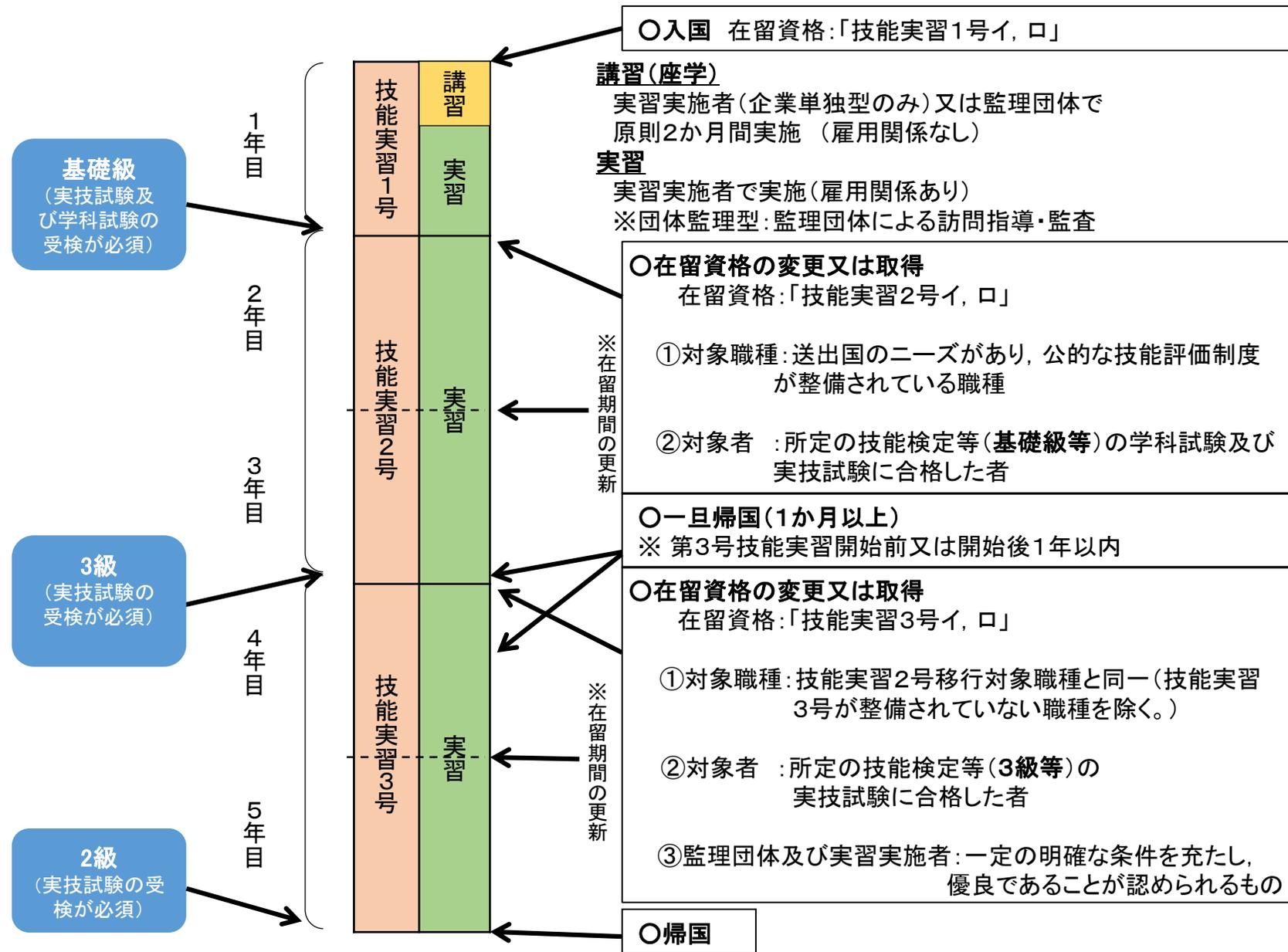
平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習の流れ（入国～帰国まで）



技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (85職種156作業)

(令和3年3月16日時点)

1 農業関係 (2職種6作業)

| 職種名 | 作業名 |
|-------|-------|
| 耕種農業● | 施設園芸 |
| | 畑作・野菜 |
| 畜産農業● | 果樹 |
| | 養豚 |
| | 養鶏 |
| | 酪農 |

2 漁業関係 (2職種10作業)

| 職種名 | 作業名 |
|-------|-----------|
| 漁船漁業● | かつお一本釣り漁業 |
| | 延縄漁業 |
| | いか釣り漁業 |
| | まき網漁業 |
| | ひき網漁業 |
| | 刺し網漁業 |
| | 定置網漁業 |
| | かに・えびかご漁業 |
| | 棒受網漁業△ |
| | 養殖業● |

3 建設関係 (22職種33作業)

| 職種名 | 作業名 |
|------------|-------------------------------|
| さく井 | パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事 |
| 建築板金 | ダクト板金 内外装板金 |
| 冷凍空調和機器施工 | 冷凍空調和機器施工 |
| 建具製作 | 木製建具手加工 |
| 建築大工 | 大工工事 |
| 型枠施工 | 型枠工事 |
| 鉄筋施工 | 鉄筋組立て |
| とび | とび |
| 石材施工 | 石材加工 石張り |
| タイル張り | タイル張り |
| かわらぶき | かわらぶき |
| 左官 | 左官 |
| 配管 | 建築配管 |
| 熱絶縁施工 | 保温保冷工事 |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事 カーベット系床仕上げ工事 |
| サッシ施工 | 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事 |
| 防水施工 | ビル用サッシ施工 シーリング防水工事 |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事 |
| ウェルポイント施工 | ウェルポイント工事 |
| 表装 | 壁装 |
| 建設機械施工● | 押土・整地 積込み 掘削 締固め |
| 築炉 | 築炉 |

4 食品製造関係 (11職種18作業)

| 職種名 | 作業名 |
|-----------------|-----------------|
| 食品製造業● | 缶詰巻締 |
| | 食鳥処理加工業● |
| | 加熱性水産加工 |
| | 食品製造業● |
| | 非加熱性水産加工 |
| | 食品製造業● |
| | 水産練り製品製造 |
| | 牛豚肉処理加工業● |
| | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 |
| | パン製造 |
| そう菜製造業● | |
| 農産物漬物製造業●△ | |
| 医療・福祉施設給食製造●△ | |
| 缶詰巻締 | 缶詰巻締 |
| 食鳥処理加工 | 食鳥処理加工 |
| 節類製造 | 節類製造 |
| 加熱乾製品製造 | 加熱乾製品製造 |
| 調味加工品製造 | 調味加工品製造 |
| くん製品製造 | くん製品製造 |
| 塩蔵品製造 | 塩蔵品製造 |
| 乾製品製造 | 乾製品製造 |
| 発酵食品製造 | 発酵食品製造 |
| 調理加工品製造 | 調理加工品製造 |
| 生食用加工品製造 | 生食用加工品製造 |
| かまぼこ製品製造 | かまぼこ製品製造 |
| 牛豚部分肉製造 | 牛豚部分肉製造 |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 |
| そう菜加工 | そう菜加工 |
| 農産物漬物製造 | 農産物漬物製造 |
| 医療・福祉施設給食製造 | 医療・福祉施設給食製造 |

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

| 職種名 | 作業名 |
|-------------|--|
| 紡績運転●△ | 前紡工程 |
| | 精紡工程 |
| | 巻糸工程 |
| 織布運転●△ | 合ねん糸工程 |
| | 準備工程 |
| | 製織工程 |
| 染色 | 仕上工程 |
| | 糸浸染 |
| ニット製品製造 | 織物・ニット浸染 |
| | 靴下製造 |
| たて編ニット生地製造● | 丸編みニット製造 |
| | たて編ニット生地製造 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供既製服縫製 |
| 紳士服製造 | 紳士既製服製造 |
| 下着類製造● | 下着類製造 |
| 寝具製作 | 寝具製作 |
| カーベット製造●△ | 織じゅうたん製造 タフテッドカーベット製造 ニードルパンチカーベット製造 |
| 帆布製品製造 | 帆布製品製造 |
| 布はく縫製 | ワイシャツ製造 |
| 座席シート縫製● | 自動車シート縫製 |

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

| 職種名 | 作業名 |
|---------|---------------|
| 鑄造 | 鑄鉄鋳物鑄造 |
| | 非鉄金属鋳物鑄造 |
| 鍛造 | ハンマ型鍛造 |
| | プレス型鍛造 |
| ダイカスト | ホットチャンパダイカスト |
| | コールドチャンパダイカスト |
| 機械加工 | 普通旋盤 |
| | フライス盤 |
| | 数値制御旋盤 |
| | マシニングセンタ |
| 金属プレス加工 | 金属プレス |
| 鉄工 | 構造物鉄工 |
| 工場板金 | 機械板金 |

6 機械・金属関係 (続き)

| 職種名 | 作業名 |
|--------------|--|
| めっき | 電気めっき |
| | 溶融亜鉛めっき |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 陽極酸化処理 |
| 仕上げ | 治工具仕上げ |
| | 金型仕上げ |
| 機械組立仕上げ | 機械組立仕上げ |
| 機械検査 | 機械検査 |
| 機械保全 | 機械系保全 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て |
| 電気機器組立て | 回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作 |
| プリント配線板製造 | プリント配線板設計 プリント配線板製造 |

7 その他 (19職種35作業)

| 職種名 | 作業名 |
|-------------|------------------------------------|
| 家具製作 | 家具手加工 |
| 印刷 | オフセット印刷 |
| | グラビア印刷●△ |
| 製本 | 製本 |
| プラスチック成形 | 圧縮成形 |
| | 射出成形 |
| 強化プラスチック成形 | インフレーション成形 |
| | フロー成形 |
| 塗装 | 手積み積層成形 |
| | 建築塗装 |
| | 金属塗装 |
| 溶接● | 鋼橋塗装 |
| | 噴霧塗装 |
| 工業包装 | 手溶接 |
| 紙器・段ボール箱製造 | 半自動溶接 |
| | 工業包装 |
| 印刷箱打抜き | 印刷箱打抜き |
| | 印刷箱製箱 |
| 貼箱製造 | 貼箱製造 |
| | 段ボール箱製造 |
| 陶磁器工業製品製造● | 機械ろくろ成形 |
| | 圧力鑄込み成形 |
| 自動車整備● | ヘッド印刷 |
| | 自動車整備 |
| ビルクリーニング | ビルクリーニング |
| 介護● | 介護 |
| リネンサプライ●△ | リネンサプライ仕上げ |
| コンクリート製品製造● | コンクリート製品製造 |
| 宿泊●△ | 接客・衛生管理 |
| RPF製造● | RPF製造 |
| 鉄道施設保守整備● | 軌道保守整備 |
| ゴム製品製造●△ | 成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工 |

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

| 職種名 | 作業名 |
|--------------|---------|
| 空港ランドハンドリング● | 航空機地上支援 |
| | 航空貨物取扱 |
| | 客室清掃△ |

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

外国人技能実習機構の目的

外国人技能実習機構は、外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする(技能実習法第57条)。

設立根拠法

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)

主務大臣

法務大臣及び厚生労働大臣

組織の沿革

| | |
|------------|------------|
| 平成29年1月25日 | 法人設立登記 |
| 平成29年2月 | 本部事務所設置 |
| 平成29年4月 | 地方事務所・支所設置 |

- ・主務大臣(法務大臣, 厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任,
監督

報告

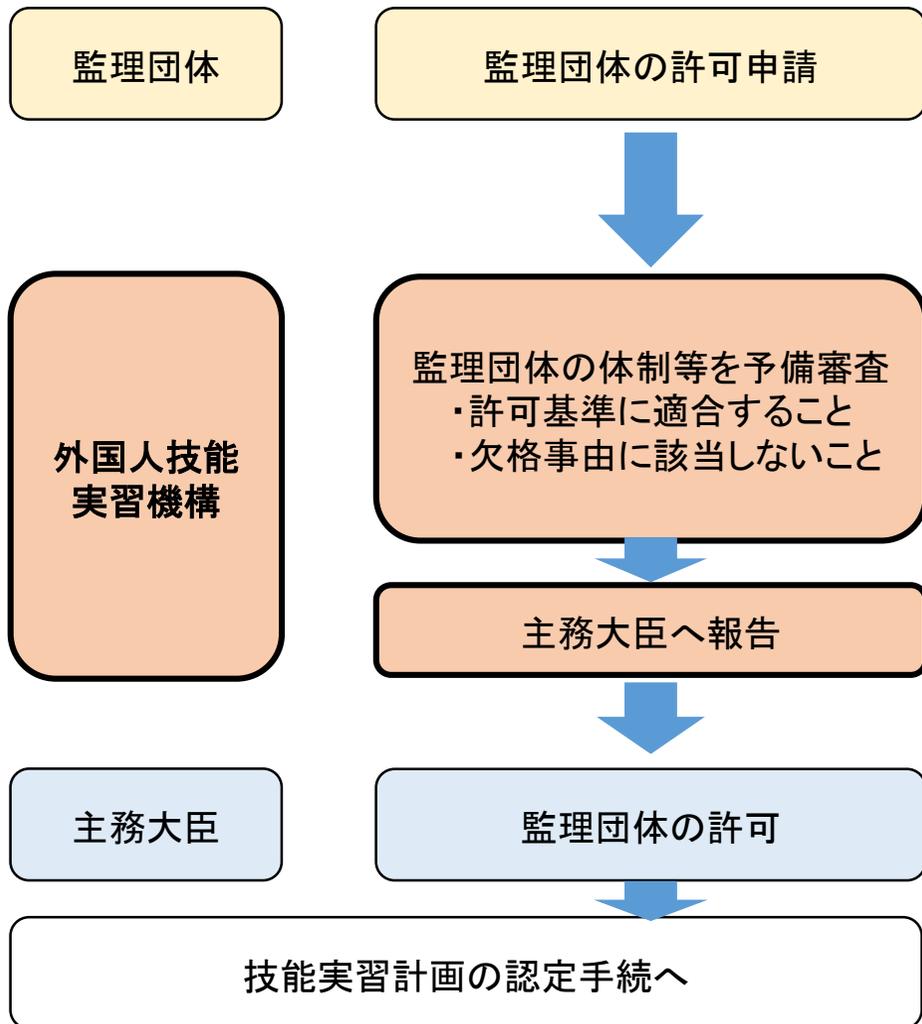
本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

外国人技能実習機構の業務 (1)

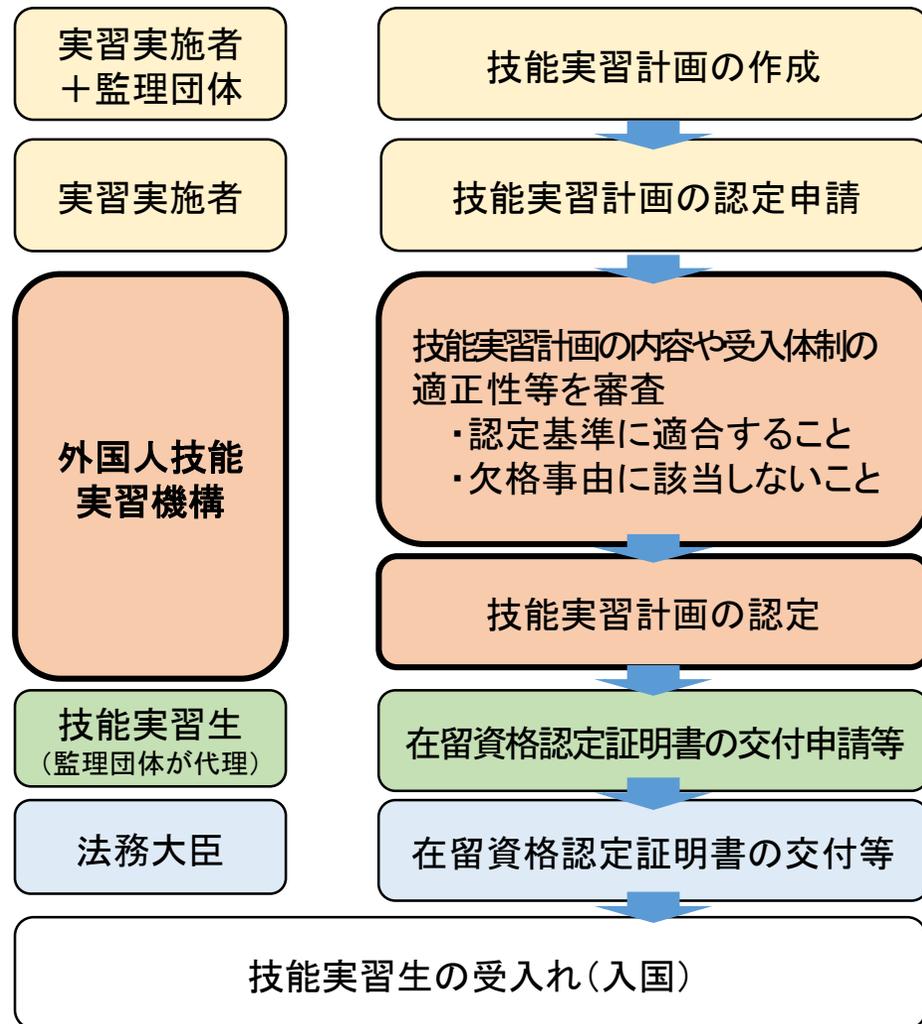
技能実習法で定められた主務大臣の事務のうち、監理団体の許可申請に係る事実関係の調査、技能実習計画の認定等、届出・報告書の受理、実習実施者・監理団体への実地検査等の事務は、外国人技能実習機構が、主務大臣の委託を受けて行う。

また、外国人技能実習機構は、技能実習生に対する相談対応・援助等を行う。

○ 監理団体の許可申請に係る事実関係の調査



○ 技能実習計画の認定等



外国人技能実習機構の業務 (2)

○ 届出、報告書の受理

実習実施者

- ・技能実習開始届
- ・技能実習実施状況報告

監理団体

- ・技能実習実施困難時届
- ・監査報告書
- ・事業報告書

外国人技能
実習機構

各種届出、報告書の受理

主務大臣

受理した旨の報告

○ 実地検査

外国人技能
実習機構

- ・定期的な実地検査
- ・技能実習生からの相談・申告
- ・労働基準監督機関、地方入管局等からの通報など

報告徴収、実地検査

結果の報告

主務大臣

- ・監理団体の許可の取消し
- ・技能実習計画の認定の取消し
- ・業務停止命令
- ・改善命令

事業者名等を公表

○ 相談対応・援助

外国人技能 実習機構

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- ・電話のほか、メール等に対応

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築

- ・実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定
- ・機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら転籍先の調整も含む支援を実施

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供

- ・技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供
- ・新たな実習先の確保等の支援も実施

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援

- ・機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)

令和2年7月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定(抄)

4新たな在留管理体制の構築

(4)技能実習制度の更なる適正化

【現状認識・課題】

技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されていたことを踏まえ、平成29年11月から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の下で新たな制度が施行され、適正化に向けた取組が進められていることから、その運用も見守りつつ、技能実習制度における不正な行為に対して厳正に対処していく必要がある。

【具体的施策】(抄)

○技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあることから、技能実習生の出入国・在留状況等に関して、出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の間の情報連携を強化し、実習実施者に所属する技能実習生の現況の把握をより確実にを行うことで、外国人技能実習機構による迅速かつ効果的な実地検査を実施する体制を強化する。

令和2年10月2日

「令和元年度技能実習制度に関する調査」の結果を公表します
～帰国後技能実習生の96%が技能実習が役に立ったと回答～

外国人技能実習機構では、下記の調査を実施し、結果をとりまとめましたので、公表します。

外国人技能実習機構は、今回の調査結果を踏まえ、今後とも、制度の適正・円滑な運用を図るとともに、広く関係者の皆様に技能実習制度についての理解が深まるよう努めてまいります。

1 帰国後技能実習生フォローアップ調査（技能実習生対象のアンケート調査）

技能実習を修了して帰国した技能実習生に対して、帰国後の就職状況や職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などについて調査を実施したものです。

令和元年度の調査対象者は、技能実習を修了した全ての技能実習生のうち、令和元年8月から11月までの間に自国（中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びタイ）に帰国（予定を含む）した24,789人で、うち7,096人の有効回答がありました。

2 帰国後技能実習生に対する支援実態等調査（監理団体等対象のアンケート調査）

技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者（以下「監理団体等」という。）に対して、平成30年度に帰国した技能実習生の就職、技能移転に係る支援のほか、技能実習中の技能実習生の技能等の修得状況などについて調査を実施したものです。監理団体等3,077のうち2,745の有効回答がありました。

【調査結果のポイント】

帰国後技能実習生フォローアップ調査

- ・ 技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は96.0%となっている。
- ・ 役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が77.1%と最も多く、「日本語能力の修得」が68.1%、「日本での生活経験」が65.4%と続く。
- ・ 帰国後の就職状況について「雇用されて働いている（23.5%）」、「雇用されて働

くことが決まっている（7.8%）」または「起業している（12.3%）」と回答した人が合計で43.6%となっている。

- ・ 従事する仕事の内容は、「実習と同じ仕事（49.1%）」または「実習と同種の仕事（21.5%）」と回答した人が合計で70.6%となっている。

※ 別添1 令和元年度「帰国後技能実習生フォローアップ調査」（概要）

帰国後技能実習生に対する支援実態等調査

- ・ 帰国後の就職状況について「雇用されて働いている（51.9%）」、「雇用されて働くことが決まっている（4.5%）」または「起業している（5.0%）」と回答した合計が61.4%となっている。
- ・ 従事する仕事の内容は、「技能実習と同じ仕事（42.8%）」または「技能実習と同種の仕事（24.7%）」と回答した合計が67.5%となっている。
- ・ 帰国した技能実習生の技能移転を進めるために「支援を行った」と回答した監理団体等は74.3%となっている。
- ・ 技能移転を進めるための具体的な支援内容は「日本での技能実習の修了証明、在職証明等の発行」が71.3%と最も多く、「帰国後の就職先の案内や推薦」が41.0%、「帰国後の就労・起業に関する相談対応」が39.4%と続く。
- ・ 現在、本邦に在留する技能実習生の技能実習が「計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等が99.0%となっている。

※ 別添2 令和元年度「帰国後技能実習生に対する支援実態等調査」（概要）

【照会先】 総務部企画・広報課

担当者：林、有馬、米原

静岡県 A 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ミャンマー65名、ベトナム16名、モンゴル3名、中国2名、フィリピン2名
実習生の職種：ハム・ソーセージ・ベーコン製造、そう菜製造業、電子機器組立て、プラスチック成形

【ポイント】 ✓技能実習時から関係性を構築し、帰国後も連絡を取り合いサポートを継続
✓元実習生へのフォローアップが実習生の受入体制の見直しにもつながっている

実習生が帰国後もサポートを継続

監理団体は元実習生たちと技能実習時からSNSにより緊密な連絡を取っていたので、実習生が帰国してからもSNSを通じて、「結婚した」、「子供が生まれた」といった近況報告を受けたり、相談に応じたりしている（写真①）。例えば、ミャンマー人の元実習生から、「専門級の試験を受けていない（※）が、技術を高めるため、技能実習3号の在留資格で再び技能実習ができないか」という相談があった。そこで、監理団体は、技能実習3号の在留資格取得のため、実習実施者と一緒に元実習生の渡航や滞在の費用を負担し、所定の技能実習評価試験の合格を目指してもらうことにした。それにより、元実習生は来日することが可能となったので、希望を叶えるため、元実習生は実技試験合格に向け母国で練習に励んでいる。（※旧制度では実習終了時の技能検定等の受検は推奨されていたが、義務ではなかった。）

実習実施者と元実習生との橋渡しの役割を担う

監理団体は実習生の母国で面接を実施する際には、実習実施者と元実習生たちとの食事会を開催している（写真②）。実習実施者は他の会社の元実習生とも会食をし、日本で実習していた時の様子や帰国後の状況を質問している。実習実施者の担当者からは「他の会社の元実習生から直接話を聴くことで、自社の実習生の指導や管理にあたり参考になった」、「自社の実習生が帰国後、自社で実習をして良かったと話してもらえるよう頑張りたい」等の意見が聞かれた。

監理団体の元実習生に対するフォローアップが、実習実施者の実習生受入体制の見直しにもつながっている事例である。

写真①



SNSで結婚の報告を受ける

写真②



元実習生たちとの食事会

愛知県 T 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム 116 名、中国 40 名、フィリピン 2 名
実習生の職種：機械加工、仕上げ、電子機器組立て、プラスチック成形、溶接

【ポイント】 ✓技能実習で修得した溶接技能を活かして母国で会社を設立
✓実習生の帰国後の就職を積極的に支援

帰国後に日本で修得した技能を活かし、会社を設立

2014年に傘下実習実施者のT社で受け入れた中国人元実習生は、中国の造船会社で溶接工として働いていたが、独立したいという将来像を描き、それを実現するため技能実習生として来日し、意欲的に溶接の技能修得や日本語学習に取り組み、専門級の技能実習評価試験に合格した。帰国後は元の勤務先から工場の施設を借りて、溶接の仕事を開始し、2017年12月に会社を設立した。現在、親会社から日本企業に出荷する製品の作製を受注したり、中国のメーカーから依頼された仕事を引き受けている。中国では大型製品の溶接技術を有している会社が少ないところ、その技術を持っている元実習生の会社では、それが強みとなっている。そして、今後さらに事業を拡張していきたいとしている（写真①②）。

技能実習生の就職支援に関する取組

監理団体では傘下実習実施者にお願いして、実習生一人一人の3年間の評価表を作成してもらっている（写真③）。これは監理団体設立当初から続けているもので、実習生から依頼があれば、その評価表をもとに就職を希望する会社への紹介状を作成している。今後、技能実習3号へ移行する実習生が増加すると予想される中、評価表は実習生の就職等に役立つものと考えている。また、厚生労働省のホームページに掲載されているテンプレートを活用して、技能実習修了証明書を発行するなど実習生の就職を積極的にサポートしている。

写真①



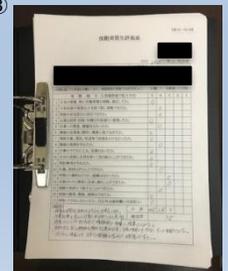
会社の作業場

写真②



大型製品

写真③



実習生の評価表

岐阜県 S監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：中国160名

実習生の職種：婦人子供服製造、機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形

- 【ポイント】 ✓技能実習で習得したことを活かして、母国で活躍
- ✓監理団体は元実習生とSNSを利用して関係性を構築

技能実習で修得したことを活かし、会社を経営する元実習生たち

2013年に傘下実習実施者のM社で縫製の技能実習を修了した中国人元実習生は、帰国後に夫と一緒に縫製会社を設立した。当初は従業員が10数名の会社だったが、現在600名の従業員を抱える規模にまで会社は成長している。監理団体では日本のアパレルメーカーを紹介するなど関係を維持しており、昨年6月には会社を訪問して、工場を見学させてもらった（写真①）。

また、2016年に傘下実習実施者のY社で機械加工の技能実習を修了した中国人元実習生は、帰国後就職し、実習と同じ仕事をしてきたが、2017年に機械加工の会社を起業し、2018年からは実習同期で優秀だった元実習生と共同経営をしている。現在、監理団体が紹介した日系企業や上場機械メーカーとも取引をしており、高い技術力を持つ会社として順調に運営されている（写真②）。

SNSで元実習生たちと連絡を取り合い、関係性を維持している

監理団体では技能実習を修了した実習生に対し、修了記念アルバムと思い出の写真をちりばめた記念の楯を贈呈している。監理団体は実習生との縁を大切に、成長を見守っていきたく考えている（写真③）。監理団体は中国人元実習生たちとSNSを通じて、情報交換や近況報告をしてもらうなど連絡を取り合っている。中国の春節の前日（大晦日）には、監理団体主催でSNSを利用したクイズゲームを実施している。毎年、元実習生300人以上が参加し、楽しんでもらっている。また、年に1回か2回、中国で交流会を開き、元実習生たちとレストランなどで会食をしている。同窓会の結成も支援しており、監理団体職員も毎年出席している。元実習生とは帰国後も関係を維持しており、相談があればサポートができる体制をとっている。

写真①



縫製工場の見学

写真②



元実習生同士で共同経営

写真③



修了記念アルバム「縁」

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例 ①

令和元年度
調査結果

外国人技能実習機構

千葉県 A監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム200名、カンボジア6名、中国3名

実習生の職種：冷凍空気調和機器施工、とび、石材施工、タイル張り、左官、配管、防水施工、塗装

【ポイント】 ✓SNSを通じ、実習生個々のレベルや目的に応じたきめ細やかな日本語学習支援を実施
✓実習生に技能実習以外にも目標をもってもらい、モチベーションを向上させる

SNSを通じて個別に日本語学習を支援

監理団体職員として、実習生の生活指導や相談業務に当たっているベトナム語の通訳人はSNSを通じ、実習生に対して個別に日本語学習を支援している。特に日本語能力試験合格を目指している実習生とは毎日連絡を取り、質問への回答や勉強方法のアドバイスだけでなく、実習生からテキストの学習箇所を写真に撮って送信してもらうことで、進捗状況も確認している（写真①）。また、日本語が上手く話せないため、実習中によくトラブルを起こしていた実習生に対しては簡単な日本語のテキストを作成した。そして、毎日テキストを音読したものを録音してもらい、その発音をチェックして、アドバイスを与えるなど、実習生一人一人の語学レベルや目的に応じた、きめ細やかな日本語学習の支援を行っている。監理団体では傘下実習実施者に実習生が学習しているテキストの写真を送って情報を共有したり、日本語能力試験の受験料負担や実習生の寮に日本語学習用のテレビを設置してもらうといった協力についてもお願いしている。日本語学習の支援を始めてからは、実習生とのコミュニケーションに起因する実習実施者からのクレームが確実に減ってきている。実習生からも「実習が楽しくなってきた」、「ストレスがなくなった」という嬉しい報告がある。

実習生のモチベーションアップを図るために将来の目標を設定

実習生には「帰国してから役に立つような技術や知識を身に付けた方が良い」、「母国で就職した時には日本語が話せると給料が高くなる」というような話をして、実習生のモチベーションを高めている。また、将来の自分をイメージして具体的な目標設定をするようアドバイスもしている。

写真①



写真②



写真③



SNSで進捗状況をチェック

監理団体作成のテキスト等

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例 ②

令和元年度
調査結果

外国人技能実習機構

山口県 I 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム401名、中国34名
実習生の職種：とび、建設機械施工、加熱性水産加工、食品製造業
非加熱性水産加工、そう菜製造業

- 【ポイント】 ✓Web会議システムを導入して、実習生の寮で日本語の講義を実施
- ✓報奨金制度により、実習生が自主的に日本語の勉強をするようになった

Web会議システムを利用した日本語の遠隔教育

監理団体では2019年1月から実習生の宿泊する全ての寮にWeb会議システムを導入して、来日1年目の実習生を対象に日本語教育を行っている。一つの寮において、実習生6名までを1グループとし、約10グループを1クラスとした上で、日本語講師が同時にモニターに映し、授業を行っている（写真①、②）。授業ではテキストのほか、実習現場で使用する用語をまとめた「絵カード集」を作成して、教材としている（写真③）

また、1か月に3回テストを実施し、成績が良くない実習生には補習を行っている。

Web会議システムのメリット

- ・実習生は日本語講師がいる場所まで行かなくても、自分の寮で受講ができる。（移動時間や交通費が不要）。
- ・一度に講義を受けられる人数を増やせる。
- ・寮にいる実習生の現在の状況が見られるので、実習生の安否や健康状態を確認することができる。
- ・日本語の講義だけでなく、各寮の実習生とのコミュニケーション・ツールとしても活用できる。

報奨金制度

監理団体では日本語能力試験の合格者に対して、受験料と報奨金を支給している。試験に早く合格すれば、報奨金が高額になるよう設定している。実習生は自主的に日本語を勉強するようになり、日本語能力試験も積極的に受験するようになった。

写真①



受講中の実習生

写真②



講義中のベトナム人講師

写真③



絵カード集

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例 ③

令和元年度
調査結果

外国人技能実習機構

沖縄県 Y 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：インドネシア 27名
実習生の職種：漁船漁業

【ポイント】 ✓実習生が海神祭（ハーリー）に参加するようになってから、4年が経過し、漁業関係者や地域住民との交流が深まるなど良好な関係が築かれている。

地域祭りに参加する技能実習生

毎年旧暦の5月4日、八重山地域のマグロ漁が一息つく時期に航海の安全や豊漁を祈願する伝統行事の海神祭（ハーリー）が開催される（写真①、②、③）。海神祭では爬龍船による競漕が行われ、水産関係者だけでなく、一般の団体も数多く参加し、順位を競い合う。監理団体傘下の全ての実習実施者は4年前から実習生と一緒にハーリーに参加している。実習生はチームを2つ作り、団体ハーリーレースに2隻出場している。また、実習実施者が中心となり、実習生がハーリーで着用するチームTシャツを作成した。ハーリーの練習は海神祭の1週間前から許可されるので、実習実施者がその期間の実習を調整し、毎日4時間集中して練習ができる環境をつくった。ハーリーに2つのチームを出場させることで、チーム間の競争心をあおるだけでなく、チームメンバーの団結力が生まれ、協調性も高まる。毎年、海神祭に実習生が参加することで、地元住民の実習生に対する認知度が上がり、地域住民の一員として受け入れてもらえるようになった。海神祭が終わった後の祝賀会には実習生も参加し、地域住民と一緒に踊ったりして親睦を深めている。また、ある実習実施者は成人式を迎える実習生に日本の儀式を体験してもらいたいとの思いから、スーツを新調して成人式に参加させている。

日本語教育の支援

船内での技能実習は日本語が必要とされるため、監理団体では定期的に沖縄本島から通訳人を呼び、日本語の指導をしてもらったり、日本語能力試験の受験機会を与えるなど積極的に日本語の支援を行っている。実習生は日本語で漁港関係者だけでなく、地域住民にも積極的に挨拶をするなど交流を深めており、良好な関係が築かれている。

写真①



写真②



写真③



1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

技能実習を修了した全ての技能実習生(平成30年度までは技能実習2号を修了した技能実習生)のうち、令和元年8月から11月までの間に帰国(予定を含む)した24,789人(中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びタイ)。

3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票とオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、調査対象者への配付を依頼。
- (2) 調査対象者は帰国後に調査票に回答し、母国から外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、または母国からオンラインにより回答。
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)。

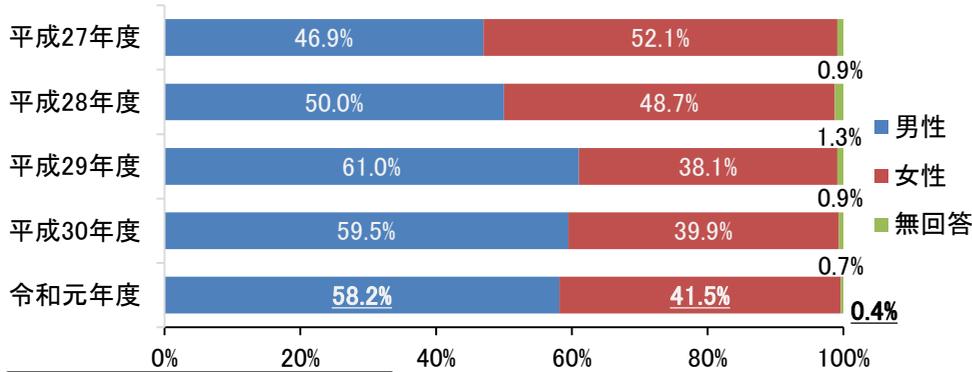
4. 有効回答数・回収率

| 調査対象数 | 有効回答数 | 回収率 |
|--------|-------|-------|
| 24,789 | 7,096 | 28.6% |

有効回答者の内訳

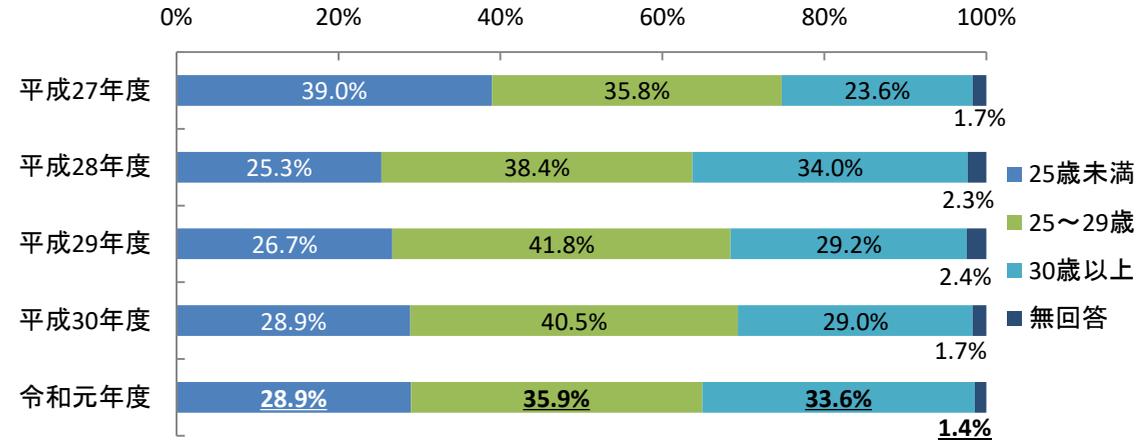
技能実習生の性別

「男性」が58.2%、「女性」が41.5%を占めている。



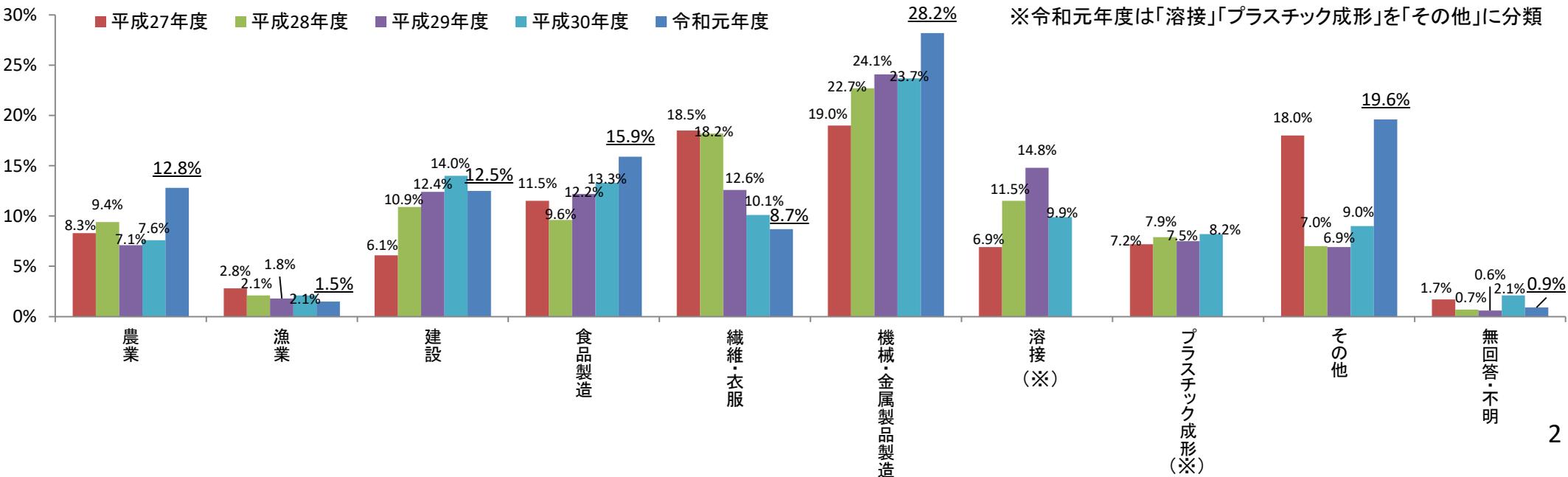
技能実習生の年齢

30歳未満が64.8%を占めている。



技能実習生の職種

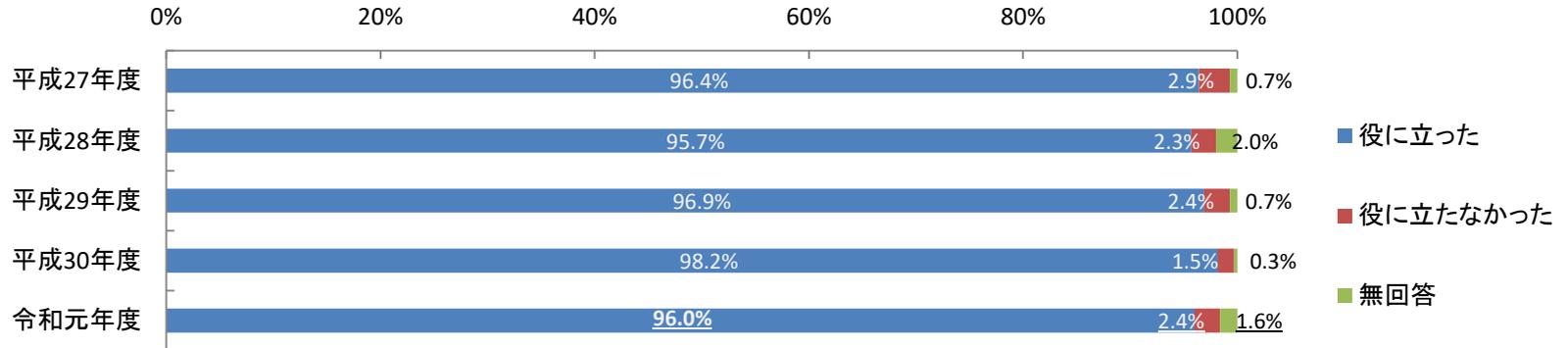
「機械・金属(28.2%)」、「その他(19.6%)」、「食品製造(15.9%)」の順で多くなっている。



技能実習の効果

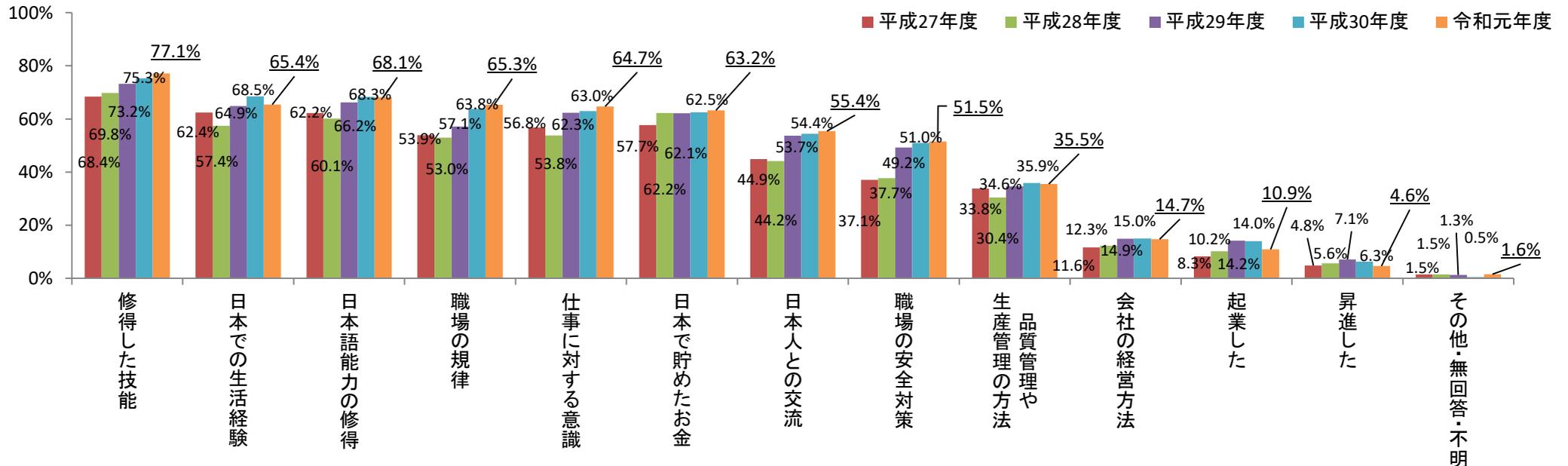
技能実習の効果

技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は96.0%となっている。



役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が77.1%と最も高く、「日本語能力の修得」が68.1%、「日本での生活経験」が65.4%と続く。



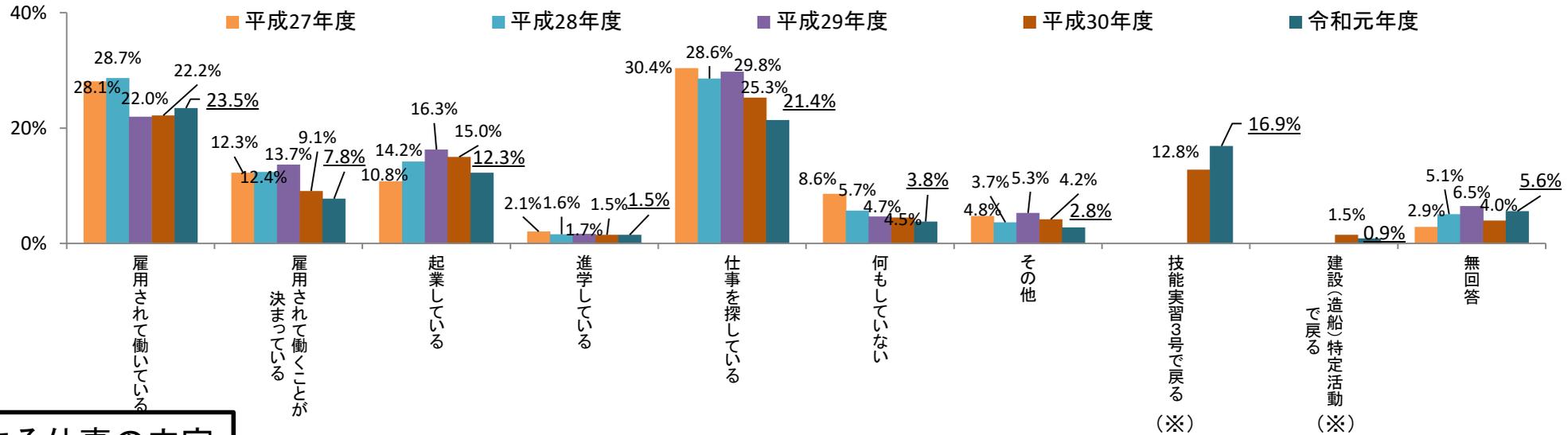
※ 複数回答可

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況

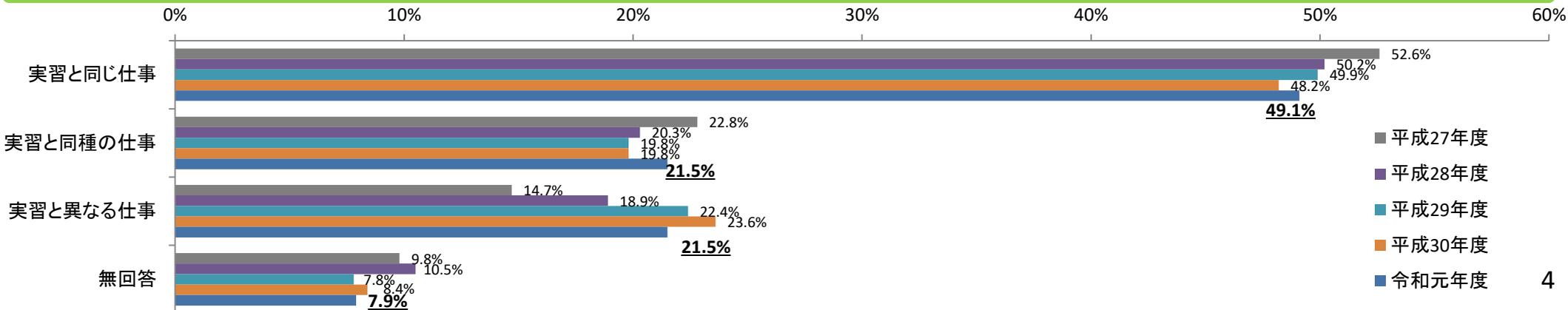
※「技能実習3号で戻る」及び「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。
建設（造船）特定活動とは、建設（造船）分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(23.5%)」、「雇用されて働くことが決まっている(7.8%)」または「起業している(12.3%)」と回答した人は43.6%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は21.4%となっている。なお、職種別の状況はP9、国籍別の状況はP10、実習区分別はP11のとおりである。



従事する仕事の内容

「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(49.1%)」または「実習と同種の仕事(21.5%)」と回答した人は70.6%となっている。



保証金の有無等

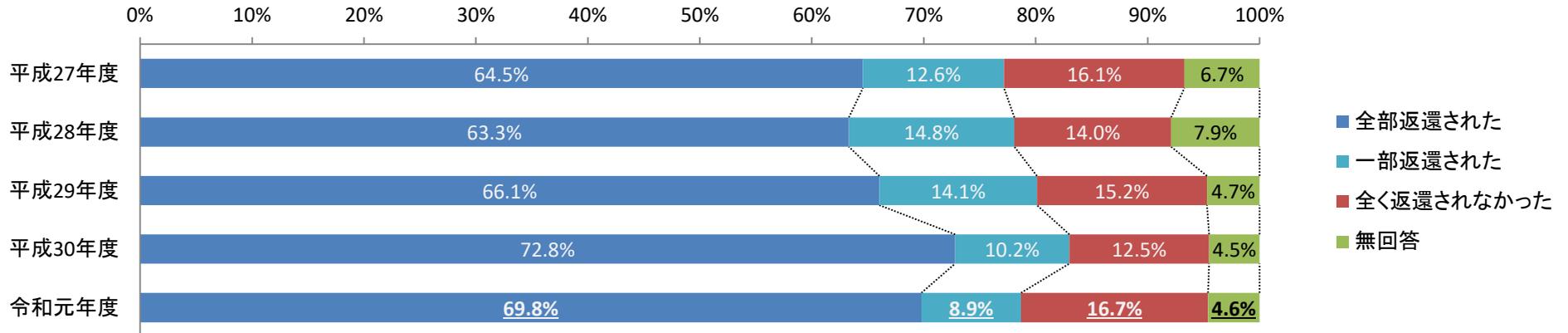
保証金等の有無

「保証金等はない」と回答した人は87.4%となっている。



保証金等の返還の有無

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は69.8%となっている。



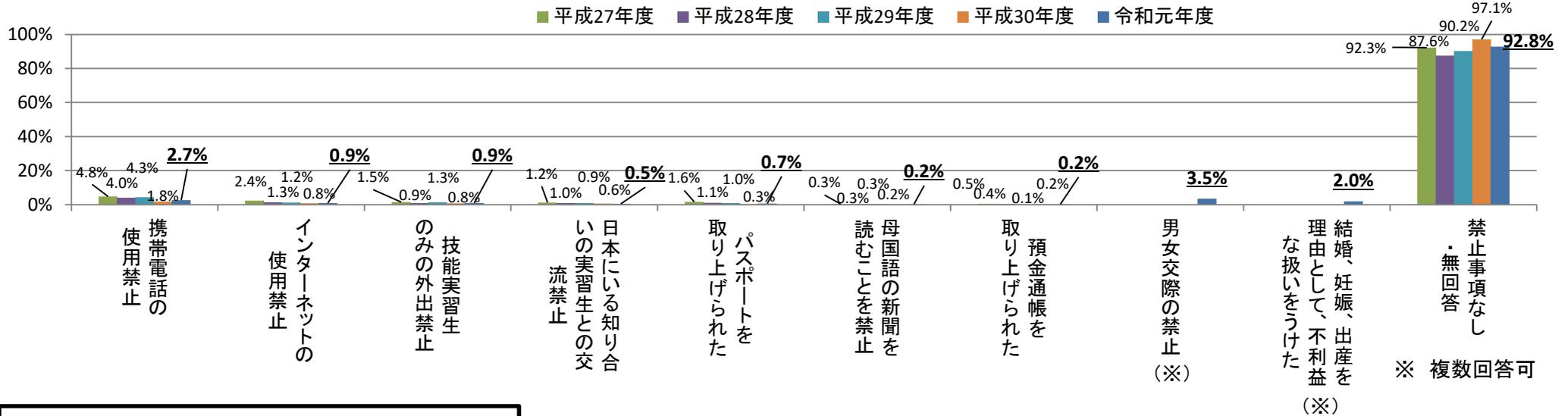
※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

在留中の問題の有無

実習期間（在留）中の禁止事項

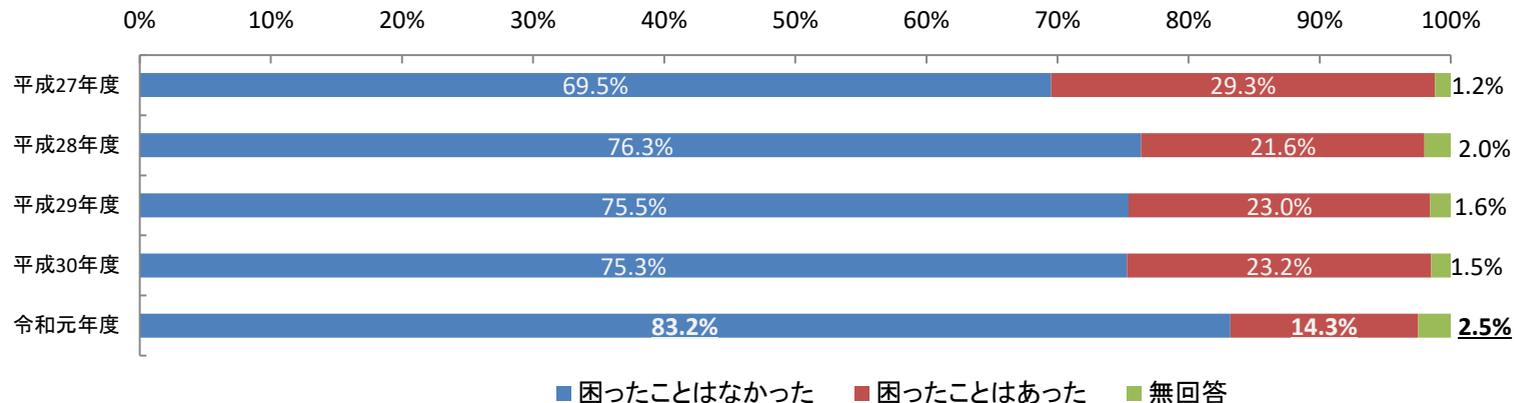
※「男女交際の禁止」及び「結婚、妊娠、出産を理由として、不利益な扱いを受けた」は令和元年度から選択肢に追加。

「禁止事項がなかった」との回答（無回答を含む）は92.8%となっている。禁止事項の内容は、「男女交際の禁止」が3.5%で最も多く、「携帯電話の使用禁止」が2.7%と続く。

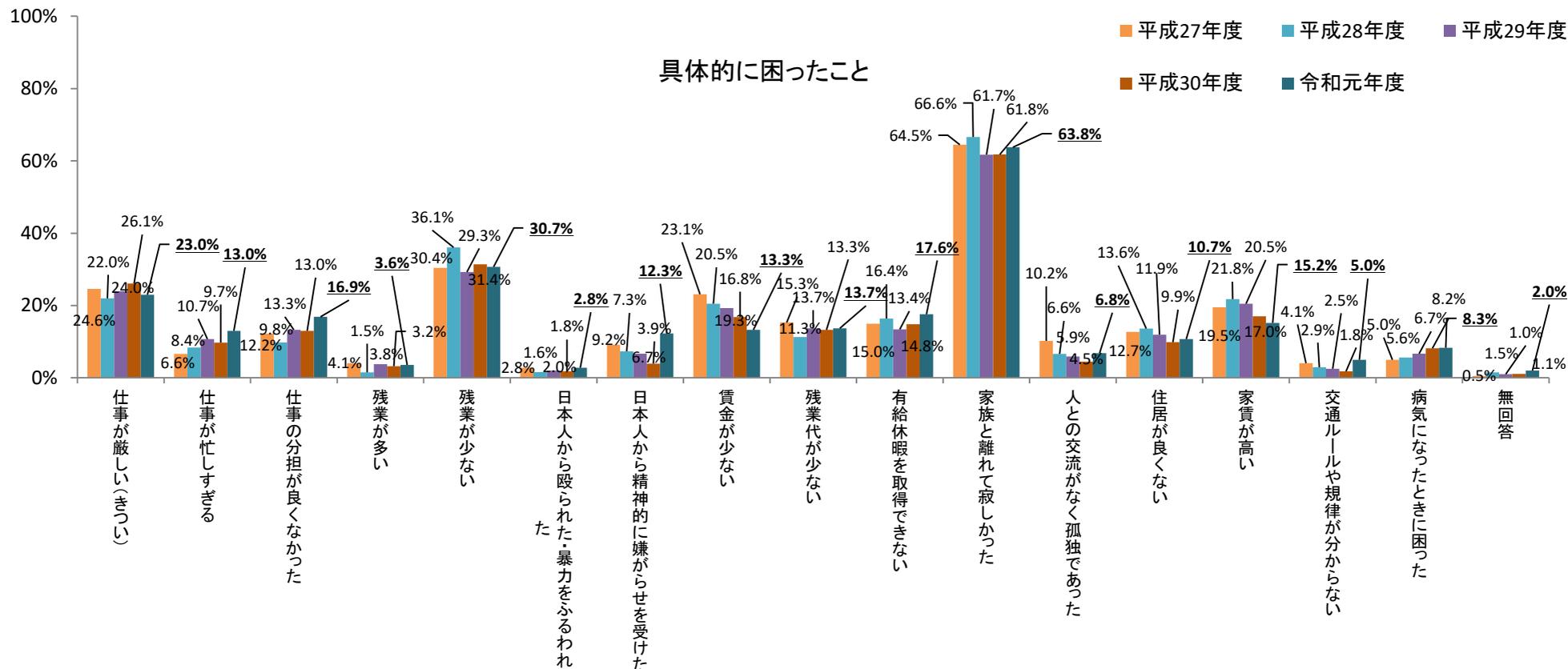


実習期間（在留）中に困ったこと

日本在留中にコミュニケーション以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は83.2%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が63.8%で最も多い。



在留中の問題



※ 複数回答可

自由記述欄(その他の意見)

有効回答した7,096人のうち、870人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

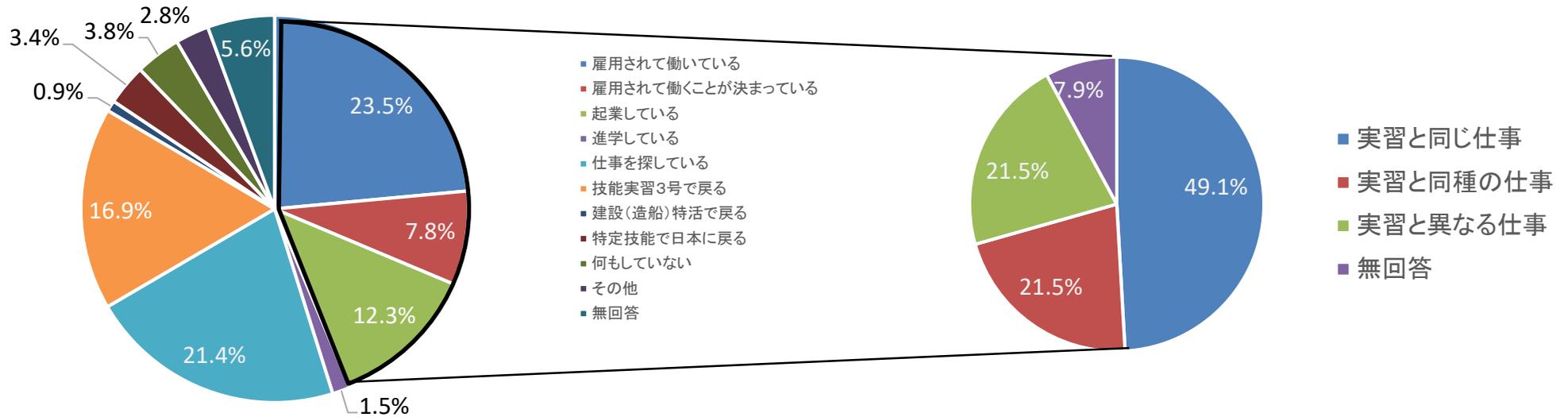
- ・日本に来てからも、日本語の勉強のサポートが続けば良いと思う。
- ・礼拝の時間について、もっと寛容に対応してほしい。
- ・問題が発生した時に気兼ねなく相談できるよう、女性の指導者・スタッフがいた方が良い。
- ・3号の試験は外国人にとって、とても難しい。
- ・最初は仕事のことも日本語も分からず、大変だったが、時間が経つにつれて、理解できるようになり、楽しむことができた。
- ・技能実習を経験して、日本語、日本の技能、規律等を沢山学ぶことができたことを嬉しく思う。
- ・外国人労働者だからという差別を感じたので、平等であるべきだと思う。
- ・帰国後に働く場所を推薦してほしい。

帰国後の就職状況(全体)

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(23.5%)」「雇用されて働くことが決まっている(7.8%)」または「起業している(12.3%)」と回答した人は、43.6%となっている。

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(49.1%)」または「実習と同種の仕事(21.5%)」と回答した人が70.6%となっている。



| | 令和元年度 (平成30年度) | 令和元年度 (平成30年度) |
|--------------------|----------------|----------------|
| 雇用されて働いている | 23.5% | (22.2%) |
| 雇用されて働くことが決まっている | 7.8% | (9.1%) |
| 起業している | 12.3% | (15.0%) |
| 上記3つの合計(※1) | 43.6% | (46.2%) |
| 進学している | 1.5% | (1.5%) |
| 仕事を探している | 21.4% | (25.3%) |
| 技能実習3号で戻る(※2) | 16.9% | (12.8%) |
| 建設(造船)特定活動で戻る(※2) | 0.9% | (1.5%) |
| 特定技能で日本に戻る | 3.4% | 2.3% |
| 何もしていない | 3.8% | (4.5%) |
| その他 | 2.8% | (4.2%) |
| 無回答 | 5.6% | (4.0%) |

| | 令和元年度 (平成30年度) | 令和元年度 (平成30年度) |
|--------------------|----------------|----------------|
| 実習と同じ仕事 | 49.1% | (48.2%) |
| 実習と同種の仕事 | 21.5% | (19.8%) |
| 上記2つの合計(※1) | 70.6% | (68.0%) |
| 実習と異なる仕事 | 21.5% | (23.6%) |
| 無回答 | 7.9% | (8.4%) |

(※1) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

(※2) 「技能実習3号で戻る」及び「建設(造船)特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。

建設(造船)特定活動とは、建設(造船)分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

帰国後の就職状況(職種別)

| | | 農業 | 漁業 | 建設 | 食品製造 | 繊維・衣服 | 機械・金属 | その他 |
|----------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 帰国後の就職状況 | 雇用されて働いている | 24.4% | 32.1% | 13.2% | 16.6% | 27.3% | 27.2% | 27.9% |
| | 雇用されて働くことが決まっている | 6.6% | 4.6% | 8.8% | 6.7% | 10.4% | 8.0% | 7.7% |
| | 起業している | 20.6% | 17.4% | 12.6% | 10.0% | 8.3% | 11.4% | 11.3% |
| | 上記3つの合計(※) | 51.6% | 54.1% | 34.6% | 33.3% | 46.0% | 46.6% | 46.9% |
| | 進学している | 0.4% | 1.8% | 0.9% | 2.7% | 0.5% | 2.1% | 1.4% |
| | 仕事を探している | 16.0% | 17.4% | 20.4% | 17.6% | 16.7% | 26.0% | 25.1% |
| | 技能実習3号で戻る | 9.0% | 18.3% | 27.3% | 28.7% | 20.0% | 12.2% | 11.7% |
| | 建設(造船)特定活動で戻る | 0.1% | 0.0% | 4.7% | 0.0% | 0.3% | 0.8% | 0.4% |
| | 特定技能で日本に戻る | 3.3% | 3.7% | 4.4% | 5.2% | 2.4% | 2.8% | 2.8% |
| | 何もしていない | 3.7% | 2.8% | 2.3% | 5.1% | 7.3% | 3.1% | 3.5% |
| その他 | 2.1% | 0.0% | 1.8% | 3.1% | 3.4% | 3.0% | 3.1% | |
| 無回答 | 13.7% | 1.8% | 3.6% | 4.3% | 3.3% | 3.4% | 5.1% | |
| 仕事の内容 | 実習と同じ仕事 | 43.9% | 44.1% | 45.9% | 44.0% | 67.8% | 50.6% | 47.8% |
| | 実習と同種の仕事 | 22.8% | 22.0% | 19.9% | 25.9% | 16.3% | 19.1% | 24.0% |
| | 上記2つの合計(※) | 66.7% | 66.1% | 65.8% | 69.9% | 84.1% | 69.7% | 71.8% |
| | 実習と異なる仕事 | 23.0% | 16.9% | 24.1% | 22.9% | 9.9% | 23.5% | 21.0% |
| | 無回答 | 10.2% | 16.9% | 10.1% | 7.2% | 6.0% | 6.8% | 7.2% |

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(国籍別)

| | | 中国 | ベトナム | インドネシア | フィリピン | タイ |
|-------------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 帰国後の就職状況 | 雇用されて働いている | 37.6% | 11.2% | 13.5% | 31.1% | 44.0% |
| | 雇用されて働くことが決まっている | 9.8% | 5.2% | 4.9% | 14.5% | 10.7% |
| | 起業している | 12.5% | 10.3% | 20.5% | 7.9% | 4.6% |
| | 上記3つの合計(※) | 59.9% | 26.7% | 38.9% | 53.5% | 59.3% |
| | 進学している | 0.4% | 2.6% | 1.4% | 0.0% | 3.1% |
| | 仕事を探している | 15.9% | 22.7% | 34.8% | 12.9% | 14.8% |
| | 技能実習3号で戻る | 7.0% | 29.9% | 11.6% | 14.4% | 10.5% |
| | 建設(造船)特定活動で戻る(※2) | 0.1% | 1.5% | 0.4% | 2.9% | 0.0% |
| | 特定技能で日本に戻る | 0.9% | 5.7% | 3.1% | 4.6% | 2.0% |
| | 何もしていない | 6.1% | 2.6% | 1.2% | 4.4% | 7.0% |
| | その他 | 2.9% | 3.0% | 3.1% | 1.9% | 0.9% |
| | 無回答 | 6.8% | 5.2% | 5.5% | 5.4% | 2.6% |
| | 仕事の内容 | 実習と同じ仕事 | 54.4% | 44.8% | 28.9% | 51.7% |
| 実習と同種の仕事 | | 23.2% | 22.5% | 22.2% | 17.1% | 16.5% |
| 上記2つの合計(※) | | 77.6% | 67.3% | 51.1% | 68.8% | 86.0% |
| 実習と異なる仕事 | | 15.3% | 23.8% | 37.8% | 22.7% | 11.4% |
| 無回答 | | 7.0% | 8.8% | 11.2% | 8.5% | 2.6% |

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(実習区分別)

| | | 1号 | 2号 | 3号 |
|----------|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| 帰国後の就職状況 | 雇用されて働いている | 36.3% | 19.0% | 25.5% |
| | 雇用されて働くことが決まっている | 6.1% | 8.3% | 8.5% |
| | 起業している | 13.5% | 11.1% | 12.8% |
| | 上記3つの合計(※) | 55.9% | 38.4% | 46.8% |
| | 進学している | 1.1% | 1.6% | 2.3% |
| | 仕事を探している | 16.6% | 23.9% | 16.0% |
| | 技能実習3号で戻る | 7.7% | 20.3% | 18.9% |
| | 建設(造船)特定活動で戻る(※2) | 1.5% | 0.8% | 0.6% |
| | 特定技能で日本に戻る | 4.0% | 3.0% | 5.7% |
| | 何もしていない | 2.4% | 4.4% | 3.5% |
| | その他 | 1.9% | 3.1% | 2.6% |
| | 無回答 | 9.1% | 4.3% | 3.6% |
| 仕事の内容 | 実習と同じ仕事 | 52.1% | 50.9% | 33.2% |
| | 実習と同種の仕事 | 19.7% | 20.7% | 34.8% |
| | 上記2つの合計(※) | 71.8% | 71.6% | 68.0% |
| | 実習と異なる仕事 | 20.1% | 21.4% | 25.8% |
| | 無回答 | 8.1% | 7.0% | 6.1% |

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)について、平成30年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査対象

監理団体等

3. 調査方法

- (1)調査対象者に対し、調査票とオンラインによる回答説明書を送付
- (2)調査対象者は外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、またはオンラインにより回答
- (3)多肢選択方式及び自由記載

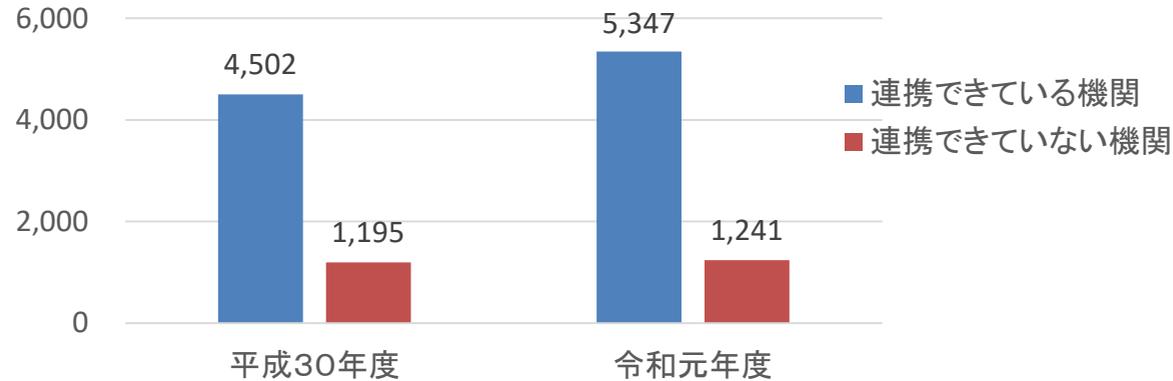
4. 有効回答数・回収率

| 調査対象数 | 有効回答数 | 回収率 |
|-------|-------|-------|
| 3,077 | 2,745 | 89.2% |

元実習生の帰国後の送出機関との連携状況

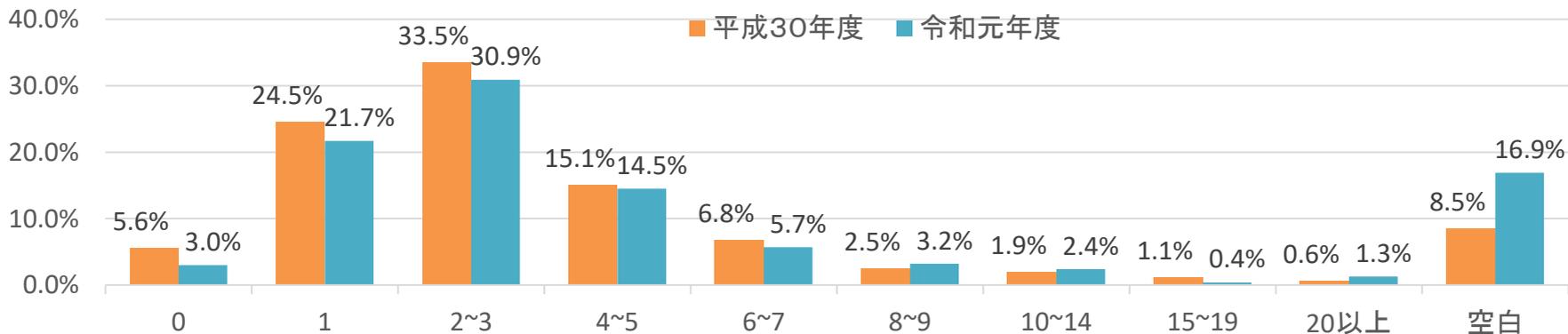
送出機関との連携状況

元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が送出機関と「連携できている機関数」は5,347機関で、送出機関の81.2%となっている。



連携できている送出機関の状況

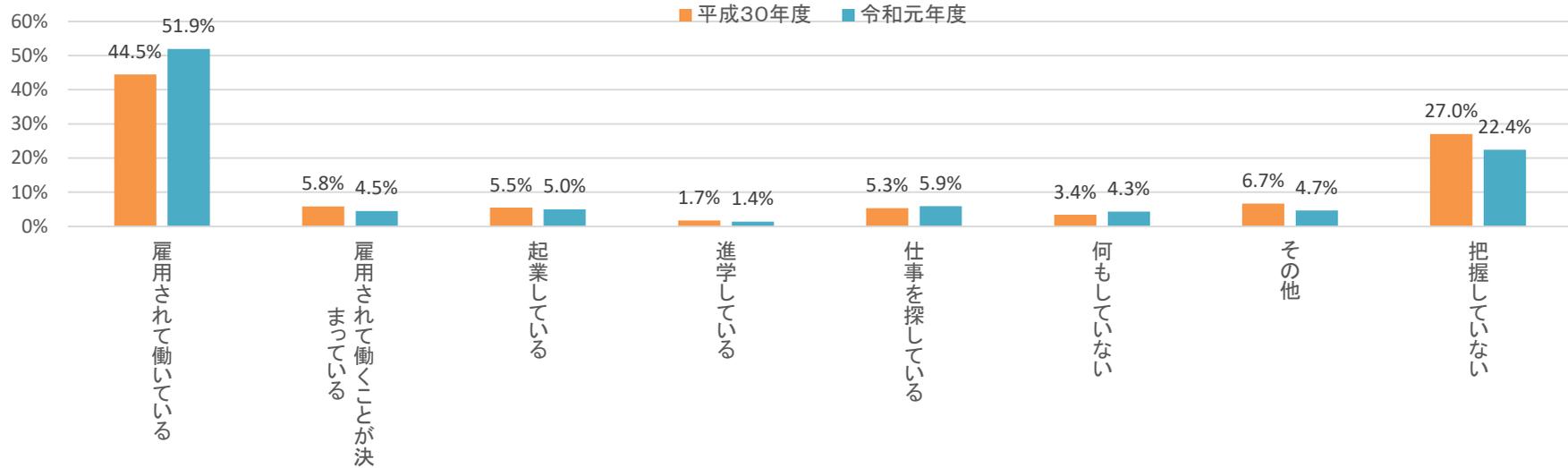
監理団体が連携できている送出機関の数について、2~3の機関と回答した監理団体が最も多く、30.9%となっている。



元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(51.9%)」、「雇用されて働くことが決まっている(4.5%)」または「起業している(5.0%)」と回答した合計が61.4%となっている。



帰国後の仕事内容

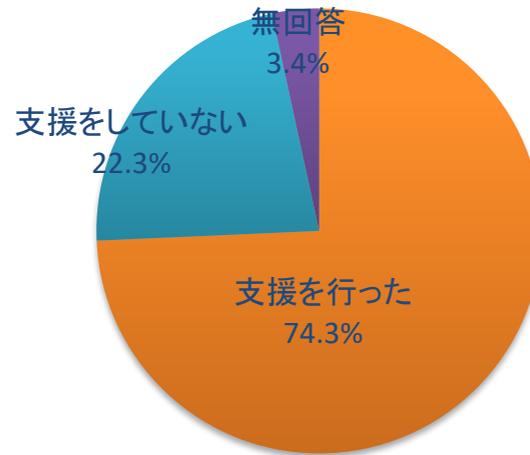
元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(42.8%)」または「技能実習と同種の仕事(24.7%)」と回答した合計は67.5%となっている。



元実習生への帰国後の支援状況

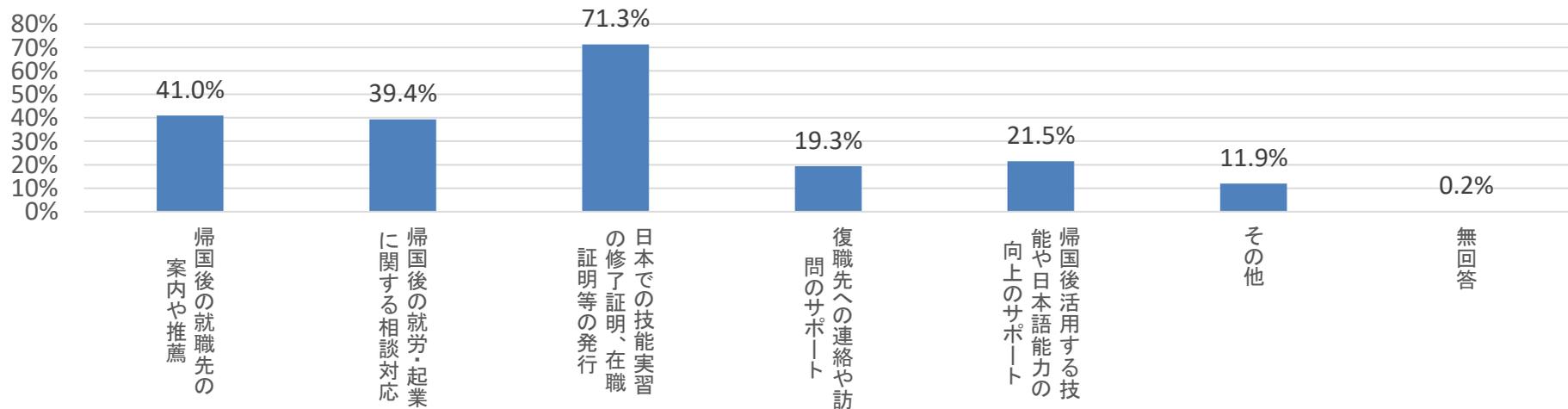
元実習生の技能移転を進めるための支援状況

元実習生の技能移転を進めるための支援(送出し機関と連携して行った支援も含む)を行ったと回答した監理団体等が74.3%となっている。



具体的な支援内容

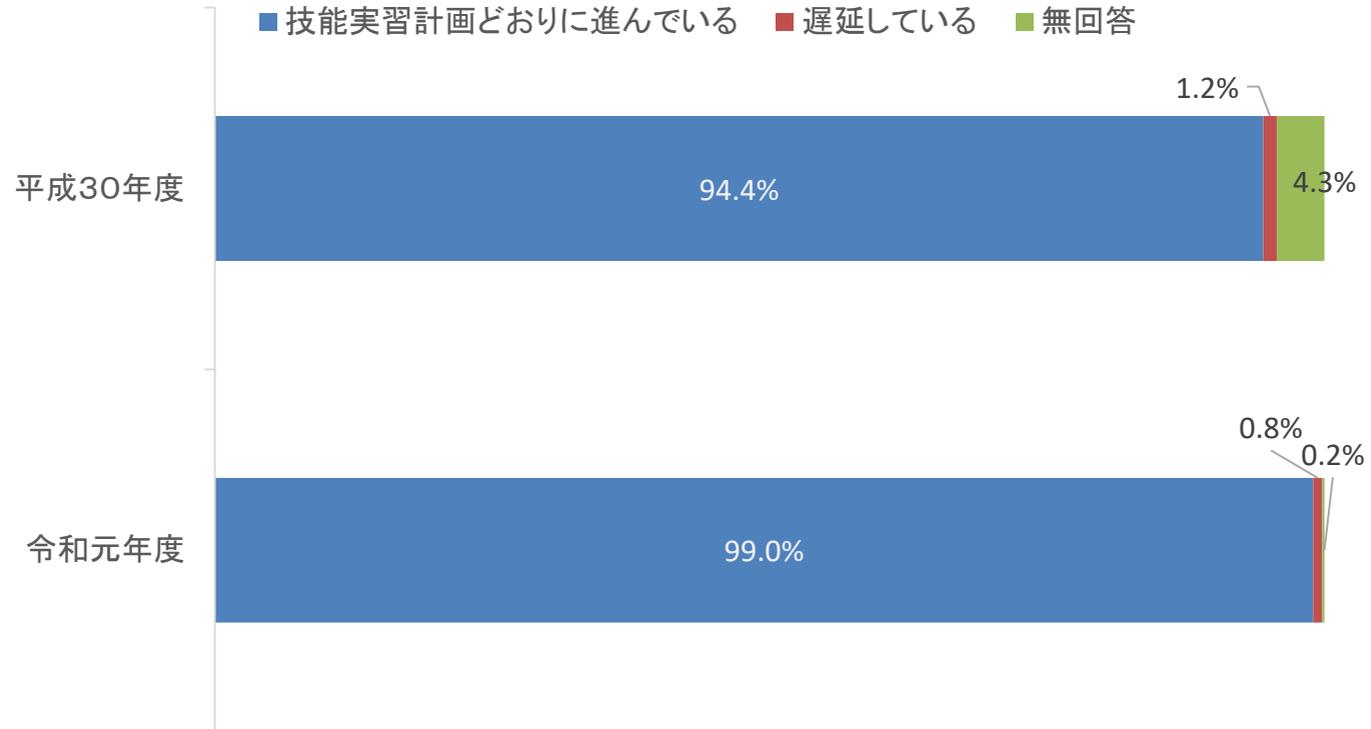
具体的な支援内容は、「日本での技能実習の修了証明、在職証明等の発行」が71.3%と最も多く、「帰国後の就職先の案内や推薦」が41.0%、「帰国後の就労・起業に関する相談対応」が39.4%と続いている。



実習期間中の技能実習の進捗状況

実習生の技能実習の進捗状況について

現在、本邦に在留する技能実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等は99.0%となっている。



令和元年度外国人技能実習機構業務統計 概要

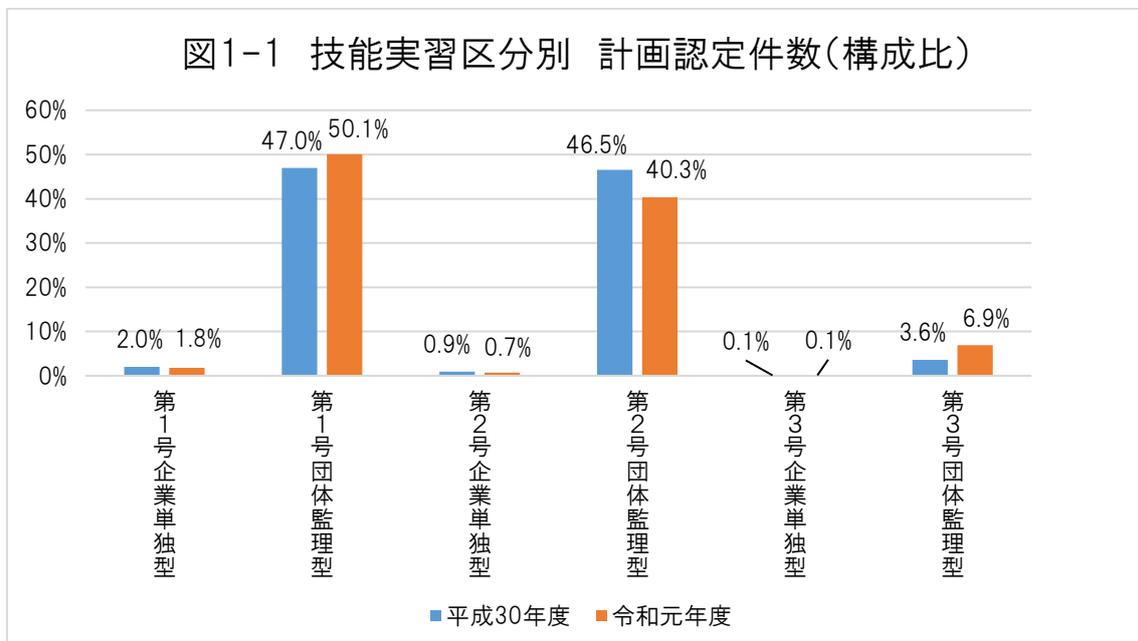
- ・ 本業務統計は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの外国人技能実習機構の業務の状況を集計したものである。
- ・ (1-1) 等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表 1-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

第1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数 (1-1) 【図 1-1】

令和元年度に認定を受けた技能実習計画件数は366,167件(平成30年度：389,321件。以下、平成30年度の数値を()内に記載。)であった。

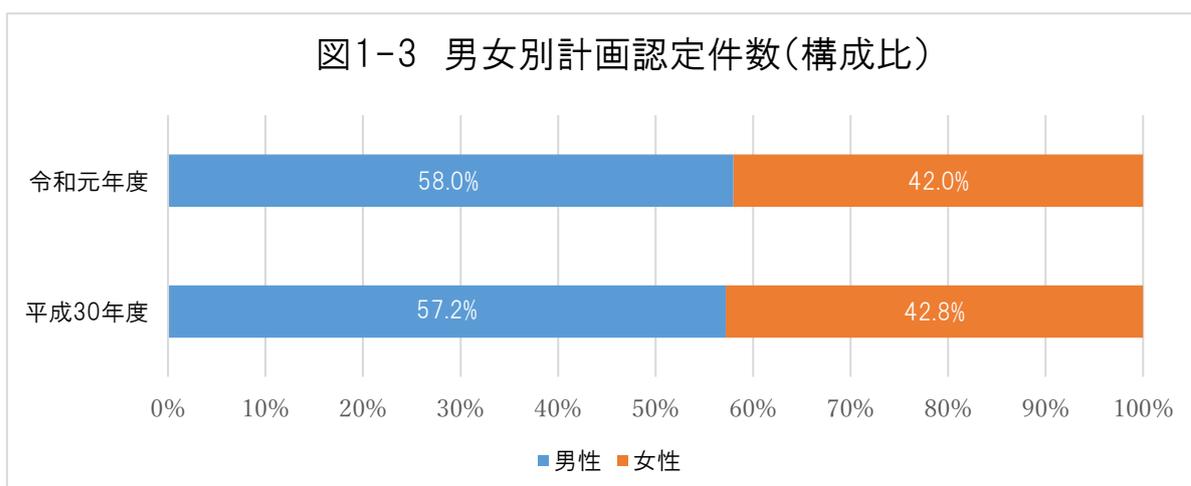
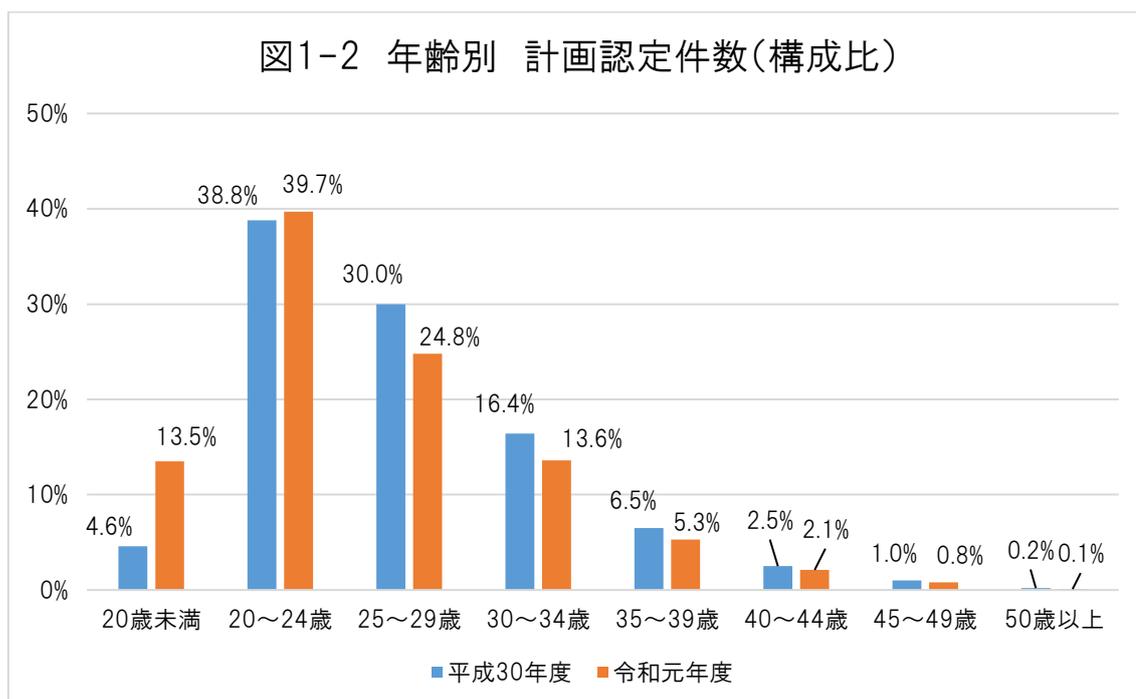
技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第1号団体監理型技能実習で50.1%(47.0%)、次いで第2号団体監理型技能実習で40.3%(46.5%)となっている。



2 年齢・男女別技能実習計画認定件数（1-2）【図 1-2】【図 1-3】

技能実習生の年齢別（男女計）に構成をみると、20～24 歳の範囲が最も多く 39.7%（38.8%）、次いで 25～29 歳が 24.8%（30.0%）、30～34 歳が 13.6%（16.4%）となっている。

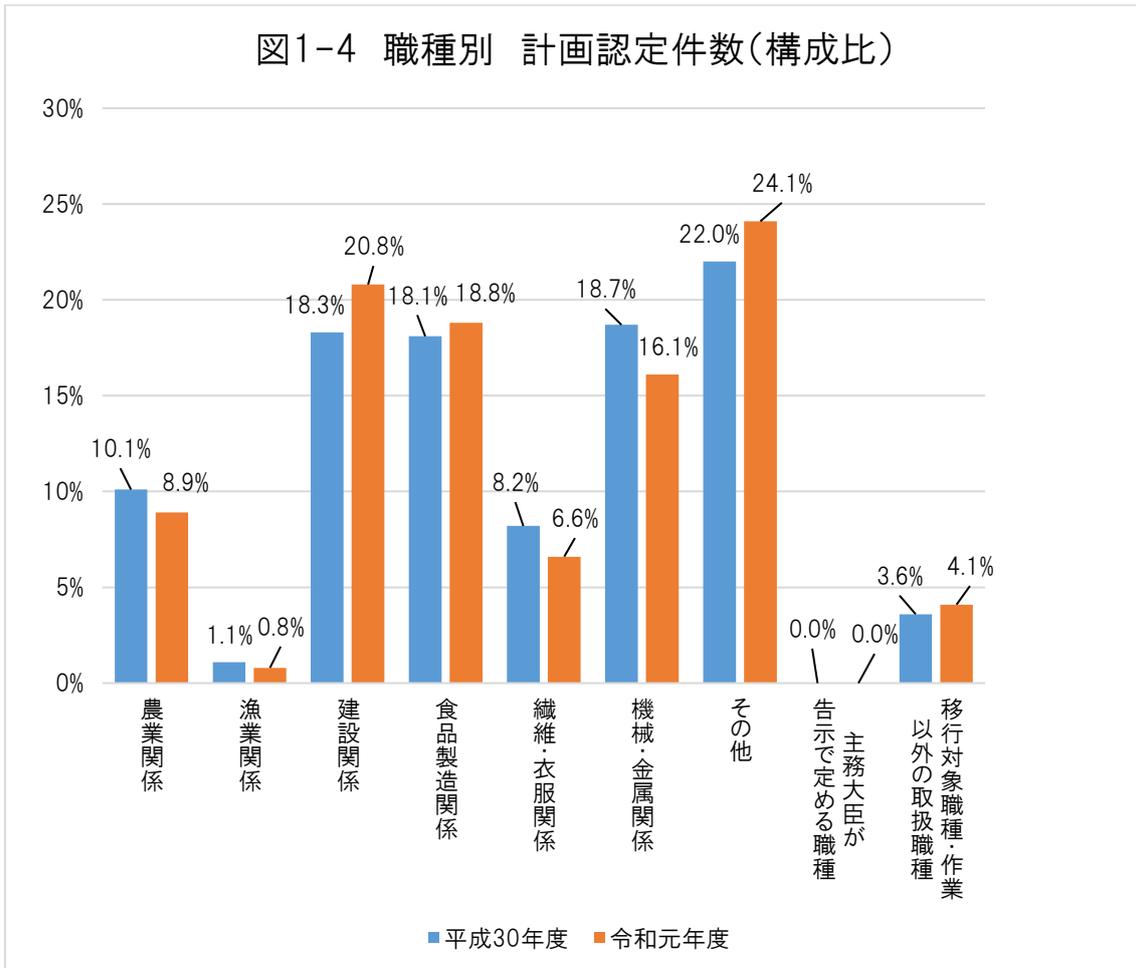
また、男女別では、男性が 58.0%（57.2%）、女性が 42.0%（42.8%）となっている。



3 職種別技能実習計画認定件数（1-4）【図 1-4】

職種別にみると、職種全体のうち、その他（※ 1）が最も多く 24.1%（22.0%）、次いで建設関係の職種が 20.8%（18.3%）、食品製造関係の職種が 18.8%（18.1%）、機械・金属関係の職種が 16.1%（18.7%）となっている。

また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の 4.1%（3.6%）となっている。



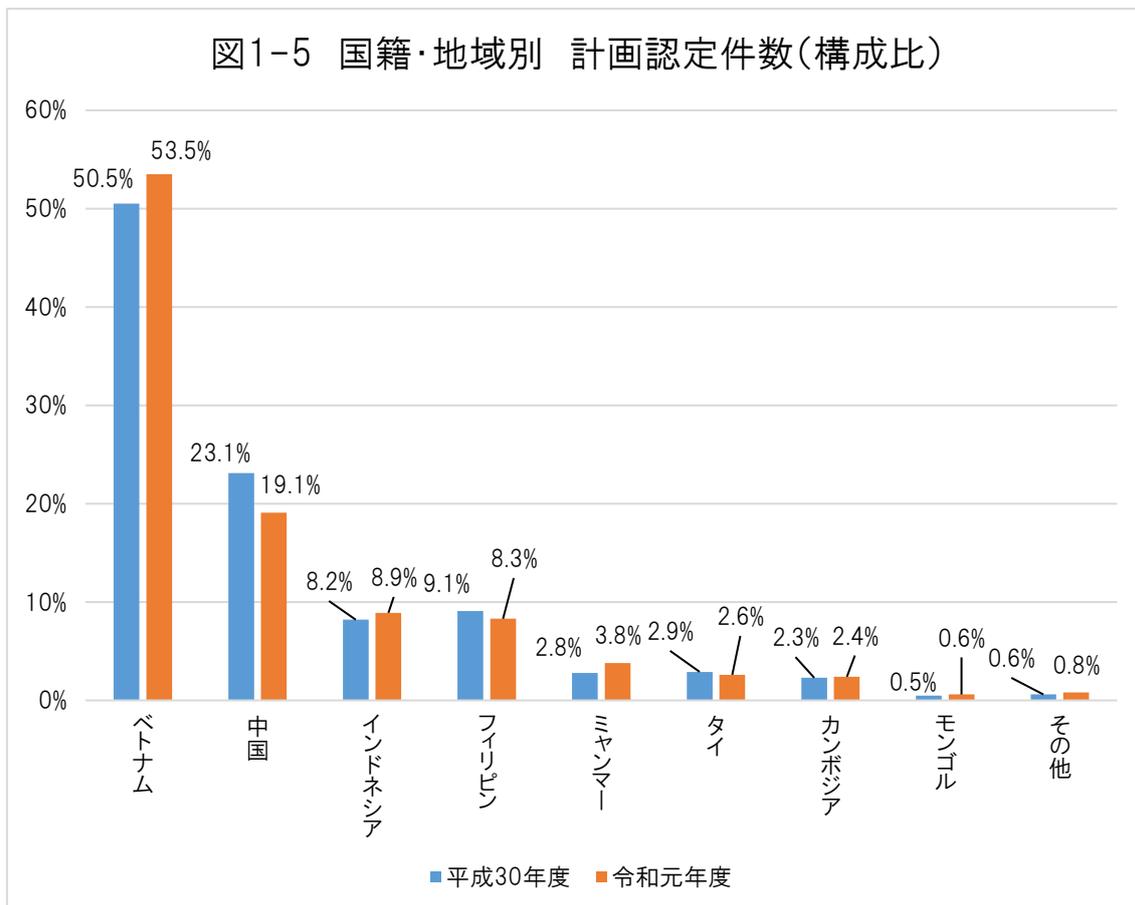
※ 1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊である。以下同じ。

※ 2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリングである。以下同じ。

※ 3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第 2 号技能実習又は第 3 号技能実習を実施できない職種である。以下同じ。

4 国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-5）（1-6）【図 1-5】～【図 1-11】

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが196,001件（196,732件）で53.5%（50.5%）と全体の半分を占め、次いで中国の69,795件（89,918件）で19.1%（23.1%）、インドネシアの32,508件（31,900件）で8.9%（8.2%）となっている。



技能実習計画認定件数の多い上位3か国について、職種別の構成をみると、以下のような結果となっている。

図1-6 ベトナム

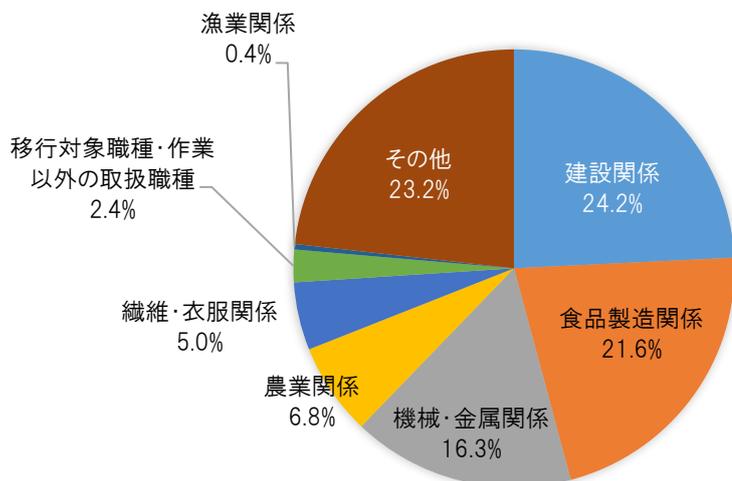


図1-7 中国

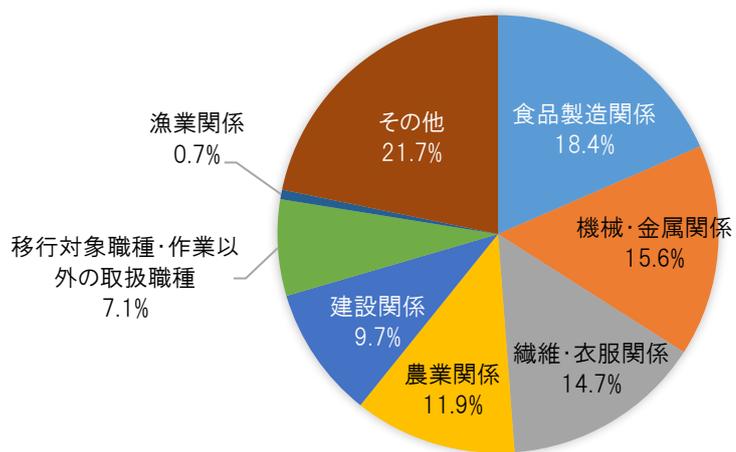
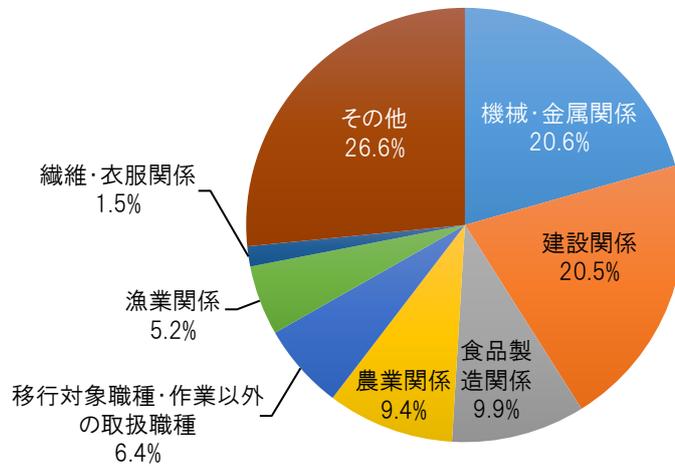


図1-8 インドネシア



技能実習計画認定件数の多い上位3職種について、国籍・地域別の構成をみると、以下のような結果となっている。

図1-9 建設関係

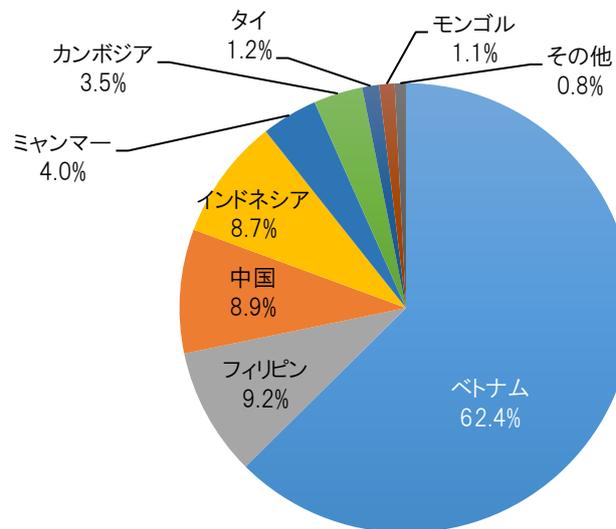


図1-10 食品製造関係

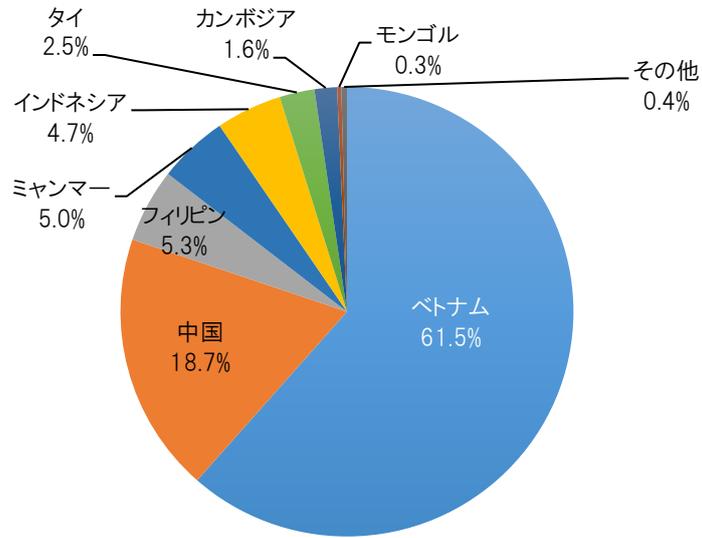
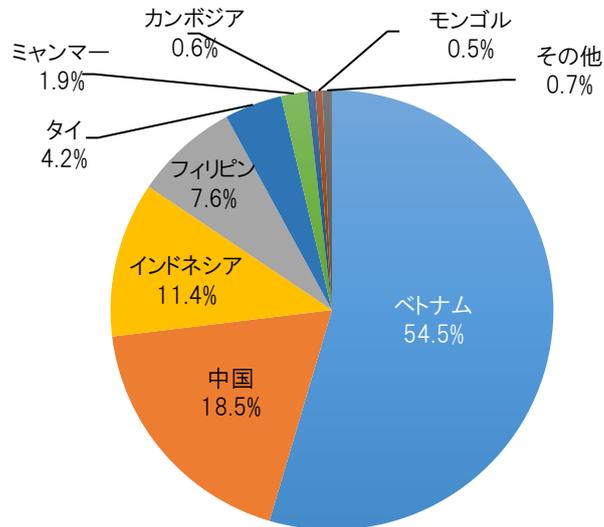


図1-11 機械・金属関係



5 都道府県別技能実習計画認定件数（1-7）【表 1-1】

認定を受けた技能実習計画を、技能実習が実施されている事業所の所在する都道府県別の構成で見ると、愛知県が最も多く全体の 9.8%を占めている。

※ 技能実習を行わせる事業所が複数の都道府県にまたがる場合は、主な事業所の所在地で集計している。

表 1-1 令和元年度 都道府県別計画認定件数（構成比）

| 都道府県 | 構成比 | 都道府県 | 構成比 | 都道府県 | 構成比 |
|------|------|------|------|------|------|
| 北海道 | 3.8% | 石川県 | 1.5% | 岡山県 | 2.4% |
| 青森県 | 0.6% | 福井県 | 1.1% | 広島県 | 4.0% |
| 岩手県 | 0.9% | 山梨県 | 0.6% | 山口県 | 1.2% |
| 宮城県 | 1.2% | 長野県 | 2.1% | 徳島県 | 0.7% |
| 秋田県 | 0.3% | 岐阜県 | 3.9% | 香川県 | 1.5% |
| 山形県 | 0.6% | 静岡県 | 4.0% | 愛媛県 | 1.8% |
| 福島県 | 1.2% | 愛知県 | 9.8% | 高知県 | 0.5% |
| 茨城県 | 4.1% | 三重県 | 2.9% | 福岡県 | 3.8% |
| 栃木県 | 1.8% | 滋賀県 | 1.5% | 佐賀県 | 0.8% |
| 群馬県 | 2.7% | 京都府 | 1.3% | 長崎県 | 0.9% |
| 埼玉県 | 4.8% | 大阪府 | 4.9% | 熊本県 | 2.1% |
| 千葉県 | 4.4% | 兵庫県 | 3.3% | 大分県 | 1.1% |
| 東京都 | 3.8% | 奈良県 | 0.7% | 宮崎県 | 1.0% |
| 神奈川県 | 3.6% | 和歌山県 | 0.4% | 鹿児島県 | 1.5% |
| 新潟県 | 1.1% | 鳥取県 | 0.4% | 沖縄県 | 0.9% |
| 富山県 | 1.6% | 島根県 | 0.5% | | |

6 都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-8）【表 1-2】

職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-2 令和元年度 都道府県別、職種別計画認定件数（構成比）

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 1 農業関係 | 茨城県 18.2% | 熊本県 10.0% | 北海道 9.0% | 千葉県 6.1% | 群馬県 4.9% |
| 2 漁業関係 | 広島県 29.1% | 北海道 14.0% | 岡山県 7.5% | 宮崎県 5.7% | 兵庫県 5.0% |
| 3 建設関係 | 東京都 9.6% | 埼玉県 9.2% | 愛知県 8.2% | 神奈川県 7.6% | 大阪府 6.7% |
| 4 食品製造関係 | 北海道 9.4% | 愛知県 6.1% | 千葉県 6.1% | 埼玉県 4.9% | 静岡県 4.4% |
| 5 繊維・衣服関係 | 岐阜県 13.0% | 岡山県 6.6% | 愛知県 6.5% | 福井県 5.2% | 愛媛県 4.8% |
| 6 機械・金属関係 | 愛知県 16.4% | 岐阜県 6.2% | 三重県 6.1% | 大阪府 5.9% | 兵庫県 5.8% |
| 7 その他 | 愛知県 12.8% | 大阪府 6.0% | 広島県 5.7% | 静岡県 4.8% | 埼玉県 4.6% |
| 8 主務大臣が告示で定める職種 | 千葉県 84.6% | 大阪府 15.4% | — | — | — |
| 9 移行対象職種・作業以外の取扱職種 | 長野県 11.5% | 愛知県 8.8% | 静岡県 6.0% | 広島県 5.5% | 群馬県 5.3% |

7 都道府県別、国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-9）【表 1-3】

技能実習生の国籍・地域別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-3 令和元年度 都道府県別、国籍・地域別計画認定件数（構成比）

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------|--------------|---------------|--------------|-------------|--------------|
| ベトナム | 愛知県 9.2% | 大阪府 5.9% | 埼玉県 4.8% | 福岡県 4.7% | 千葉県 4.2% |
| 中国 | 愛知県 10.9% | 岐阜県 7.0% | 茨城県 5.3% | 北海道 5.1% | 千葉県 4.7% |
| インドネシア | 愛知県 9.2% | 茨城県 7.8% | 静岡県 6.0% | 埼玉県 5.1% | 神奈川県 4.8% |
| フィリピン | 愛知県 10.9% | 広島県 7.0% | 静岡県 6.8% | 埼玉県 5.1% | 千葉県 4.6% |
| ミャンマー | 愛知県 7.6% | 東京都 6.0% | 北海道 5.8% | 福岡県 5.5% | 埼玉県 5.0% |
| タイ | 愛知県 13.1% | 千葉県 8.3% | 茨城県 7.2% | 三重県 6.4% | 広島県 6.3% |
| カンボジア | 愛知県 9.6% | 岐阜県 7.1% | 茨城県 6.3% | 大阪府 4.6% | 熊本県 4.3% |
| モンゴル | 埼玉県 11.9% | 神奈川県 11.9% | 千葉県 11.6% | 愛知県 8.5% | 東京都 8.4% |
| その他 | 愛知県 16.4% | 茨城県 9.3% | 千葉県 7.1% | 埼玉県 6.5% | 兵庫県 4.9% |

8 国籍・地域別、都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-10-1）～（1-10-9）

【表 1-4】～【表 1-6】

技能実習計画認定件数の多い上位3か国（ベトナム、中国、インドネシア）について、職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-4 令和元年度 都道府県別、職種別計画認定件数（ベトナム）（構成比）

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 農業関係 | 熊本県 12.4% | 茨城県 10.8% | 北海道 10.0% | 千葉県 5.3% | 鹿児島県 5.2% |
| 2 漁業関係 | 広島県 50.8% | 北海道 26.6% | 岡山県 17.8% | 宮城県 2.6% | 兵庫県 1.3% |
| 3 建設関係 | 埼玉県 8.6% | 東京都 8.4% | 大阪府 8.2% | 神奈川県 7.6% | 愛知県 7.0% |
| 4 食品製造関係 | 北海道 8.5% | 千葉県 5.3% | 埼玉県 4.9% | 福岡県 4.8% | 愛知県 4.6% |
| 5 繊維・衣服関係 | 岡山県 8.1% | 愛知県 6.8% | 岐阜県 5.8% | 広島県 5.2% | 福井県 4.8% |
| 6 機械・金属関係 | 愛知県 16.4% | 大阪府 7.1% | 兵庫県 6.8% | 岐阜県 5.7% | 三重県 4.7% |
| 7 その他 | 愛知県 13.5% | 大阪府 6.8% | 静岡県 4.9% | 福岡県 4.9% | 岐阜県 4.7% |
| 8 移行対象職種・作業以外の取扱職種 | 広島県 10.1% | 長野県 9.0% | 福岡県 6.1% | 愛知県 6.0% | 大阪府 5.1% |

（注）主務大臣が告示で定める職種は0件である。

表 1-5 令和元年度 都道府県別、職種別計画認定件数（中国）（構成比）

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 農業関係 | 茨城県 27.2% | 北海道 13.4% | 愛知県 6.9% | 千葉県 6.7% | 熊本県 6.5% |
| 2 漁業関係 | 広島県 66.1% | 岡山県 16.1% | 兵庫県 8.9% | 北海道 8.0% | 宮城県 0.6% |
| 3 建設関係 | 埼玉県 13.4% | 東京都 12.5% | 愛知県 12.4% | 千葉県 12.0% | 神奈川県 7.4% |
| 4 食品製造関係 | 北海道 14.6% | 愛知県 9.0% | 千葉県 7.8% | 静岡県 6.4% | 大阪府 4.9% |
| 5 繊維・衣服関係 | 岐阜県 21.0% | 愛知県 6.4% | 岡山県 5.8% | 愛媛県 5.6% | 福井県 4.8% |
| 6 機械・金属関係 | 愛知県 17.6% | 三重県 8.8% | 岐阜県 8.3% | 兵庫県 6.9% | 静岡県 5.6% |
| 7 その他 | 愛知県 13.9% | 大阪府 6.4% | 広島県 6.0% | 愛媛県 5.8% | 岐阜県 5.7% |
| 8 移行対象職種・作業以外の取扱職種 | 群馬県 14.2% | 長野県 11.2% | 愛知県 7.7% | 北海道 5.4% | 埼玉県 5.3% |

（注）主務大臣が告示で定める職種は0件である。

表 1-6 令和元年度 都道府県別、職種別計画認定件数（インドネシア）（構成比）

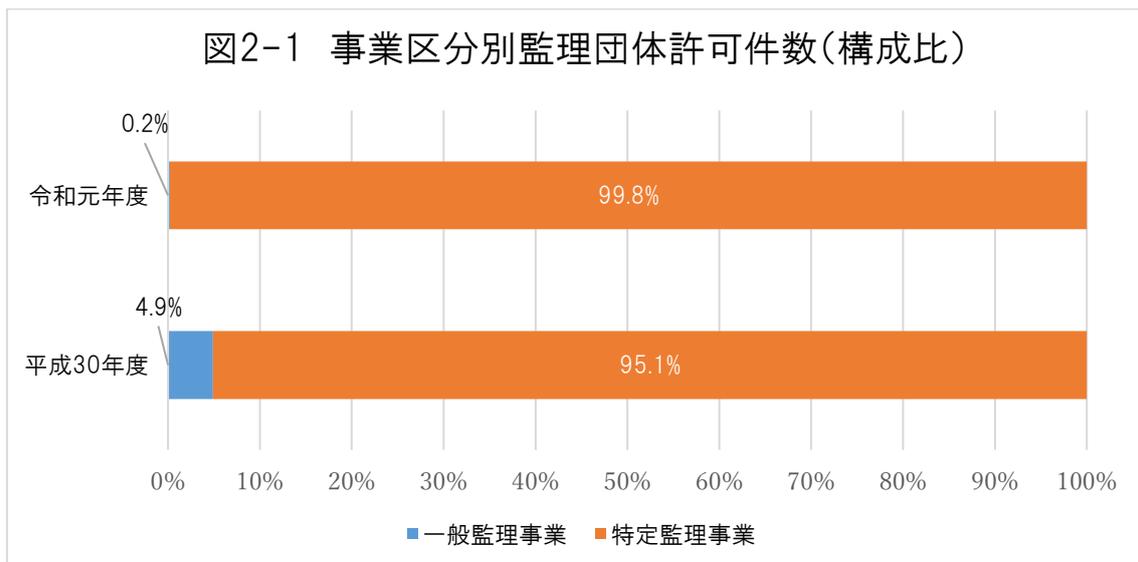
| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------------------|--------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 1 農業関係 | 茨城県 42.2% | 群馬県 9.9% | 千葉県 5.0% | 愛知県 4.4% | 栃木県 4.0% |
| 2 漁業関係 | 宮城県 10.2% | 北海道 9.9% | 高知県 8.9% | 石川県 8.2% | 広島県 7.6% |
| 3 建設関係 | 東京都 12.2% | 神奈川県 10.0% | 埼玉県 8.0% | 愛知県 6.3% | 静岡県 5.2% |
| 4 食品製造関係 | 宮城県 7.4% | 埼玉県 7.2% | 愛知県 6.7% | 茨城県 6.0% | 静岡県 5.5% |
| 5 繊維・衣服関係 | 福井県 11.4% | 三重県 8.1% | 岡山県 7.9% | 愛媛県 7.5% | 愛知県 7.3% |
| 6 機械・金属関係 | 愛知県 12.8% | 静岡県 9.9% | 群馬県 5.0% | 岐阜県 5.0% | 岡山県 4.8% |
| 7 その他 | 愛知県 13.0% | 茨城県 5.8% | 埼玉県 5.6% | 神奈川県 5.3% | 静岡県 5.0% |
| 8 主務大臣が告示で定める職種 | 大阪府 100% | — | — | — | — |
| 9 移行対象職種・作業以外の取扱職種 | 大分県 12.1% | 滋賀県 11.6% | 静岡県 10.6% | 愛知県 9.6% | 長野県 9.6% |

第2 監理団体の許可

1 事業区分別監理団体許可件数（2-1）【図 2-1】

令和元年度に許可を受けた監理団体は422件（486件）で、事業区分別にみると、一般監理事業は1件（24件）で0.2%、特定監理事業は421件（462件）で99.8%となっている。

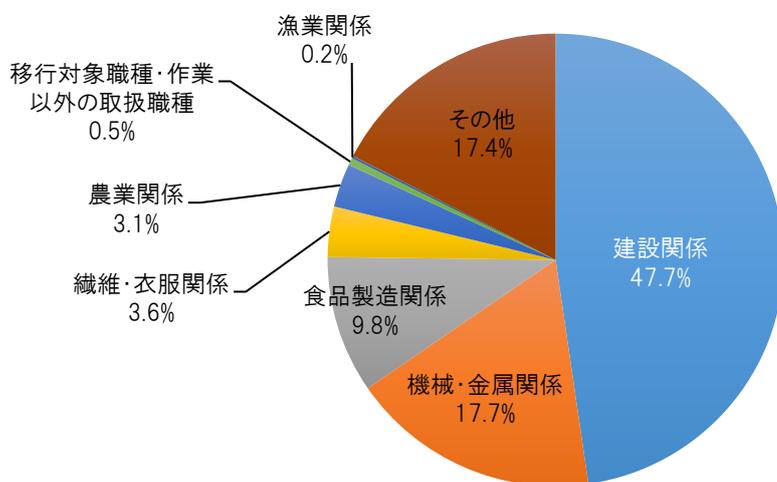
※ 監理団体の許可には、一般監理事業と特定監理事業の許可の2つの区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第1号団体監理型技能実習から第3号団体監理型技能実習までのすべての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第1号団体監理型技能実習及び第2号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができる。



2 職種別監理団体許可件数（2-3）【図 2-2】

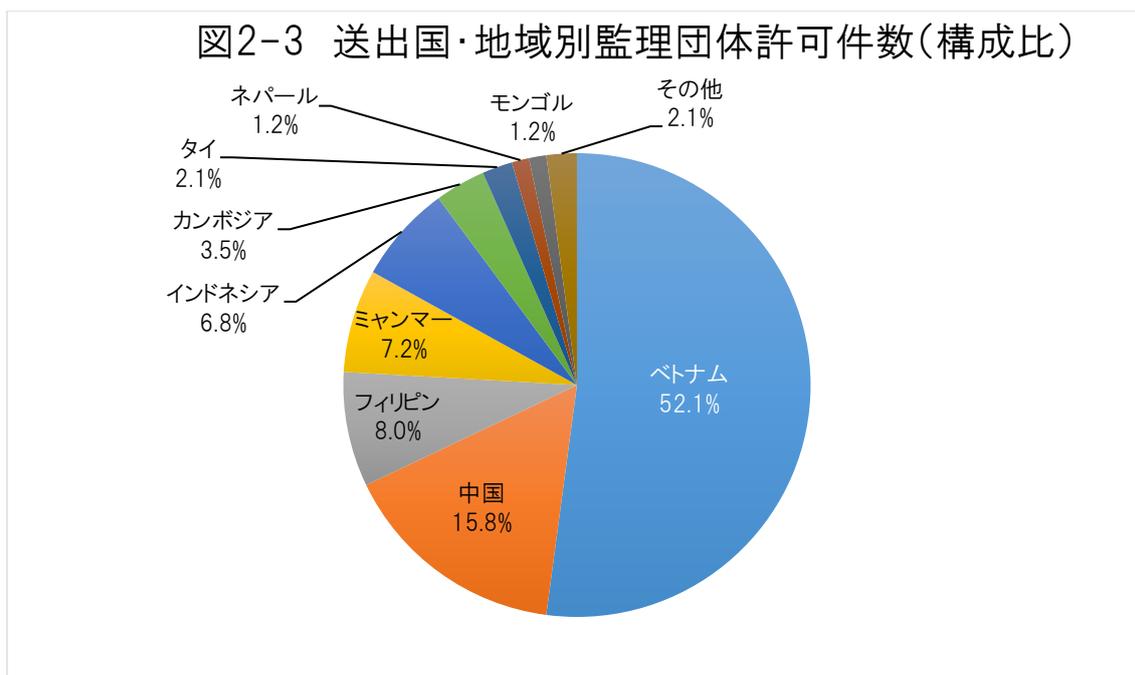
監理団体が許可を受ける際に申請する監理事業対象職種をみると、建設関係が 1,854 件（1,088 件）で 47.7%と最も多く、次いで機械・金属関係が 687 件（397 件）で 17.7%、その他が 678 件（436 件）で 17.4%となっている。

図2-2 職種別監理団体許可件数(構成比)



3 送出国・地域別監理団体許可件数（2-4）【図 2-3】

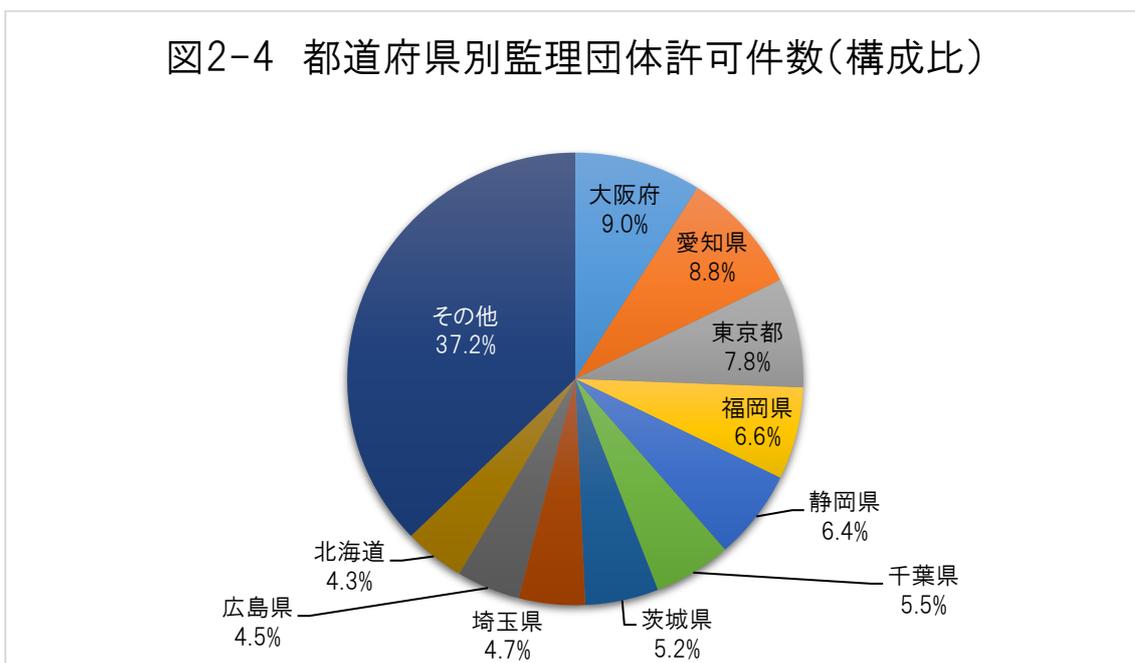
監理団体が許可を受ける際に申請する外国の送出国・地域別にみると、ベトナムの253件（297件）が52.1%と最も多く、次いで中国が77件（149件）で15.8%、フィリピンが39件（60件）で8.0%となっている。



4 都道府県別監理団体許可件数（2-5）【図 2-4】

監理団体許可件数を法人の所在地の都道府県別にみると、大阪府が38件（38件）で9.0%と最も多く、次いで愛知県が37件（47件）で8.8%、東京都が33件（41件）で7.8%となっている。

図2-4 都道府県別監理団体許可件数(構成比)

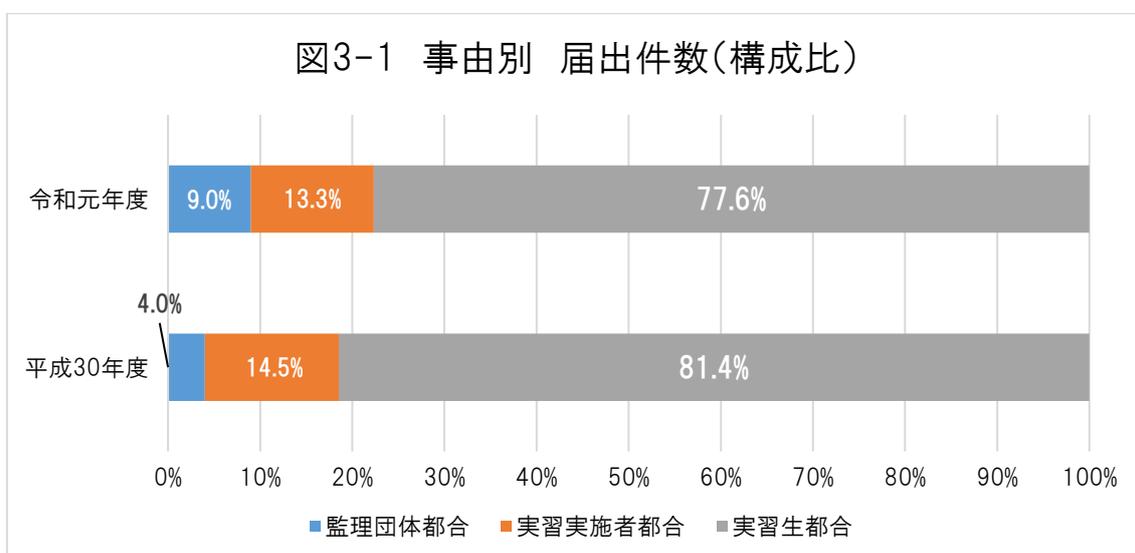


第3 技能実習実施困難時届出

1 受入形態別、事由別技能実習実施困難時届出件数（3-1）【図 3-1】

令和元年度に、認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習を行うことができず、技能実習実施困難時届出があったのは 44,773 件（22,664 件）である。

届出の事由別にみると、実習生都合 77.6%、実習実施者都合 13.3%、監理団体都合 9.0% となっている。



第4 相談・援助

1 言語別、相談内容別母国語相談件数（4-1）及び言語別申告件数（4-2）【図 4-1】～【図 4-3】

令和元年度に母国語相談（技能実習生からの実習や生活上の相談を母国語で受け付けるもの）に寄せられた相談の件数は7,452件（2,695件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く4,317件（1,537件）で57.9%、次いで中国語の1,643件（455件）で22.0%となっている。

内容は、「管理に関すること」が1,673件（445件）、「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が1,320件（541件）となっている。

また、令和元年度に申告（実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が技能実習法令等の規定に違反する事実がある場合において、技能実習生が、その事実を主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）に申告することをいう。）がなされた件数は133件であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く70件で52.6%、中国語が45件で33.8%、フィリピン語が15件で11.3%、インドネシア語が3件で2.3%となっている。

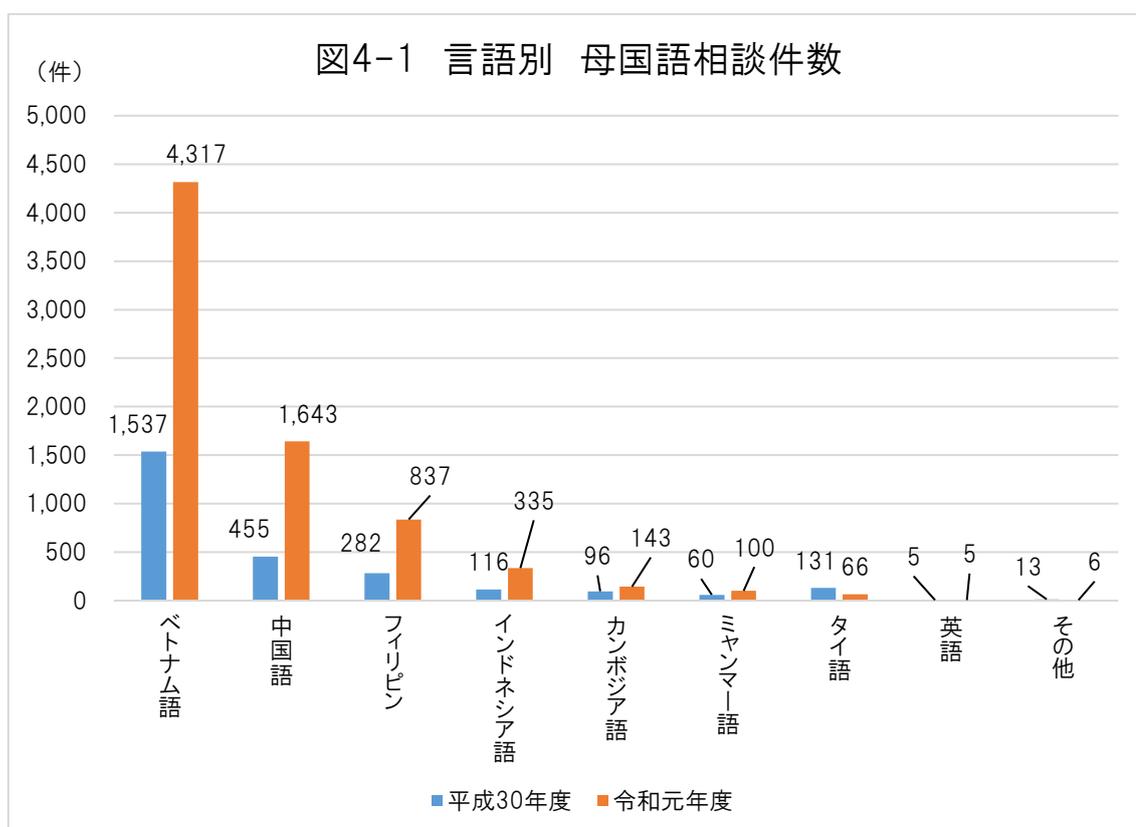


図4-2 言語別 母国語相談件数(構成比)

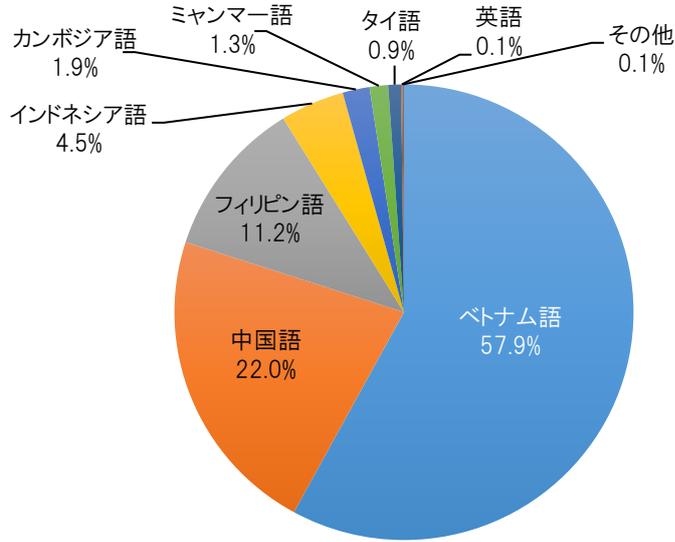
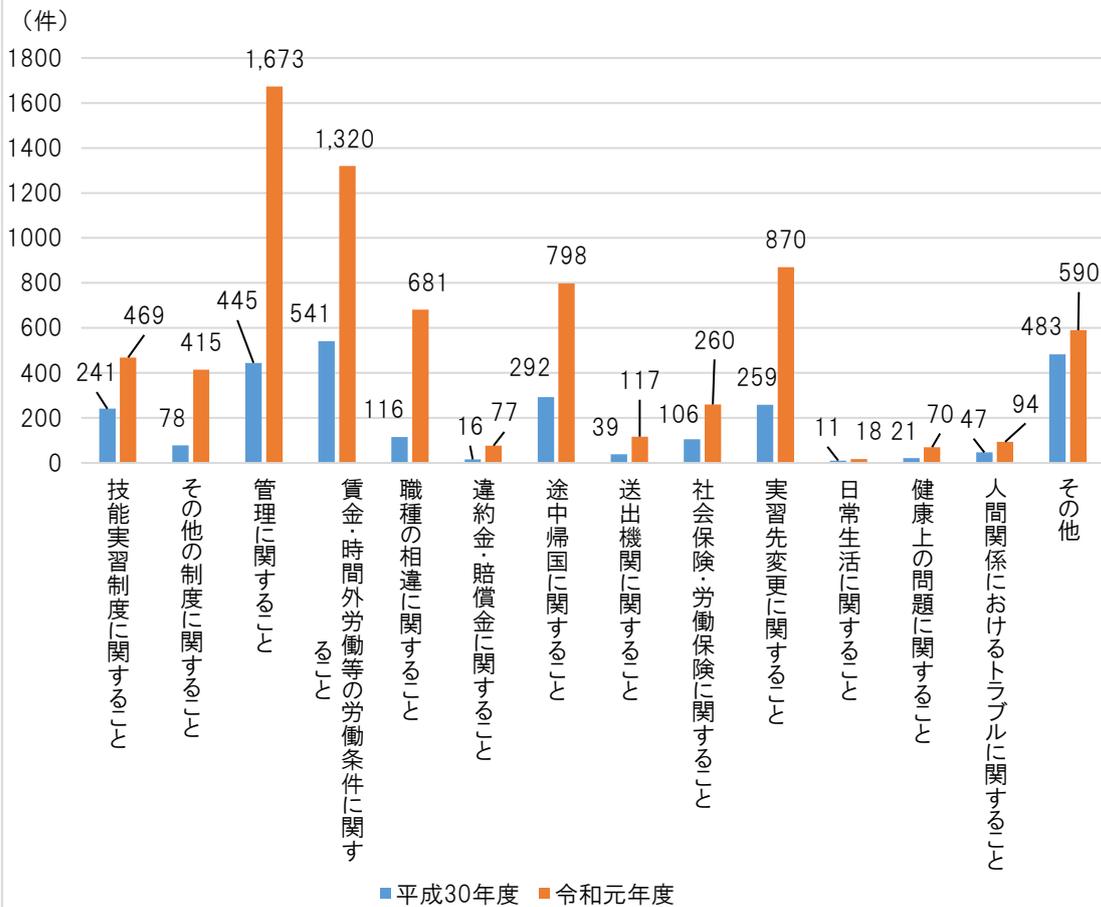


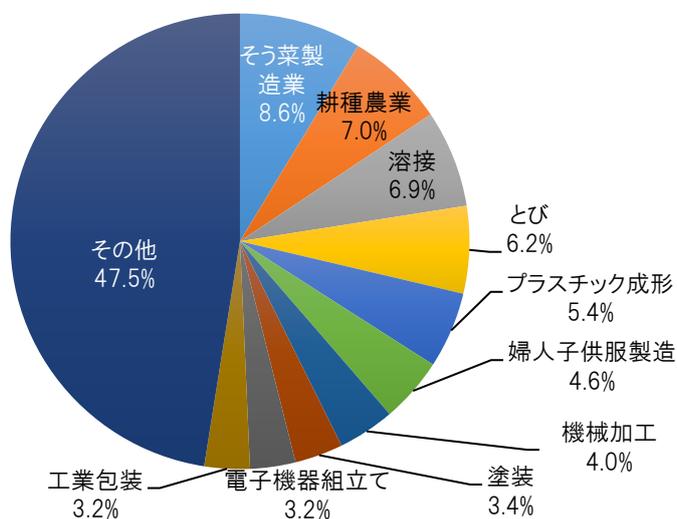
図4-3 相談内容別 母国語相談件数



2 職種別、級別受検手続支援件数（延べ人数）（4-4）【図 4-4】

技能実習生の受検手続支援（実習生が、技能検定等を適切に受検し、次の段階の技能実習に移行できるよう、試験機関等への申請の取次等を行うもの）について、令和元年度に支援を行った件数は302,579件（205,060件）となっており、職種別にみると、そう菜製造業が最も多く8.6%、次いで耕種農業が7.0%、溶接が6.9%となっている。

図4-4 職種別級別試験実施機関取次件数(構成比)



3 実習先変更個別支援受理件数（国籍・地域別内訳、職種別内訳）（4-6）【図 4-5】【図 4-6】

令和元年度の実習先変更個別支援受理件数は 54 件（36 件）である。

国籍・地域別にみると、ベトナムが 28 件で 49.1%と全体の約半分を占め、次いで中国の 14 件で 24.6%、カンボジアの 6 件で 10.5%となっている。

また、職種別にみると、繊維・衣服関係が 13 件で 22.8%、機械・金属関係が 11 件で 19.3%、その他が 10 件で 17.5%となっている。

※ 1 件の支援に複数の国籍・地域及び職種が含まれる場合がある。

図4-5 国籍・地域別内訳（構成比）

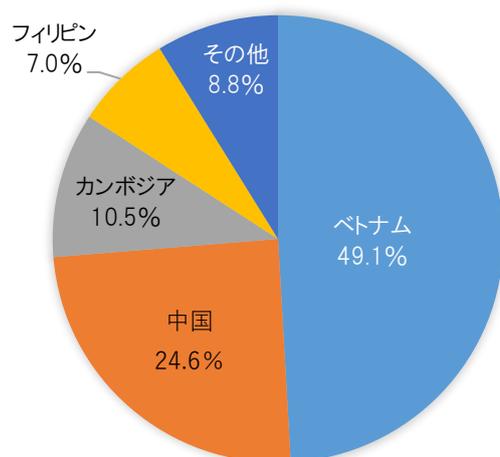
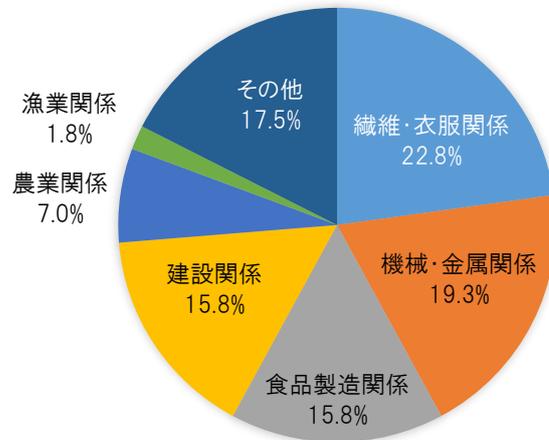


図4-6 職種別内訳(構成比)



第5 国際関係 (5-1)

1 二国間取決め締結状況と送出機関の認定状況

技能実習生の送出しについては、送出国政府の推薦を受けた送出機関から受け入れることとされている。この点、送出国政府との間において二国間取決めがなされている場合には、送出国政府が送出機関の認定を行っている。

同取決め締結国は令和2年3月末時点で14か国(13か国)となっている。また、送出機関数については同時点で1,511機関(957機関)となっている。

第6 実地検査 (6-1) (6-2) (6-3) 【図6-1】～【図6-4】

外国人技能実習機構が、平成31年4月から令和2年3月までの間に実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数は18,057(10,369)である。

このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は6,253(4,169)(違反割合34.6%(40.2%))であり、違反件数は10,708件(8,513件)である。

主な違反の内容は、

- ・ 実習実施者については、「帳簿書類の作成・備付けの不備」(2,258件(1,904件))、「実習内容等が計画と相違」(1,575件(608件))
- ・ 監理団体については、「帳簿書類の作成・備付け、届出等が不適切」(1,170件(2,115件))、「監理団体の運営体制の不備」(679件(1,107件))

である。

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による行政処分等（実習実施者については改善命令や計画認定取消し、監理団体については改善命令や許可取消し等）の対象となる。

| | |
|-------|-----------------|
| 実習実施者 | 14,970 (7,886) |
| 監理団体 | 3,087 (2,483) |
| 計 | 18,057 (10,369) |

技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

| | | |
|-------|---------------|-----------------------|
| 実習実施者 | 4,922 (2,752) | (違反割合 32.9% (34.9%)) |
| 監理団体 | 1,331 (1,417) | (違反割合 43.1% (57.1%)) |
| 計 | 6,253 (4,169) | (違反割合 34.6% (40.2%)) |

実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数（違反条文数）

| | |
|-------|----------------|
| 実習実施者 | 7,979 (4,707) |
| 監理団体 | 2,729 (3,806) |
| 計 | 10,708 (8,513) |

(注) 一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

【参考：令和元年度に実施した行政処分等の状況】

- ◎実習実施者：認定計画取消し 23者 244件、改善命令 2者 44件
- ◎監理団体：許可取消し 4団体、改善命令 0

図6-1 実地検査を実施した実習実施者数及び違反率

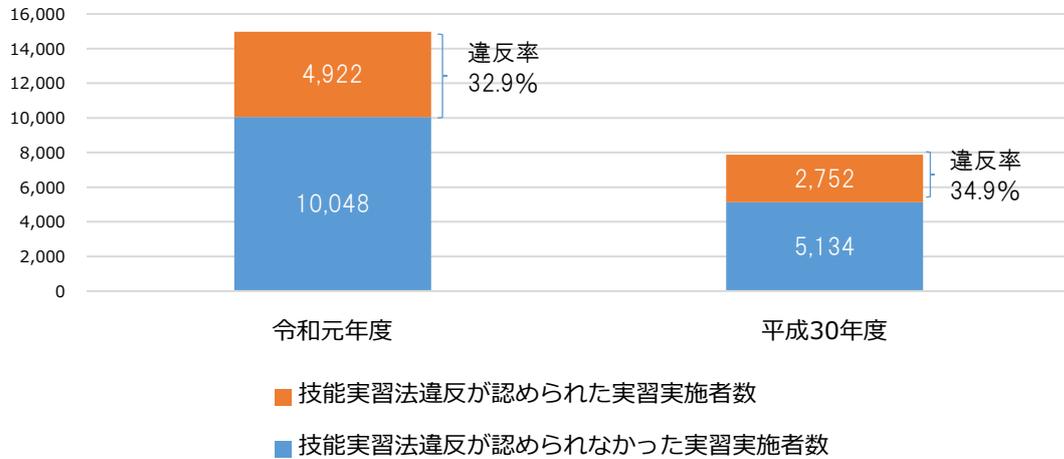


図6-2 実地検査を実施した監理団体数及び違反率

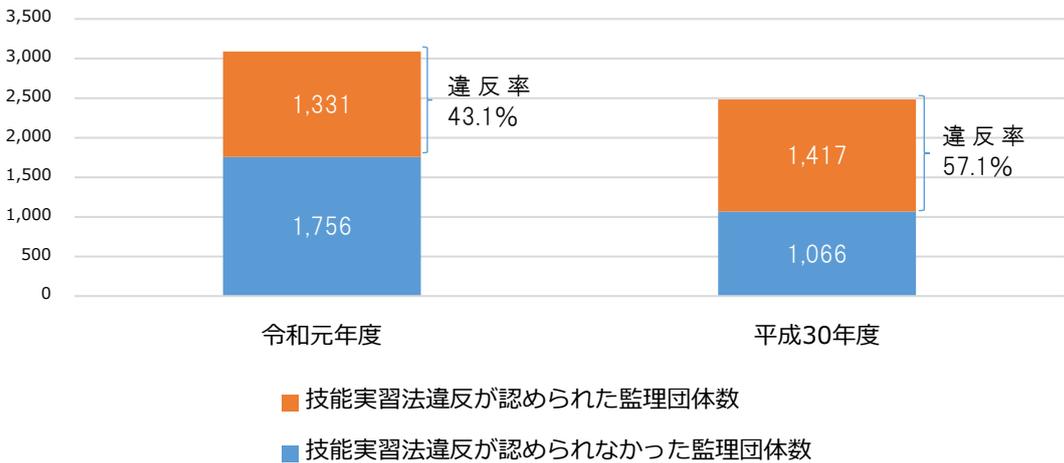


図6-3 違反状況(実習実施者)

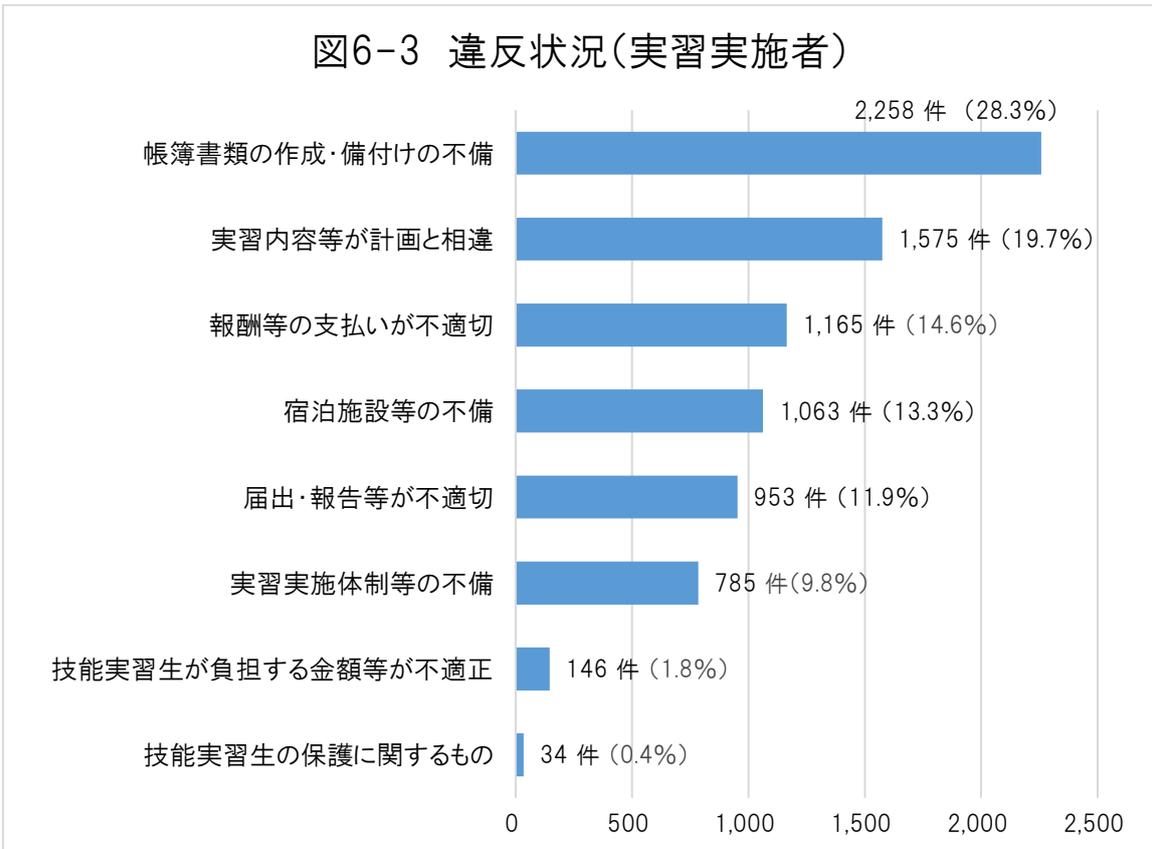
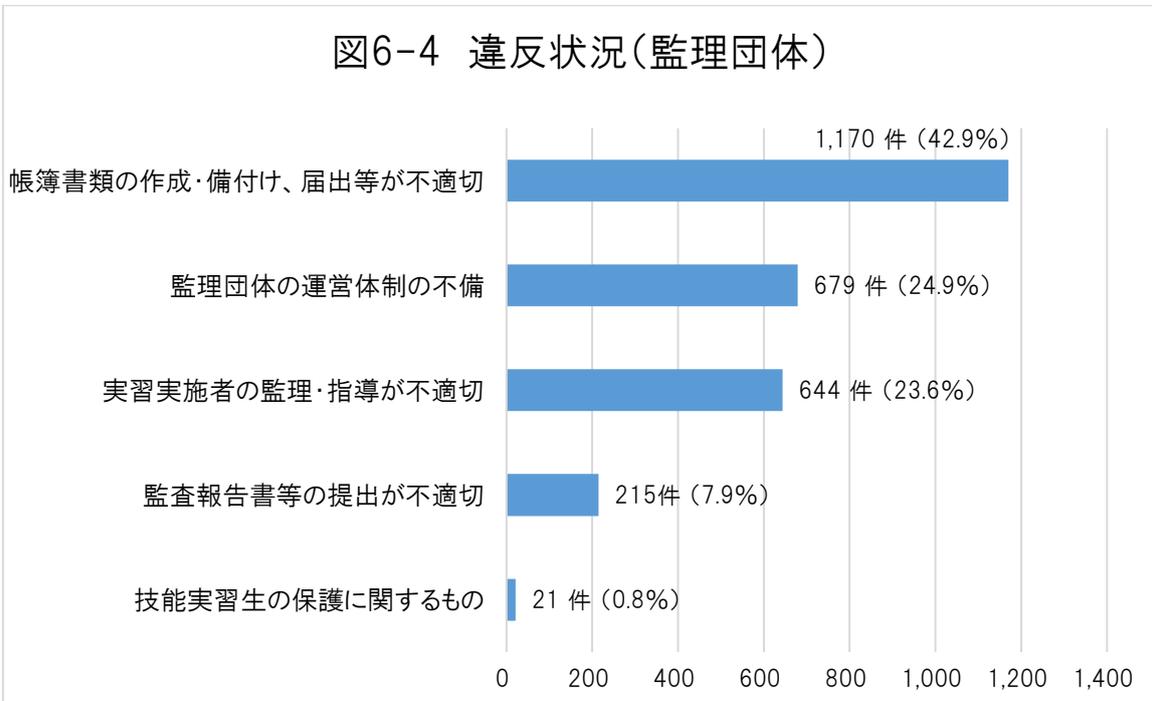
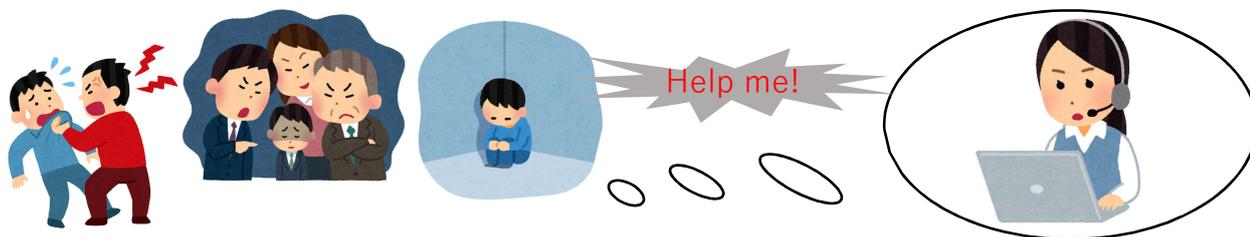


図6-4 違反状況(監理団体)



※ 図6-3、図6-4の()内は、違反件数全体に占める割合である。

技能実習SOS・緊急相談専用窓口



技能実習生の皆さん「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？

外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

実習生の皆さんは各言語の**フリーダイヤル**へコール
アナウンスのあと**1番**をプッシュ！



電話以外の相談はこちら(<https://www.otit.go.jp>)のサイトを見てください。

| | | |
|--|--|--|
| ベトナム語(Tiếng Việt) 0120-250-168 月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00 | 中国語(中文) 0120-250-169 月・水・金 11:00～19:00 土 9:00～17:00 | インドネシア語(Bahasa Indonesia) 0120-250-192 火・木 11:00～19:00 |
| フィリピン語(Wikang Pilipino) 0120-250-197 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00 | 英語(English) 0120-250-147 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00 | タイ語(ภาษาไทย) 0120-250-198 木 11:00～19:00 日 9:00～17:00 |
| カンボジア語(ភាសាខ្មែរ) 0120-250-366 木 11:00～19:00 | ミャンマー語(မြန်မာဘာသာ) 0120-250-302 火 11:00～19:00 |  メールでの 相談は、 QRコードから 24時間受付 |

実習場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供は、外国人技能実習機構の公益通報窓口(https://www.otit.go.jp/koueki_tsuhou)からご連絡ください。

OTIT 外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)

日本語教育アプリ

「げんばのにほんご」

をご活用ください



日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は**無料**です。 ※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- **英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語**の8言語に対応しています。
- 令和3年4月現在、本アプリの対象職種は「**機械・金属関係職種**」及び「**食品製造関係職種**」の2職種です。

▶ iPhoneをお使いの方は**こちら**



▶ Androidをお使いの方は**こちら**



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ contact@genbanonihongo.com

農業者の皆様へ

外国人技能実習制度について

～特に押さえておくべきポイントとは～



令和2年6月
農林水産省

I 平成29年11月に外国人技能実習法が施行されました！

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。平成29年11月1日に施行された新しい外国人技能実習法では、外国人技能実習制度が、このような国際協力という制度の趣旨・目的に反して国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、また、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行なれるよう、要件や手続きが見直されていますので、本リーフレットをご活用して技能実習制度の適切な運用にご協力をお願いします。

技能実習の流れ

外国人を受け入れる前の準備

技能実習生の受け入れ申込み

技能実習の開始

技能実習評価試験の受検

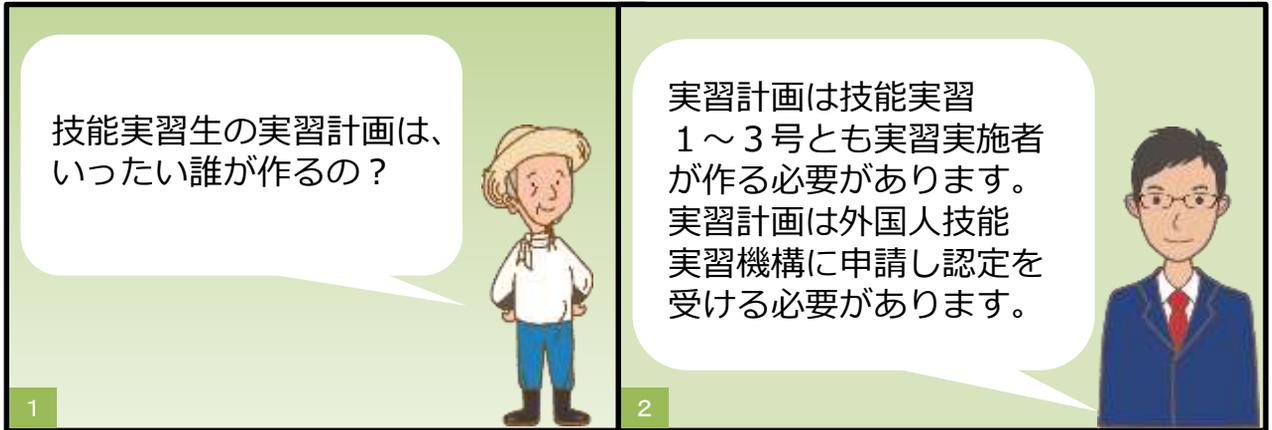
帰国



制度のポイント

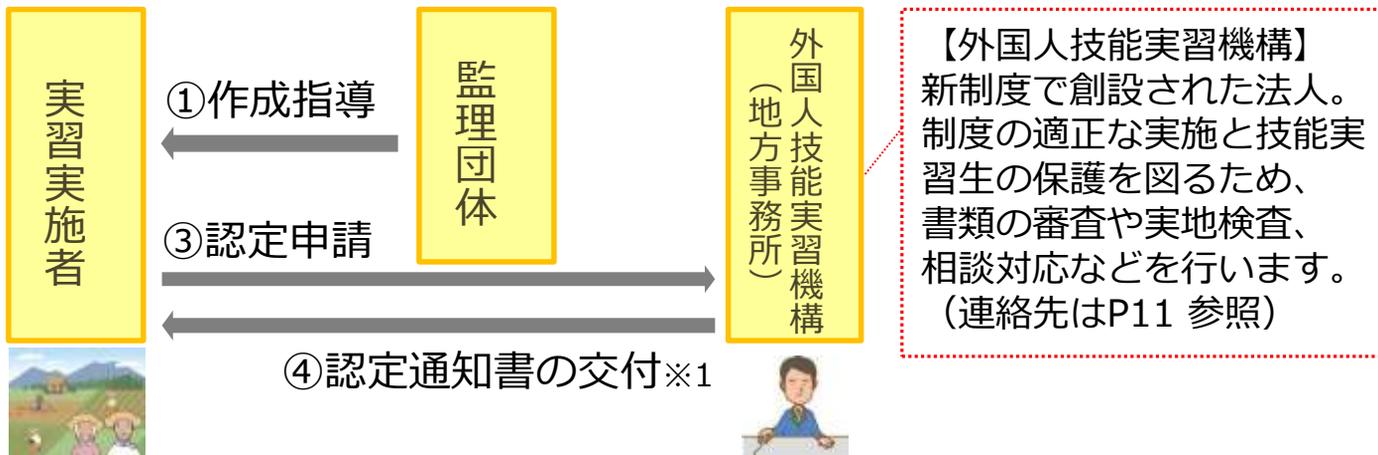
- 1 技能実習計画の作成・認定が必要となります。→P2
- 2 技能実習責任者を配置する必要があります。→P3
- 3 技能実習生の宿舍の基準が決まっています。→P4
- 4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受入れます。→P5
- 5 優良な実習実施者・監理団体は、実習期間と受入人数枠が拡大されます。→P6
- 6 技能実習の開始後、届出が必要となります。→P7
- 7 技能実習生に対する、人権侵害行為等に罰則が設けられています。→P7
- 8 労働時間関係の労働条件についても、労働基準法を準拠してください。→P8
- 9 技能実習生は評価試験を受検する必要があります。→P9

1 実習実施者は技能実習計画を作成し、認定を受ける必要があります。



- (1) 監理団体の指導の下、実習実施者が実習計画を作成します。
- (2) 相互に関連しており、かつ、複数の職種・作業で行うことに合理的な理由がある、通常3つの職種・作業までの技能実習が可能となりました。
- (3) 実習開始予定日に間に合うよう、1・3号であれば実習開始の4ヶ月前、2号であれば実習開始の3ヶ月前までに申請する必要があります。
(なお、申請は監理団体に委任し、監理団体が行うことも可能です。)

②作成



※1 実習計画の認定後、監理団体は出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格認定証明書交付申請（地方出入国在留管理局の標準審査期間2週間）を行い、その後、技能実習生は入国することになります。

2 技能実習責任者を配置する必要があります。



要件

- (1)実習実施者又はその常勤の役員若しくは常勤の職員であること※1
- (2)技能実習指導員、生活指導員など、実習に関与する職員を監督する立場にあること※2
- (3)過去3年以内に技能実習責任者を対象とした養成講習を修了していること

仕事の内容

技能実習に関与する職員の監督、技能実習の進捗状況の管理のほか、以下の事項の統括管理を行います。

- (1)技能実習計画の作成
- (2)技能実習生の技能等の評価
- (3)外国人技能実習機構又は監理団体に対する届出、報告、通知等の手続き
- (4)帳簿書類の作成及び保管、実習実施状況報告書の作成
- (5)監理団体との連絡調整 など

※1 実習責任者は指導員等を監督する立場にあることから、新人職員を名ばかりの実習責任者に選任することはできません。

※2 実習責任者は技能実習指導員及び生活指導員と兼務することも可能です。

3 技能実習生が居住する適切な宿泊施設の基準が決まっています。



住居の要件

- (1) 宿舍は火災による危険のある場所、衛生上有害な作業現場、被災の恐れがある場所などの付近を避けること
- (2) 寝室が2階以上にある場合は、簡単に屋外に通じる階段を2カ所以上設けること
- (3) 十分な消火設備を設置していること
- (4) 寝室は一人一人の十分なスペースを確保し、日当たりが良く、採暖の設備を設けること
- (5) 就眠時間が違う2組以上の実習生がいる場合、寝室を別にする
- (6) 食堂又は炊事場は衛生環境を整備し、病害虫を防ぐこと
- (7) トイレ、洗面所、洗濯場、浴場を設置し、清潔にすること
- (8) 宿泊施設が労働基準法に基づく「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、所定の届出等を行っていること

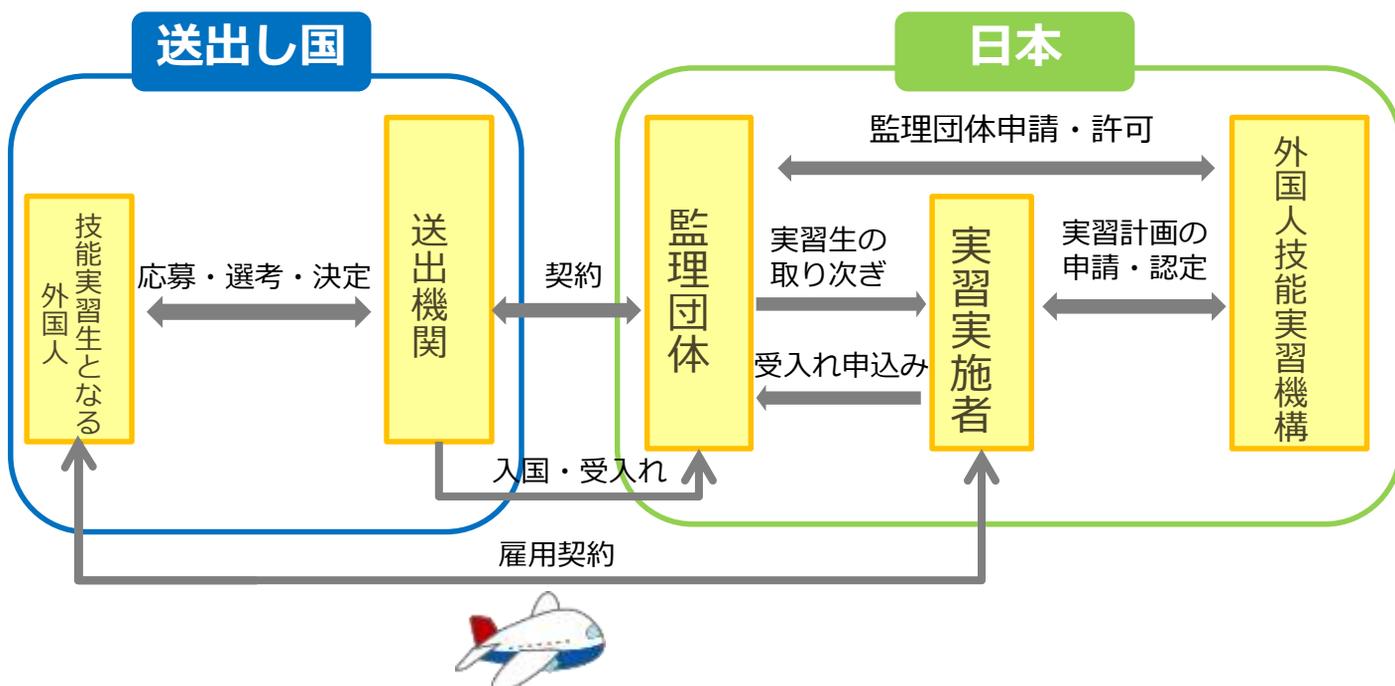
※ 旧制度から技能実習生を受け入れている宿泊施設については、その広さや設備等が上記の基準を満たさない場合であっても、別途代替措置などを講ずることにより適切な住居と認められる場合があります。事前に技能実習機構にご相談下さい。

4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受け入れる必要があります。

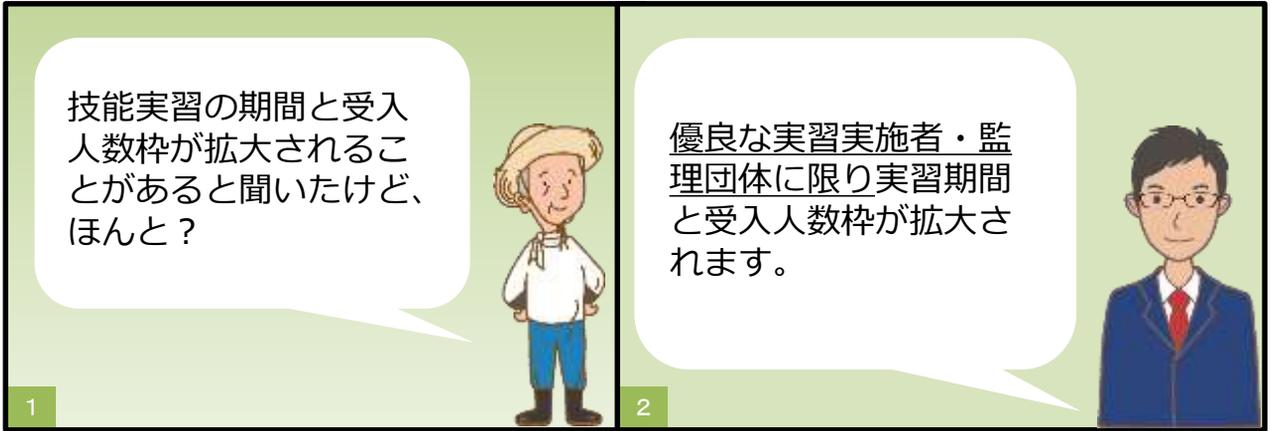


監理団体には、

- ・ 技能実習 1号（1年目） / 2号（2年目・3年目）のみ受入れができる団体
 - ・ 3号（4年目・5年目）も含めて受入れができる団体
- がありますので、事前にご確認ください。



5 優良な実習実施者・監理団体は実習期間と受入人数枠が拡大されます。



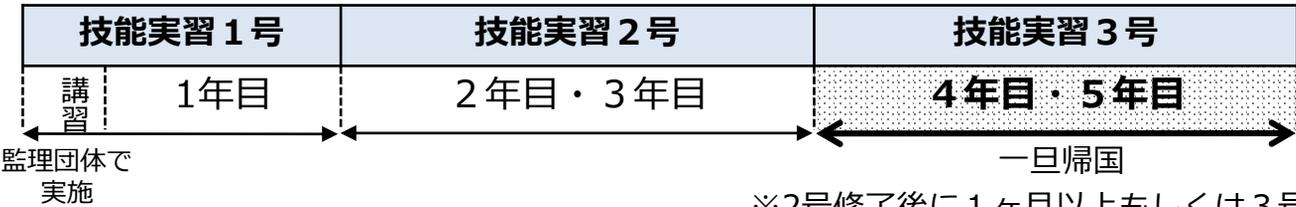
優良な実習実施者の要件

以下の要件について、ポイント制（120点満点）で72点以上であれば、優良な実習実施者とみなされます。

- (1)技能等の修得等に係る実績（70点）
 - (2)技能実習を行わせる体制（10点）
 - (3)技能実習生の待遇（10点）
 - (4)法令違反・問題の発生状況（5点※）
 - (5)相談・支援体制（15点）
 - (6)地域社会との共生（10点）
- （※ 違反は大幅減点）

実習期間の拡大

- (1)最大5年間（技能実習1～3号通算）の技能実習が可能となっています。
- (2)技能実習生は技能実習3号に移行する場合、2号修了後に1ヶ月以上もしくは3号実習開始後1年以内に1ヶ月以上1年未満、一旦帰国する必要があります。



※2号修了後に1ヶ月以上もしくは3号実習開始後1年以内に1ヶ月以上1年未満

(例) 実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合の人数枠

受入人数枠の拡大

例えば、実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合、右の表の技能実習生を受け入れることができます。

- ※1 常勤の職員数が31人以上の場合、人数枠は変わります。
- ※2 受け入れられる人数制限が、1～3号それぞれで設けられています。次の人数を超えてはなりません。
- 1号：常勤職員数 2号：常勤職員数の2倍
- 3号：常勤職員数の3倍

| | 通常の場合 | 優良の場合 |
|--------|-------|-------|
| 技能実習1号 | 3人 | 6人 |
| 技能実習2号 | 6人 | 12人 |
| 技能実習3号 | - | 18人 |
| 合計 | 9人 | 36人 |

6 技能実習の開始後、技能実習機構に届出が必要となります。



- (1) 実習を開始したらすぐに技能実習機構へ届出をして下さい。
- (2) 実習期間中、技能実習生に従事させた業務などを記載した帳簿書類を作成する必要があります。
- (3) 監理団体の指導を受けて、実習実施状況に関する報告書を作成し、毎年1回、4月1日から5月31日までに、技能実習機構に提出する必要があります。

7 技能実習生に対し、人権侵害行為等を行った場合、罰則が設けられています。



技能実習生への人権侵害行為などを行った場合、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金などの罰則があります。

8 労働時間関係の労働条件についても、労働基準法を準拠してください。



- (1) 農業の場合、労働基準法の労働時間・休憩・休日等に関する規定については適用除外とされています。
- (2) しかしながら、技能実習制度の適正・的確な運用のため、農業分野で技能実習を実施する場合は、労働基準法を準拠してください。

労働基準法を準拠するもの

| | |
|-----------------|---|
| ①労働時間について | <p>原則1日8時間、週40時間まで。 変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをする。</p> <p>※健康管理の観点から、すべての人の労働時間の状況を客観的に把握しなければならない。</p> |
| ②休憩について | <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間が6時間を超える場合：少なくとも45分。 ・労働時間が8時間を超える場合：少なくとも1時間。 |
| ③休日について | <p>原則、毎週少なくとも1日。 年次有給休暇は、採用後6カ月以上、出勤8割以上で10日を付与。その後、1年経過毎に休日が増える。</p> <p>※年5日の年次有給休暇の取得を、雇用者側に義務づけられた。</p> |
| ④時間外、休日、深夜の割増賃金 | <p>所定の手続きにより、法定労働時間の原則を超えて労働させることができるが、割増賃金を支払うことが必要（なお、農業の場合であっても深夜労働に関する割増賃金の規定は適用除外とならない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働：通常の労働時間の賃金の計算額の<u>2割5分以上</u> ・休日労働：通常労働日の賃金の計算額の<u>3割5分以上</u> ・深夜労働（午後10時～午前5時）：通常の労働時間の賃金の計算額の<u>2割5分以上</u> <p>※残業時間の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時の特別な事情がなければこれを超えることはできない。臨時の特別な事情があっても、<u>年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）</u>を超えることができない。</p> <p>さらに、原則である月45時間を超えることができるのは、年間<u>6ヶ月</u>まで。</p> |

9 技能実習生は技能実習評価試験を受検する必要があります。



- (1) 1号修了時においては、実技試験と学科試験の受検が必須です。2号・3号修了時においては、実技試験の受検が必須ですが、学科試験についても受検することが勧奨されます。
- (2) 2号・3号の技能実習に移行するためには、それぞれ前段階の技能実習において目標とした試験に合格している必要があります。
- (3) 技能実習機構では、技能実習生が技能実習評価試験を適切に受検出来るよう、監理団体等の申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ等を行う受検手続支援を行っています。

※技能実習機構による受検手続支援の申込期限

- ・初級 : 技能実習計画の認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の6ヶ月前まで
- ・専門級、上級 : 技能実習計画の認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の12ヶ月前まで

- (4) 農業職種の技能実習評価試験の日程は全国農業会議所のホームページ（下記URL）で確認できます。

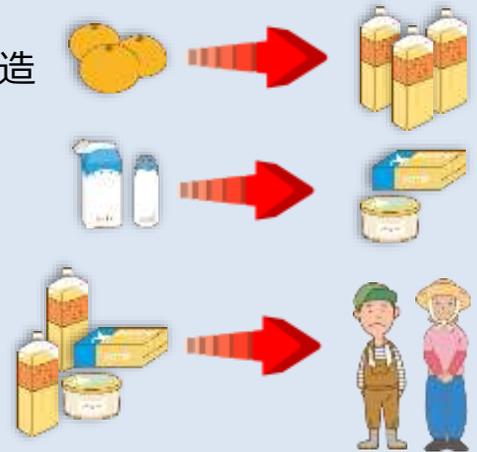
<https://www.nca.or.jp/support/farmers/examination/schedule.html>

Ⅱ 技能実習制度でできること。

1. 技能実習生は農作業以外に農畜産物を使用した加工作業も関連業務として行うことができます。また、販売作業も技能実習として行うことが可能な場合もあります。

例えば・・・

- ・ 果物を材料としたジュース、ジャム等の製造
- ・ 牛乳を原料としたチーズ等の製造
- ・ 製造した商品の販売作業



！ 加工作業などの関連業務への従事は実習時間全体の2分の1以下に限られます。また、周辺業務への従事は実習時間全体の3分の1以下に限られます。

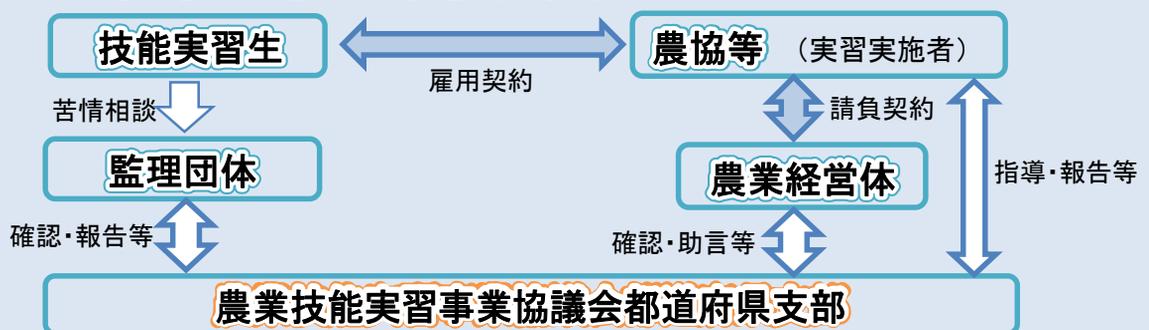
！ 加工作業は農業関係職種の審査基準に関連業務とされていますが、審査基準の定めのない販売作業などを関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。

その場合、

- ・ 関連業務であれば、同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であり、かつ、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること
- ・ 周辺業務であれば、同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務に該当するものを除く）であること

について、技能実習計画認定申請時に、理由書の提出により立証いただく必要があります。判断に悩む場合には、技能実習機構の地方事務所・支所の認定課に事前に御相談下さい。

2. 農協が実習実施者となって、通年で技能実習生を受け入れることができます。



- ！ 請負契約において、農業者の方が実習生に指示を行うことはできません。
- ！ 都道府県の関与による一定の管理体制が必要です。

お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 外国人技能実習機構 TEL : 03-6712-1523 (代)
- 監理団体部 (監理団体の許可に関すること) TEL : 03-6712-1923
- 地方事務所・支所 (技能実習計画の認定に関すること)
※【 】内は担当区域

- 札幌事務所【北海道】 TEL : 011-596-6470
- 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】
TEL : 022-399-6326
- 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】
TEL : 03-6433-9211
- 水戸支所 (東京事務所)【茨城県】 TEL : 029-350-8852
- 長野支所 (東京事務所)【新潟県、長野県】 TEL : 026-217-3556
- 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】 TEL : 052-684-8402
- 富山支所 (名古屋事務所)【富山県、石川県、福井県】 TEL : 076-471-8564
- 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】
TEL : 06-6210-3351
- 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】 TEL : 082-207-3123
- 高松事務所【徳島県、香川県】 TEL : 087-802-5850
- 松山支所 (高松事務所)【愛媛県、高知県】 TEL : 089-909-4110
- 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】 TEL : 092-710-4070
- 熊本支所 (福岡事務所)【熊本県、宮崎県、鹿児島県】 TEL : 096-223-5372

農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 一般社団法人 全国農業会議所 TEL : 03-6910-1124 (代)

その他具体的な内容やご相談等については、下記までお問い合わせください。

- 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 TEL : 011-330-8809
- 東北農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 022-221-6217
- 関東農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 048-740-0394
- 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 076-232-4238
- 東海農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 052-223-4620
- 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 075-414-9055
- 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 086-224-8842
- 九州農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 096-300-6375
- 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL : 098-866-1628

-
- 農林水産省経営局就農・女性課 TEL : 03-6744-2159

中小企業連携組織対策推進事業

令和3年度概算要求額 6.9億円（6.9億円）

事業の内容

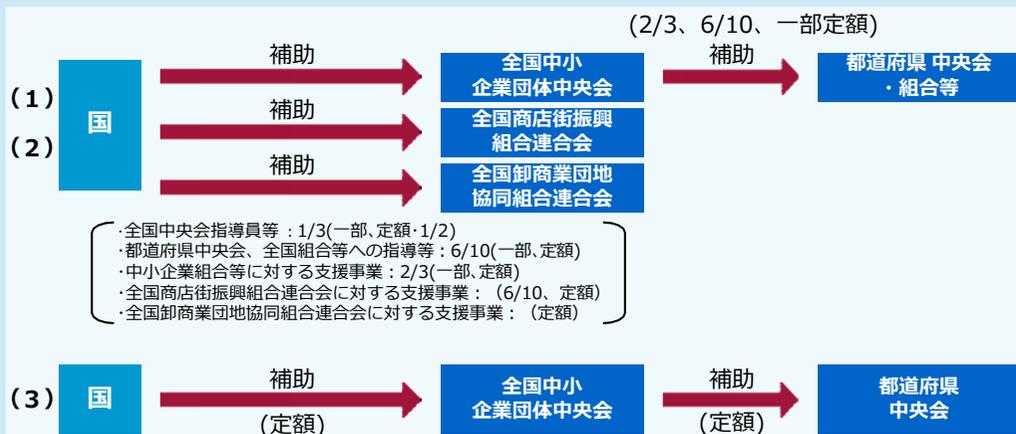
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等を支援します。
- 具体的には、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援します。
- また、中小企業組合及び組合員が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を抱える組合を伴走型支援する取組を支援します。
- さらに、中小企業団体中央会が、外国人技能実習生の受入を行う組合に対して、受入事業が適正に実施されるように指導・支援します。

成果目標

- 中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指します。
- 外国人技能実習実施機関に対する労働基準監督機関による違反率を減少させることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 中小企業組合等指導・支援事業

- 全国中小企業団体中央会が実施する、中小企業組合の設立・運営指導に要する経費を補助します。
- 全国中小企業団体中央会が実施する、都道府県中小企業団体中央会指導員の能力向上のための研修会等に要する経費を補助します。
- 全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業等に要する経費を補助します。

(2) 中小企業組合等課題対応支援事業

- 中小企業組合及び組合員等が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を解決したい組合等を伴走型支援して、マニュアルの策定や販路開拓等の取組を行うために要する経費を補助します。また、取引力等を強化する取組に要する経費を補助します。

【取組事例】

近隣県の組合同士の連携により、経費を大幅に削減

(シングルポア南協同組合・協同組合庄原ショッピングセンター・協同組合ポルカ)

- ・ 効率的かつ効果的な販売促進策を構築するため、他の類似した共同店舗の事業協同組合と連携して調査・研究を実施。
- ・ お客様アンケートやポイントカードのデータ等から顧客ニーズを捉え、効率的なPRを実施し、参加した組合の中には、チラシコストの30～40%削減に成功。

(3) 外国人技能実習制度適正化事業

- 外国人技能実習制度を適正に実施するために、受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等を対象に中小企業団体中央会が行う巡回指導や講習会の開催等に要する経費を補助します。

農業の働き方改革雇用促進研修会開催

～外国人技能実習生・特定技能外国人を活用している

農家の皆様、今後活用を考えている農家の皆様～

適正な受け入れと働き方改革を行ない 農業に人が集まる魅力ある職場づくりを学ぼう！

ZOOM によるオンライン開催（事前申し込み限定）

日時

令和3年 2月12日(金) 13:30～16:00

※新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、WEB開催とします。(ZOOM)

参加無料

研修内容

① 外国人材をめぐる情勢・課題と今後の動向について

センチュリー法律事務所 弁護士 杉田 昌平氏

② 外国人不法滞在・不法就労等の現状について

長野県警察本部 佐久警察署

③ 外国人材の受け入れにあたっての留意点について

東京出入国在留管理局

※研修内容は変更となる場合がありますのでご了承ください。



すぎた しょうへい
杉田 昌平氏

センチュリー法律事務所
弁護士

平成23年弁護士登録(東京弁護士会)、入管局出済弁護士(平成25年～)、日本弁護士連合会中小企業海外展開支援担当弁護士(平成30年度)、名古屋大学大学院法学研究科研究員、慶應義塾大学法科大学院・グローバル法研究所研究員、ハノイ法科大学客員研究員。

外国人材受け入れに関する講演・研修を多数行っている。

オンライン参加の流れ

- ①裏面のチラシによりお申し込みください。
(Eメールアドレスを必ずご記載ください)
- ②後日、いただいたメールアドレスに、ZOOMの会議情報(ID・パスワード)および資料を送付いたします。
(ドメイン指定拒否の受信設定をされている方は、「chu.nn-ja.or.jp」の解除をお願い致します。)
- ③当日、会議情報(ID・パスワード)に基づき、ZOOMのHP(<https://zoom.us/>)もしくはアプリ(事前ダウンロード必要)より、ご入場をお願いします。

その他 参加無料 ※裏面の参加申込書にてお申し込み下さい

主催 JA長野県農業労働力支援センター / 長野県

お問合せ JA長野中央会 営農支援室 TEL026-236-2019 FAX026-236-2008



グローバルな
力が、企業の
未来を拓く

外国人材と企業を結ぶ 茨城県外国人材支援センター

茨城県では、「茨城県外国人材支援センター」を新設しました。当センターには、専門のアドバイザーが常駐しており、県内での就労を希望する外国人（留学生を含む）と県内企業との就職マッチング支援、外国人材を雇用したい企業への各種支援、セミナーの開催、専門家派遣などの支援を行っています。



外国人採用でこんなお悩みありませんか？

- 外国人材を雇用したい
- 特定技能制度を活用したい
- 雇用のミスマッチングを避けたい
- 求人情報の掲載、求職者情報の閲覧
- 外国人材の定着支援を受けたい
- 行政書士の支援を受けたい

企業の抱える
課題を解決します

くわしくは裏面をご覧ください

- 行政書士による無料相談会の開催
- 専門アドバイザーによる企業支援
- 外国人雇用の受け入れや体制の整備に関する各種支援 など



茨城県外国人材支援センターは企業の抱える課題を解決します

茨城県外国人材支援センターでの登録について

茨城県外国人材支援センターは、外国人材を雇用している、これから雇用したい、雇用を検討したいという県内の企業・団体組合・介護施設などの事業者の皆様の登録をお待ちしています。また、留学生が在籍する、日本語学校、専門学校、大学・短大などの教育機関の登録エントリーも受け付けております。登録エントリー方法はホームページをご覧ください。アドバイザーが訪問し、ニーズに合う支援を行います。



専門アドバイザーによる支援

専門アドバイザーによる各種支援を実施しております。

- ・茨城県内に就労を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング支援
- ・企業向け各種セミナーの実施
- ・「集中支援企業」(ロールモデル企業の育成)への支援
- ・茨城県で就労した外国人材の帰国後の就職支援
- ・企業向けの外国人材受け入れ環境コンサルティング支援
- ・介護事業所向けの支援

登録エントリー及び専門家派遣、無料相談につきましては、センターへお気軽にご相談ください。



行政書士による無料相談会の開催

毎週火曜日に相談会を開催しております。(ただし、第5火曜日は開催いたしません)

相談は予約制です。あらかじめセンターへご連絡ください。

相談時間は1社30分～60分程度です。

相談料は無料、秘密厳守いたします。お気軽にご相談ください。

こんなご相談に対応します

- ・外国人を雇用したい
- ・雇用事業主として必要な心構え
- ・雇用する方法が分からない
- ・雇用に関する各種助成 など
- ・ピザの更新方法や種別



茨城県外国人材支援センター

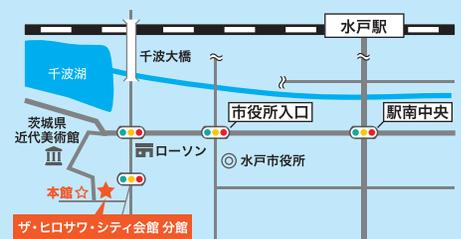
TEL. 029-239-3304 FAX. 029-239-3305



茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館1階

9:00～17:00 (土日祝祭日及び年末年始を除く)

E-mail: info@ifc.ibaraki.jp ホームページ: <https://ifc.ibaraki.jp>



外国人からの生活全般に関する相談はこちら

(公財)茨城県国際交流協会 外国人相談センター

相談専用TEL. 029-244-3811 (平日は受付8:30～17:00)

茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館2階

外国人相談センターでは、日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・その他の言語で、外国人の皆さんの法律、労働、結婚、教育など、生活全般についての相談受付をしています。

※相談できる言語は曜日によって異なります。

いばらきけんこくさいこうりゅうきょうかい がいこくじんそうだん
茨城県国際交流協会 外国人相談センター
 TEL 029-244-3811

日本での生活全般について問題が解決できるように、外国人の相談を受け付けます。

- 内容** 法律、労働、結婚、教育、ほか生活全般
言語 日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語 ほか
受付方法 毎週 月～金曜、8:30～17:00 まで (昼 12:00～13:00 は休み) ※祝祭日は休み
 電話または面接など (相談料は無料、秘密は守ります)
日時 協会の相談員が曜日ごとに受けます

| 月 (げつ) | 火 (か) | 水 (すい) | 木 (もく) | 金 (きん) |
|-------------|-------------|--------|---------|--------|
| 日本語 英語 そのほか | | | | |
| ベトナム語 | 韓国語 | タイ語 | ポルトガル語 | タイ語 |
| 中国語 | スペイン語 | 中国語 | タガログ語 | |
| 13:30-17:00 | ベトナム語 | ベトナム語 | インドネシア語 | |
| | インドネシア語 | | | |
| | 13:30-17:00 | | | |

※ほかの言語は、相談員が翻訳機器を使うなどします。

場所 〒310-0851 水戸市千波町 後川745 茨城県国際交流協会 内

弁護士による無料法律相談

月に2回、無料の弁護士相談ができます。場所は茨城県国際交流協会 (水戸市) です。
 ※事前に予約が必要。外国人相談センターに連絡してください。

外国人支援のための情報

メディカルハンドブック 病院でコミュニケーションができるように、簡単な会話表現、病気や症状などが日本語といっしょに書いてあります。

災害時マニュアル 地震・台風・洪水・原子力事故発生時の身の守り方、避難の注意点などが書いてあります。

(15言語版あります) インドネシア語版の例→

茨城県国際交流協会 HP

<https://www.ia-ibaraki.or.jp/>

日本語のほか、英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語版のHPがあります。



Mục lục 目次

I. QUẢN LÝ TÀI SẢN BỆNH VIỆN 病院の受付にて..... 04
 II. KHOA KHÁM BỆNH 診療科について..... 05-07
 (1) Chỉ dẫn chung cho từng bộ phận theo các triệu chứng (1) 症状による診療科の詳しい目安 05-06
 (2) Danh sách các khoa khám bệnh (2) 診療科の名称一覧 06-07
 III. CÁC CÂU HỎI KIỂM TRA KHÁM BỆNH 問診 08-10
 IV. TÌNH TRẠNG BỆNH HIỆN TẠI 現在の症状 11-18
 (1) Thời điểm phát bệnh (1) 発症時期 11
 (2) Triệu chứng bệnh chung trên cơ thể (2) 全身の症状 11
 (3) Triệu chứng bệnh riêng ở từng cơ thể (3) 部位別の症状 12-18
 ■ Triệu chứng ở Đầu 頭部の症状 12
 ■ Triệu chứng ở Mắt 目の症状 12
 ■ Triệu chứng ở Tai 耳の症状 12-13
 ■ Triệu chứng ở Miệng 口の症状 13
 ■ Triệu chứng ở Miếng 喉の症状 13
 ■ Triệu chứng ở Cổ họng 首の症状 13
 ■ Triệu chứng ở Cánh tay 腕の症状 14
 ■ Triệu chứng ở Ngực 胸の症状 14
 ■ Triệu chứng ở Thắt lưng 腰の症状 14
 ■ Triệu chứng ở da (chẩn đoán lâm sàng) 皮膚科/消化器科の症状 15
 ■ Triệu chứng ở Bộ phận tiết niệu 泌尿器科の症状 15
 ■ Triệu chứng ở Hô môn 内分泌科の症状 15-16
 ■ Triệu chứng ở Não, thần kinh, cơ bắp 脳神経 筋の症状 16
 ■ Triệu chứng về Tinh thần 精神科の症状 16
 ■ Triệu chứng về da liễu 皮膚科の症状 16-17
 ■ Triệu chứng bệnh phụ khoa 女性の症状 17
 ■ Triệu chứng bệnh của trẻ em 子どもの症状 17
 ■ Triệu chứng vết thương けがの症状 18

だれ のこ びょうき
誰ひとり残さず コロナの病気に ならないように しましょう

注意してください：会社等の寮の浴室はよく換気、寝具・衣類は自分用のみ、食事は少人数で静かに

COVID-19 いろいろな国のことばでの説明 厚生労働省のサイト <https://www.c19.mhlw.go.jp/>

- ・国は出入国管理及び難民認定法の一部改正により、新たな在留資格として「特定技能」を創設
- ・栃木県内の外国人住民数は令和2(2020)年12月末現在で42,828人(8年ぶりに減少)
- ・外国人労働者数も令和2(2020)年10月末現在で27,606人と過去最高を更新

県内で暮らす
外国人は今後も
増加する見込み

特定技能外国人は454人 (R3.3末現在)

とちぎ外国人材活用促進協議会

企業等(製造業、農業、建設業、介護、サービス業等)によるプラットフォーム

市町、教育委員会、国際交流団体、栃木労働局等の関係機関や企業等との連携の下、外国人材の適切な活用のための諸課題について検討し、情報を共有することにより、県内企業等の適切な受入れを支援する。

企業・事業者等
(外国人受入れ機関)

市町・教育委員会・
国際交流団体等

専門家
(弁護士・行政書士等)

登録支援機関
技能実習監理団体

業界団体・
教育機関・金融機関

国の機関
(入管・労働局・JETRO)

外国人材
コーディネーター
(総合的な相談対応)



人材面で企業等を支える

グローバル人材の確保

- ・合同企業説明会の開催(県内、県外(オンライン)、ベトナム)
- ・キャリアセンター職員向け企業説明会の開催(新規)

技能実習や特定技能等に関する
セミナーの開催

多文化
共生の
推進

外国人材等の受入体制の整備

外国人向け相談窓口、企業向け相談窓口の運営

多文化共生の地域力向上

フォーラムの開催、市町等の職員に対する研修等

地域日本語教育の体制づくり

総合調整会議の開催(新規)、日本語教育コーディネーターの配置(新規)等



令和3（2021）年度 多文化共生関連施策

－外国人住民が地域の担い手となる社会の実現－

外国人の日本語能力の向上

- 総合調整会議の開催、日本語教育コーディネーターの配置 **NEW!**
産学官民が連携し、地域日本語教育を推進するための総合調整会議の開催や日本語教育コーディネーターの配置
- 日本語学習支援者を対象とした研修事業
県内の地域や企業等において、日本語学習を支援したいと思っ
ている方や既に活動している方等を対象に研修会を開催
- 多言語による日本語教室の情報提供

外国人支援を担う人材の育成

- 「多文化共生」実務者対応力向上事業
市町、市町国際交流協会の職員等を対象とした、多文化共生や災害
時の外国人支援に関する研修を実施
- 生活者としての外国人を支援するボランティアの育成
(災害時外国人サポーター、通訳者、やさしい日本語普及員)
- 外国人キーパーソンの発掘・育成 **NEW!**

外国人の地域社会参画の促進

- とちぎ多文化共生フォーラムの開催
多文化共生に係る県民意識の更なる向上を図るため、外国人を含む
県民を対象とした「とちぎ多文化共生フォーラム」を開催
- 市町や民間団体等を通じた地域活動への参加促進
- グローバル人材確保支援事業
県内・県外・海外(ベトナム)での合同企業説明会、
キャリアセンター職員向け企業説明会 **NEW!**
- 外国人留学生用支援サイトの運営



多言語による情報提供の推進

- 「とちぎ外国人相談サポートセンター」の運営
- 「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン」の運営 **NEW!**
- 多言語による生活情報の提供

外国人材の受入環境の整備促進

- 「とちぎ外国人材活用促進協議会」の運営
県内企業等による外国人材の積極的な活用を促進するため、企業や
関係団体等で構成する協議会の運営
・総会、部会(製造・農業・介護・建設・サービス(宿泊)業)の開催
- 「企業向け外国人材雇用等相談窓口」の運営
- 「外国人材コーディネーター」の配置
企業や技能実習監理団体、海外の送り出し機関などから情報収集を
行い、外国人材の雇用に取り組む企業の支援等を実施

とちぎ外国人相談サポートセンター
Tochigi Consultation and Support Center
for Foreign Residents

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町9-14 とちぎ国際交流センター内
Tochigi International Center, 9-14 Honcho, Utsunomiya City, Tochigi 320-0033

TEL 028-627-3399

(9:00AM ~ 4:00PM, 火曜日/Tue ~ 土曜日/Sat)

運営: 公益財団法人栃木県国際交流協会
operated by Tochigi International Association (TIA)

「とちぎ外国人相談サポーター」

「わたしの避難カード」(9言語)

Hãy cho xem trong trường hợp cần thiết. 必要が起きたとき、覚えてください。

やさしい日本語で、ゆっくりに読んでください。
やさしい日本語で、ゆっくりに読んでください。
Yasashii Nihongo de Yukkuri Hanashite Kudasai
(Hãy dùng tiếng Nhật dễ hiểu và xin nói chậm lại)

避難所に連れて行ってください。
Hãy đưa tôi tới nơi lánh nạn

発行: 平成30年11月
Tỉnh Tochigi và Hiệp hội giao lưu quốc tế Tochigi (TIA)
(TEL 028-621-0777)

わたしの避難カード
英語が起きたときに、自分を守るためのカードです。
・(実際に避難したから?)と勘違い
しながら読んでください。
・必要に応じて書いて、いつか使っ
ていてください。

「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン」

Coronavirus Hotline for Tochigi Foreign Residents

外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン

Please call us for coronavirus related inquiries.

028-678-8282 (09:00-24:00)

| | | |
|------------------|------------|------------|
| English | 中文 | Tiếng Việt |
| Tagalog | Portuguese | Español |
| 한국어 | हिन्दी | ภาษาไทย |
| Bahasa Indonesia | မြန်မာ | မာလာ |
| Bahasa Melayu | മലയാളം | മലയാളം |
| Français | Deutsch | Italiano |

外国人のための医療情報ハンドブック(多言語版)

Medical Handbook for Foreigners
外国人の医療情報手帳
Médical na Prímpeleto para sa mga Dayuhan
Guia de Informações Médicas para Estrangeiros
外国人向け医療情報手帳
ພິມສຳລັບຄົນຕ່າງຊາດສຳລັບຂໍ້ມູນ
Tochigi Prefecture, Tochigi International Association

「医療情報ハンドブック」(9言語)

とちぎ国際交流センター

とちぎ外国人材 検索

公益財団法人 栃木県国際交流協会
Tochigi International Association

長野県内の企業・団体の皆さまの

外国人材の受け入れに関する 疑問・質問にお答えします！



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

たとえば・・・

技能実習生を受け入れるには
どうすればいいのだろうか・・・

外国人を雇用するとき
どんなルールが
あるんだろう・・・

外国人留学生を
採用するときの
注意点は？

新型コロナウイルスの
影響に対する支援策は
ありますか？

新しい在留資格の
『特定技能』って
どんな資格？



こんなときは、まずはお気軽にご相談ください

専門的知識を持った相談員（申請取次行政書士）が対応いたします
来所相談、電話相談のほか、出張相談も承ります

令和3年1月13日
開所！

長野県外国人材受入企業サポートセンター

電話 026-217-1471 FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

長野県長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会館内

相談時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00~16:00（事前予約制）

相談無料・秘密厳守



詳しくはこちらから

長野県外国人材受入企業サポートセンターは、長野県行政書士会が長野県の委託を受けて、県内企業・団体の皆さまからの外国人材受け入れに関するご相談に対応するために設置・運営するものです





FAX 026-217-1472

**長野県外国人材受入企業サポートセンター
相談申込書**

FAXでの申し込みは、以下の記入欄にご記入のうえ送信してください。
申し込み受付後、ご記入いただいた電話番号にご連絡いたします。

| | |
|--------------|------|
| 事業所名 | ふりがな |
| | |
| 業種 | |
| 所在地 | |
| 相談者 部署・氏名 | ふりがな |
| | |
| 連絡先電話番号 | |
| 相談内容 | |

※ご提出いただいた事業所の情報や相談内容は、法令に定めのある場合や相談者が同意された場合を除き、目的外に利用することや第三者に提供することはありません。

長野県外国人材受入企業サポートセンター

〒380-0836

長野市大字南長野南泉町1009-3

電話 026-217-1471

FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp